

行方市地域福祉計画・
行方市社会福祉協議会地域福祉活動計画

第3期計画 令和4年度～令和8年度

令和4年3月

行方市・行方市社会福祉協議会

ごあいさつ

これまでの福祉は、高齢者、障がい者、子どもなど、対象者ごとに必要なサービスの提供とその充実を図ってまいりました。しかし、日常生活における課題が複雑化・多様化し、個人や世帯単位で複合的な支援を必要とする状況が増えている昨今においては、対象者別の一つの制度のみでは対応が困難なケースが顕在化しています。



このような中、国は、平成 29 年に社会福祉法を改正し、高齢者、障害者、子どもなど、全ての人々が世代や分野を超えてつながることで、暮らしと生きがい、地域を共に創り、高め合うことのできる「地域共生社会」の実現を掲げ、その具現化に向けた改革を推進しています。

本市におきましても、少子高齢化や人口減少が進展する中、核家族化、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、依然として、地域や家庭におけるつながりの希薄化や日常生活における支え合いの基盤の弱体化の傾向が見受けられます。

そこで、社会情勢の変化や地域の課題に対応するため、また、これまでの制度・分野ごとの『縦割り』の取り組みではなく、地域全体で支え合い、助け合うという地域福祉の機能を一層高めるために、前計画を見直し、「第3期行方市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

本計画では「誰もがみんな ふれ合い、支え合い、助け合うまち なめがた」という基本理念の下、包括的・総合的サービスな支援を行うとともに、市民の誰もが何らかの形で「自分事」として地域福祉に関わり、住み慣れた家庭と地域で生きがいを実感できるまちづくりに取り組んでまいります。今後ともその実現を目指して、体制の強化や計画の一体的な推進を図ってまいりますので、市民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりご尽力いただきました策定委員会の皆さまをはじめ、アンケート調査などで貴重なご意見・ご提言をいただきました市民ならびに関係者の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和4年3月

行方市長・行方市社会福祉協議会長 鈴木 周也

目 次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画の趣旨と背景	3
2 地域福祉とは	4
3 計画の位置づけと計画の期間	5
(1) 計画の法的根拠と役割	5
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定	6
(3) その他関連計画	6
4 計画の期間	7
5 計画の策定体制	7
(1) 策定委員会の実施	7
(2) ワーキングチームの実施	7
(3) アンケート調査の実施	7
(4) パブリックコメントの実施	7
6 近年の福祉施策や環境の変化等	8
(1) 地域共生社会の実現に向けた国の動向	8
(2) 持続可能な地域づくり～SDGs の視点～	10
第2章 行方市の現状	13
1 位置、地勢	13
2 人口の動向等	14
(1) 総人口等の推移	14
(2) 人口動態	15
3 子ども・高齢者・障がい者等の状況	16
(1) 子どもの状況	16
(2) 高齢者の状況	19
(3) 障害者手帳所持者数等の推移	21
(4) 生活保護世帯の推移	22
4 地域を支える活動等の状況	23
(1) 民生委員・児童委員の状況	23
(2) ふれあい・いきいきサロンの設置状況	23
(3) ボランティアセンターの活動状況	24
(4) シルバー人材センターの状況	25
(5) 老人クラブの状況	25
(6) 福祉に関する財政の推移	26
5 第2期計画の進捗状況	27
6 アンケート調査結果	32
(1) 地域の支え合いについて	33

(2)地域の行事やボランティア活動の参加状況.....	37
(3)福祉サービスについて.....	39
(4)バリアフリーのまちづくりを進めるために必要なこと.....	42
(5)安否確認、支援を行うための体制.....	42
(6)地域での移動に対する現在の外出状況及び将来の不安.....	43
(7)社会福祉協議会に期待すること.....	45
(8)民生委員・児童委員、主任児童委員活動で大変と感ずること.....	47
(9)民生委員・児童委員、主任児童委員活動を行うときの問題点や課題.....	48
(10)地域福祉に関して課題と感ずていること.....	49
(11)行方市の福祉施策をより充実させていくために重要な取り組み.....	50
(12)団体が活動を行う上で困っていること.....	51
(13)団体の活動を活発化していくために必要なこと.....	52
(14)地域福祉を担う人材の育成に必要なこと.....	53
7 課題の整理.....	54
(1)包括的な相談支援体制の充実.....	54
(2)ボランティア活動の活性化.....	54
(3)地域住民同士の交流機会の充実.....	55
(4)必要な支援や福祉サービスを利用できる体制の確保.....	55
(5)成年後見制度の利用促進.....	56
(6)災害時等の安全・安心を確保する体制の強化.....	56
第3章 計画の基本的な考え方.....	59
1 行方市が目指す地域福祉像.....	59
2 基本理念.....	59
3 基本目標.....	60
基本目標1 地域の支え合い・助け合いづくり.....	60
基本目標2 包括的な支援体制づくり.....	60
基本目標3 安全・安心な地域づくり.....	60
4 計画の体系.....	61
第4章 地域福祉の推進に向けた取り組み.....	65
基本目標1 地域の支え合い・助け合いづくり.....	65
1 市民の福祉意識の高揚.....	65
(1)地域住民の交流の促進.....	66
(2)学校教育の場での福祉教育の推進.....	67
(3)福祉に関する生涯学習や市民への意識啓発.....	68
2 地域福祉を担う人材の育成.....	69
(1)ボランティアの育成.....	70
(2)協働による地域福祉の推進.....	71
3 地域福祉活動団体との連携.....	72
(1)地域福祉活動の推進.....	73

(2)民生委員・児童委員の活動支援.....	74
(3)福祉団体への支援.....	75
基本目標2 包括的な支援体制づくり.....	76
1 安心して福祉サービスが利用できる仕組みづくり.....	76
(1)安定的な福祉サービスの提供と地域に密着した福祉サービスの展開.....	77
(2)市民に分かりやすい福祉情報の提供.....	80
(3)情報バリアフリーの推進.....	81
2 福祉ニーズへの総合的・専門的対応とケアマネジメントの仕組みづくり.....	82
(1)包括的な支援体制の構築・強化.....	83
(2)多様な主体による見守り・支え合い体制の充実.....	84
3 複合的な課題を抱えている人への支援の推進.....	85
(1)生活困窮者の早期把握.....	86
(2)生活困窮者の自立支援の推進.....	87
(3)あらゆる虐待の防止対策.....	88
4 障がいと理由とする差別の解消の推進.....	89
(1)障がいと障がい者への理解を広げる取り組み.....	89
(2)相談及び紛争の防止等のための体制の整備.....	90
基本目標3 安全・安心な地域づくり.....	91
1 すべての市民が安心して外出できる環境づくり.....	91
(1)バリアフリーのまちづくり.....	92
(2)市内交通の利便性の向上.....	93
2 市民生活の安全安心の向上.....	94
(1)避難行動要支援者対策等、防災・減災対策の推進.....	95
(2)地域ぐるみの防犯活動・交通安全対策の推進.....	96
第5章 行方市成年後見制度利用促進基本計画.....	99
1 計画策定の背景.....	99
(1)計画策定の趣旨.....	99
(2)計画の位置づけ.....	100
(3)計画の期間.....	100
2 本市の現状.....	101
(1)高齢者、障がいのある人の状況.....	101
(2)市長による審判の申立て.....	102
(3)アンケート調査結果.....	103
3 成年後見制度利用促進のための具体的な取り組み.....	104
【目標1】成年後見制度の周知及び啓発の強化.....	104
(1)制度の広報・普及.....	104
【目標2】権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築.....	104
(1)中核機関の設置.....	104
(2)地域連携ネットワークの構築.....	105

【目標3】相談支援機能及び利用支援体制の強化	106
(1)相談支援機能の強化	106
第6章 計画の推進に向けて	109
1 計画の推進体制	109
(1)地域住民、関係機関・団体等との連携	109
(2)市の関係課の連携、市と社会福祉協議会の連携	109
(3)社会福祉協議会の組織体制の強化	110
2 進行管理	111
3 目標値の設定	112
資料編	115
1 行方市地域福祉計画策定委員会設置要綱	115
2 行方市社会福祉協議会第3期行方市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	116
3 行方市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	117

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨と背景

近年、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、安全・安心に対する意識の高まりなど、福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

地域においても、コミュニティ活動の担い手不足や担い手の高齢化が進むなどにより支え合いの機能は低下しています。加えて、生活困窮やひきこもりの状況にある家庭、介護や子育てなどの悩みや不安を抱えながらも周囲の協力を得ることができない家庭などが増加しています。

さらに、高齢の親が中高年のひきこもる子どもの生活を支える「8050 問題[※]」や、介護と育児を同時に担う「ダブルケア」、18 歳未満の子どもが家族のケアを担う「ヤングケアラー」の問題など、1 世帯で複数のリスクを抱える問題が生じています。

国では、これまで高齢者や障がい者、子どもなど、各対象を支援するための福祉制度を整備し、支援が必要な人への取り組みを充実させてきましたが、社会や地域の状況を踏まえ、今後は、制度の枠組みに捉われず一人一人が尊重される「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

そのためには、一人一人が地域や福祉の課題を「自分ごと」として捉え、地域に主体的に関わることや、行政をはじめとした専門機関が連携し、包括的な支援体制を整備していくことが求められます。

このような状況を踏まえ、本計画では、市と社会福祉協議会の連携だけでなく、市民、事業所、関係機関などと協力しながら、地域福祉の推進を図っていきます。

なお、本計画策定期間中(令和3年度)、新型コロナウイルス感染症の影響が出ており、現段階では「新たな生活様式」を適宜取り入れながら各施策・事業を展開していますが、その終息は未だ見通せない状況です。本計画の期間中(令和4年度から令和8年度)においても、可能な限りの新型コロナウイルス感染症等への対応を踏まえた上で計画を推進します。

[※] 8050 問題:80 歳代の親と 50 歳代の子どもの組み合わせによる生活問題。

2 地域福祉とは

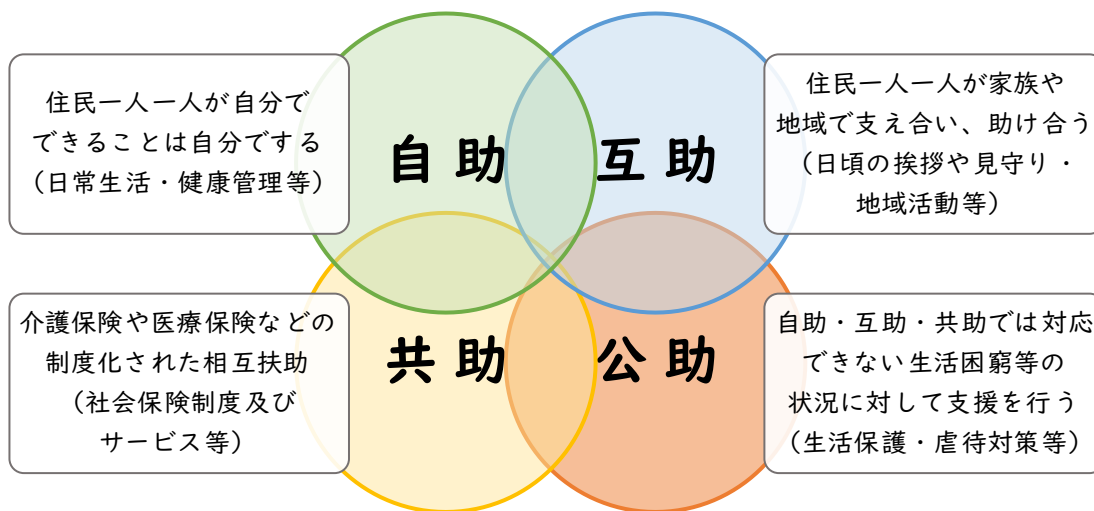
地域福祉とは、誰もが安心して暮らすことができるよう、住民、行政、社会福祉関係団体などが、ともに助け合い支え合う地域づくりを行うことです。

そのためには、住民一人一人が、自分でできることは自分でする「自助」の意識を持つとともに、家族や地域で助け合い支え合う「互助」の考え方を持つことが大切です。

そして、行政には、介護保険や医療保険などの制度化された相互扶助である「共助」の役割が求められるとともに、自助・互助・共助では対応できない生活困窮等の状況に対して支援を行う「公助」の役割が求められます。

本計画では、こうした「自助・互助・共助・公助」のそれぞれの役割分担のもとで相互に補完し合いながら、地域社会を構成するあらゆる人たち(地域における多様な主体)がともに手を携え、自分たちの持っている特性を生かし、地域福祉の推進という共通の目的に向かって計画を推進します。

■本計画における「自助・互助・共助・公助」の考え方



3 計画の位置づけと計画の期間

(1) 計画の法的根拠と役割

① 地域福祉計画

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な理念を明らかにし、その実現のための基盤や役割づくりなど総合的な方向性を示した計画となります。

○社会福祉法第 107 条

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 包括的な支援体制の整備に関する事項(社会福祉法第 106 条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

② 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、本市では行方市社会福祉協議会が、上記の理念や仕組みを踏まえつつ、地域住民や関係機関と連携・協働し地域福祉を推進するための具体的な取り組みをまとめた計画となります。

○社会福祉法第 109 条

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

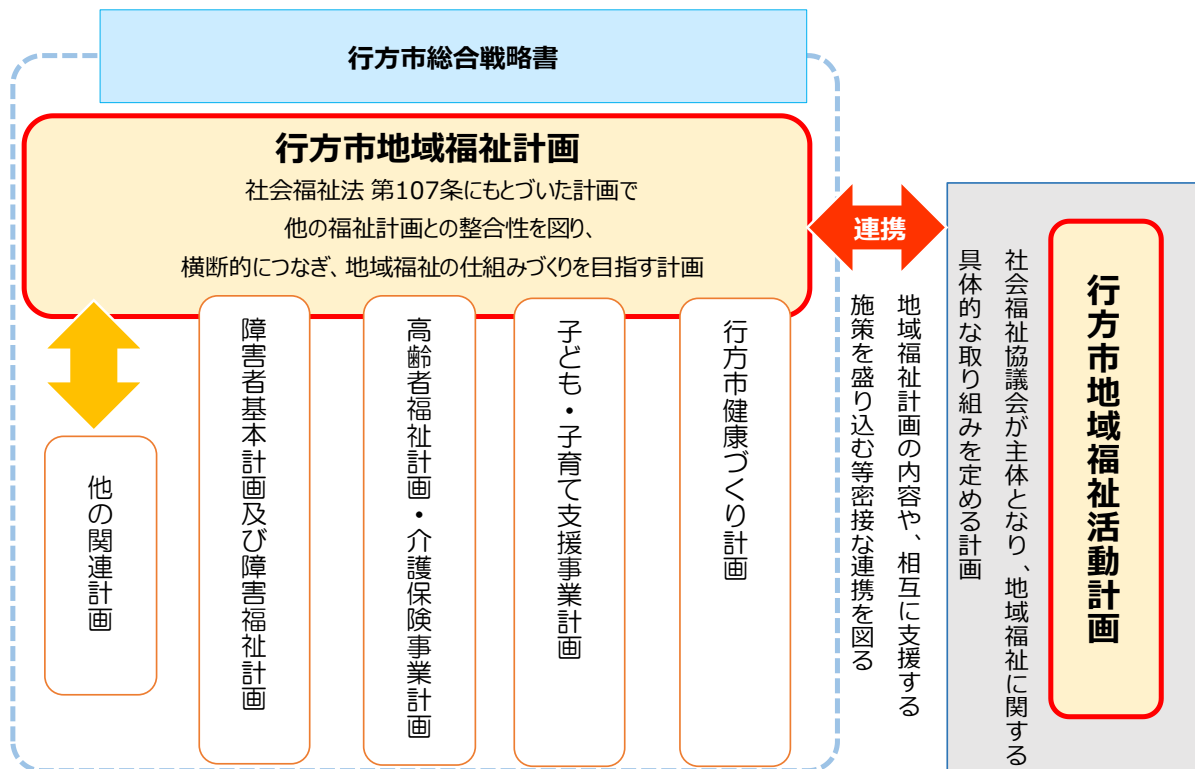
地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げ、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら地域福祉を進展させていく、車の両輪となるものです。

本市においては、「理念・基盤・仕組み」づくりである「地域福祉計画」と、それらを実現するための地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。一体的に策定することで、それぞれの内容の共有や、支援する施策を相互に盛り込むなどの密接な連携を図ることができます。

(3) その他関連計画

本計画は福祉に関する総合的な計画として、関連する分野別計画との連携を図りつつ、地域福祉の視点から横断的に施策の推進を図り、包括的な支援体制の構築を目指します。

■ 計画の位置づけ



4 計画の期間

新たな計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、市を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 計画の策定体制

(1)策定委員会の実施

地域福祉に関する事項を審議するため、市民の代表、学識経験者、福祉に関する団体及び事業者等で構成する策定委員会を設置し、審議しました。

(2)ワーキングチームの実施

計画策定の中心となる関係各課等による作業チームを設置し、課題解決への取り組み内容や地域福祉推進の方向性を検討しました。

(3)アンケート調査の実施

地域福祉に関する実態や意識を把握するため、市民を対象とした「地域福祉に関するアンケート調査」、民生委員・児童委員を対象とした「民生委員・児童委員アンケート調査」、市内で活動する団体を対象とした「関係団体調査」を実施し、ご意見をうかがいました。

(4)パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、広く市民から意見を求めるため、令和4年2月にパブリックコメントを実施しました。



6 近年の福祉施策や環境の変化等

本市の地域福祉の目指す姿を展望し、地域福祉を推進していくためには、社会動向を的確に捉えていくことが重要となります。

国や県の地域福祉に関連する法律や計画の動向など、今後の地域福祉の在り方について整理します。

(1)地域共生社会の実現に向けた国の動向

①「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(平成 27 年9月)

地域社会を取り巻く環境の変化によって、福祉ニーズが多様化・複雑化していることを背景に、従来の分野別の社会福祉サービスから、すべての人が世代や背景を問わず安心して暮らし続けられるまちづくり(全世代・全対象型地域包括支援)の必要性を提示しました。包括的な相談体制や総合的な福祉サービスの提供など、4つの改革の方向性を示しました。

②「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月)

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を踏まえ、制度・分野ごと「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を提唱しました。

③「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置(平成 28 年7月)

「地域共生社会」の実現に向けた具体的な検討を行い、最終とりまとめ(平成 29 年9月)として、市町村における包括的な支援体制の構築や、地域福祉計画で各福祉分野に共通して取り組むべき事項等を提示しました。

④「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」 (平成 30 年 4 月施行)

地域共生社会の実現に向けて、地域福祉推進の理念が明記されるとともに、その理念を実現するために、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

また、市町村の地域福祉計画に「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定めるなど地域福祉計画の充実について記載されました。

⑤「地域共生社会推進検討会」の設置(令和元年5月)

市町村における包括的な支援体制の整備のあり方や、今後強化すべき社会保障・生活支援の機能について検討し、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業の創設等について提示しました。

⑥「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」 (令和3年4月施行)

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、「相談支援(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援)」、「参加支援(社会とのつながりや参加の支援)」、「地域づくりに向けた支援(地域住民同士が気にかけて合う関係性の育成支援)」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

■地域共生社会のイメージ図



資料:厚生労働省ホームページ「地域共生社会のポータルサイト」

(2)持続可能な地域づくり～SDGsの視点～

平成 27 年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取り組みが進められています。

SDGs の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても、SDGs の 17 の目標における取り組みを意識し、SDGs の達成に貢献していくことが求められます。

■持続可能な開発目標(SDGs)の概要



資料:外務省ホームページ「JAPAN SDGs Action Platform」

第2章

行方市の現状

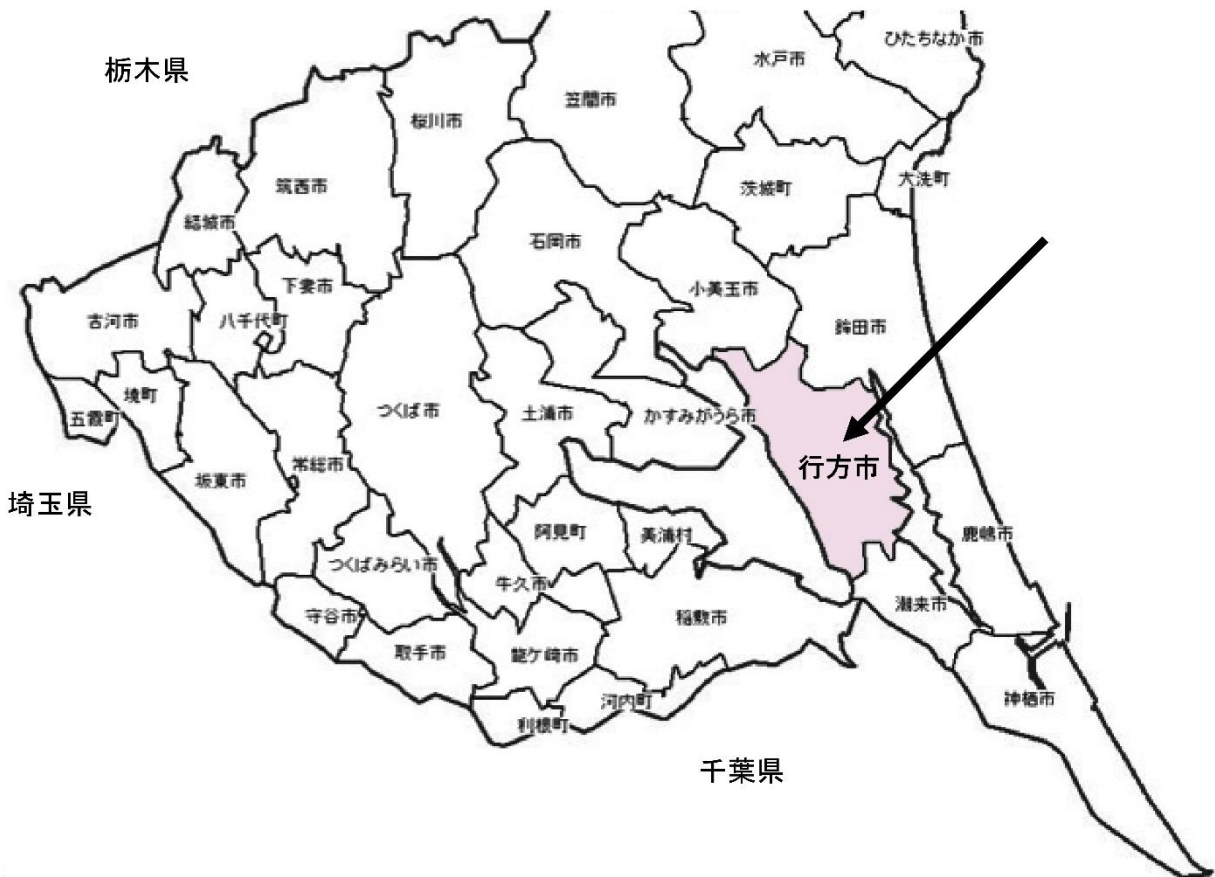
第2章 行方市の現状

1 位置、地勢

本市は、茨城県の南東部にあり、東京都心から約 70km、県都水戸市から約 40km の距離に位置しています。

北は小美玉市と鉾田市、南は潮来市に隣接しているほか、東は北浦、西は霞ヶ浦に挟まれた独特な地形となっており、美しく豊かな自然環境を有しています。

また、交通網は道路中心であり、軸となる国道 354 号、355 号のほか、県道等により各市街地・集落を結びとともに、広域的交通ネットワークを形成しています。



2 人口の動向等

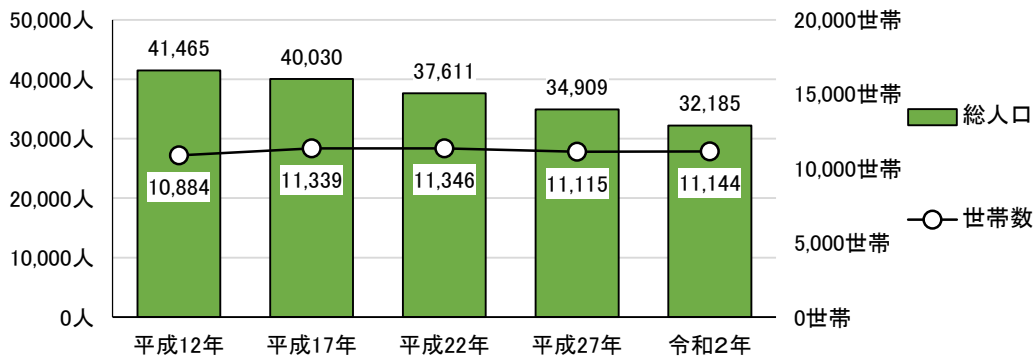
(1) 総人口等の推移

① 総人口・世帯数

行方市の総人口は、令和2年10月1日現在、32,185人で、年々減少しています。平成22年から令和2年の10年間で5,426人減少しています。

世帯数は令和2年10月1日現在、11,144世帯で、横ばい状態となっており、1世帯当たりの人員は令和2年が2.89人/世帯と減少しています。

■ 総人口と世帯数の推移

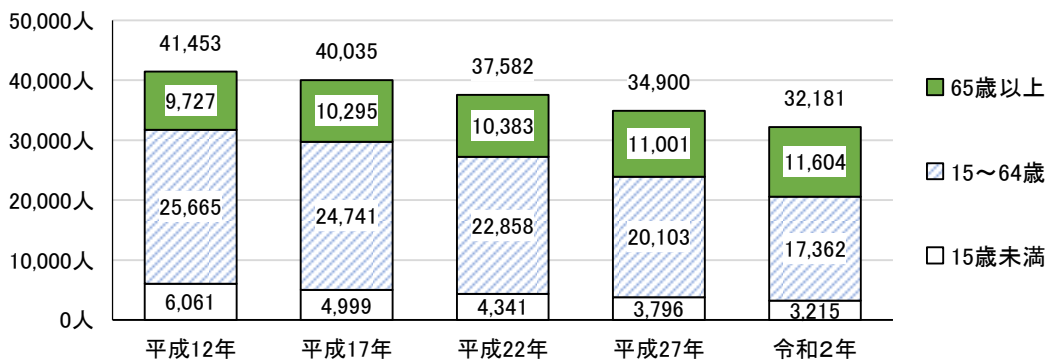


資料: 国勢調査(各年10月1日現在※年齢不詳含む)

② 人口構成比の推移

年齢3区分別人口構成比の推移をみると、15歳未満の年少人口、15-64歳の生産年齢人口がいずれも減少傾向、その一方で65歳以上の高齢人口の割合が増加傾向にあり、少子高齢化が顕著となっています。

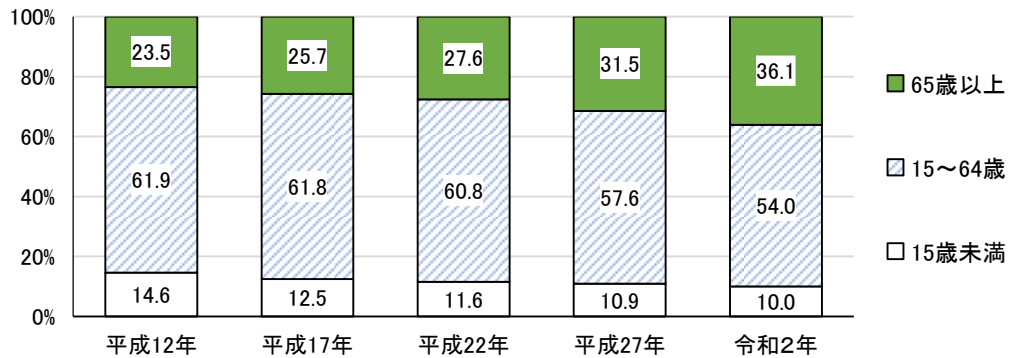
■ 年齢3区分別人口の推移



資料: 国勢調査(各年10月1日現在※年齢不詳含まない)

平成27年以降高齢化率は30%を超え、令和2年10月1日現在では、36.1%となっています。また、茨城県(29.9%)と比較してもその割合が高く、急速に高齢化が進んでいます。

■年齢3区分別人口構成比の推移



資料:国勢調査(各年10月1日現在※年齢不詳含まない)

(2)人口動態

令和元年の出生数は158人、死亡数は536人と、自然増減は378人減となっており、過去5年はいずれの年も自然減となっています。

令和元年の転入数は1,082人、転出数は1,332人と、社会増減は250人減となっており、過去5年は、マイナス幅には違いがあるものの、いずれの年も社会減となっています。

■人口動態

単位:人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
出生	175	188	166	169	158
死亡	512	514	533	573	536
自然増減	△ 337	△ 326	△ 367	△ 404	△ 378
転入	1,004	1,038	1,105	1,020	1,082
転出	1,258	1,243	1,216	1,237	1,332
社会増減	△ 254	△ 205	△ 111	△ 217	△ 250

資料:茨城県人口動態統計

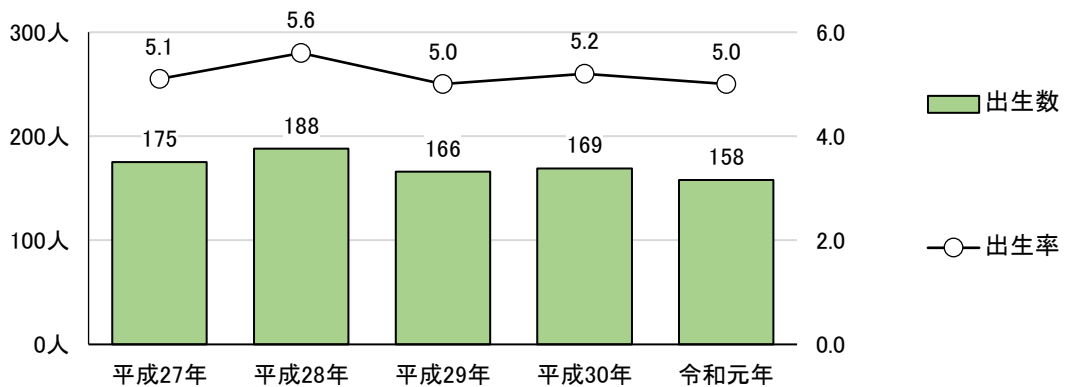
3 子ども・高齢者・障がい者等の状況

(1)子どもの状況

①出生数、出生率の推移

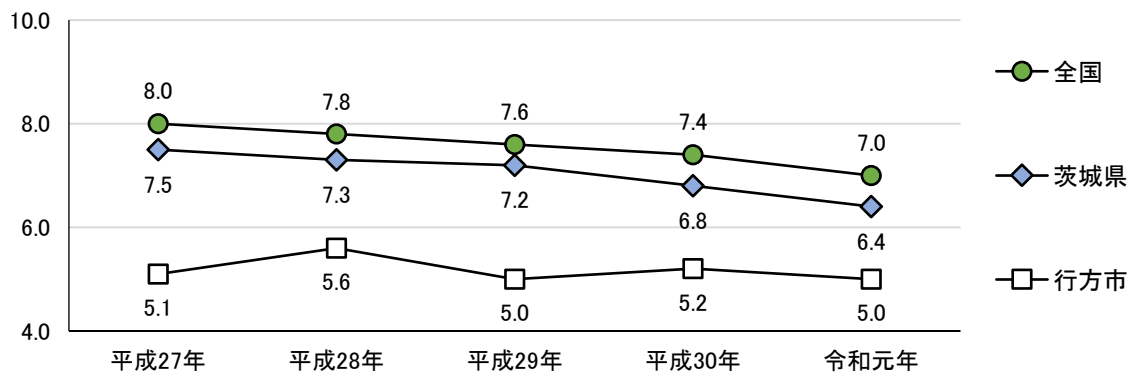
出生数は、ここ数年減少が続いており、令和元年で158人となっています。出生率も同様に低下し続けています。また、本市の出生率は、国、県を下回っています。

■出生数、出生率の推移



資料：茨城県人口動態統計

■出生率の推移



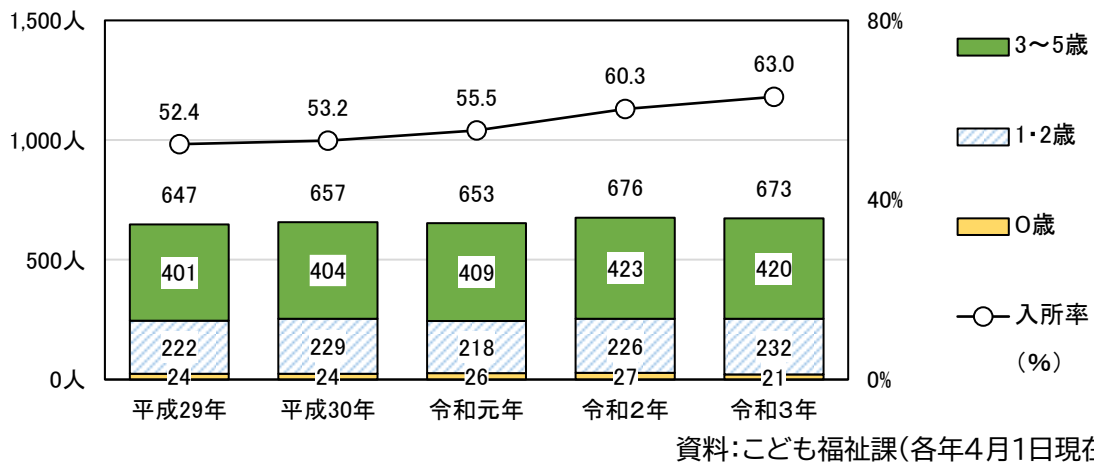
資料：茨城県人口動態統計

②保育所の児童数及び幼稚園の児童数等の推移

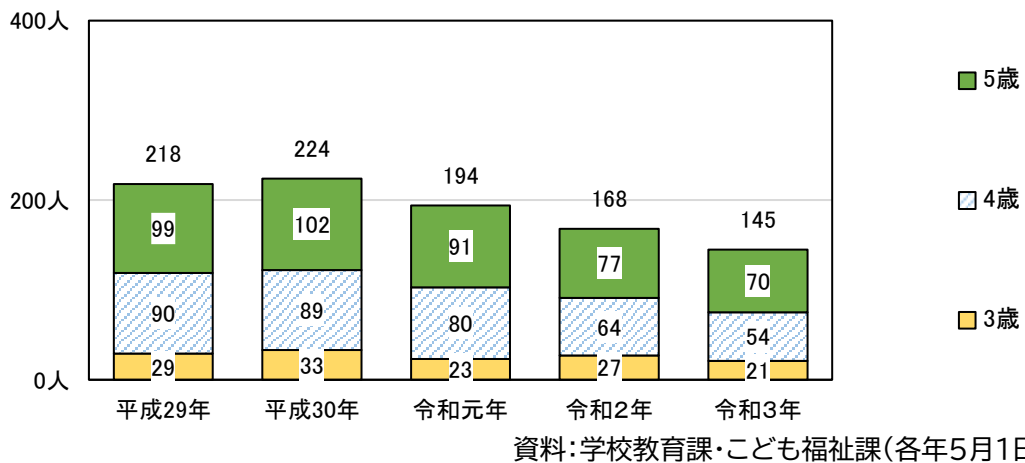
保育所の児童数は、令和3年現在673人、対象年齢人口に対する入所率は63.0%と、0～5歳のおおむね半数の児童が保育所に入所している状況で、入所率はおおむね上昇傾向となっています。保育所の児童数673人のうち、3歳未満の児童数は253人で、全体の37.6%となっています。

幼稚園の児童数は、令和3年現在145人となっており、うち3歳が14.5%、4歳が37.2%、5歳が48.3%という状況です。

■年齢別保育所児童数の推移



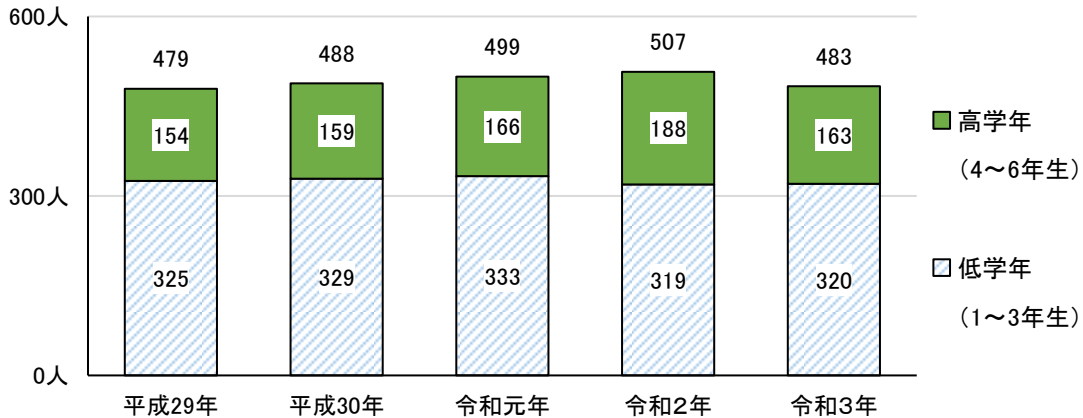
■年齢別幼稚園児童数の推移(認定こども園の園児も含む)



③放課後児童クラブ児童数の推移

放課後児童クラブ児童数は、令和3年現在 483 人となっており、うち低学年が 320 人 (66.3%)、高学年が 163 人(33.7%)です。

■学年別放課後児童クラブ児童数の推移



資料:こども福祉課(各年5月1日現在)

④放課後子ども教室児童数等の推移

各地区で放課後や土曜日等の子どもたちの居場所づくりを図っており、各地区で放課後子ども教室を開催しています。

■放課後子ども教室児童数等の推移

地区		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
麻生地区	土曜日子ども教室	11	142	8	124	8	92	12	190	3	56		
	伝統・文化教室	43	387	42	262	20	280	20	320	20	420	6	144
	放課後子ども教室	7	71	20	416	22	499	24	504	24	532		
	合計	61	600	73	802	50	871	56	1,014	47	1,008	6	144
北浦地区	土曜日子ども教室	36	475	9	36	9	36	9	44				
	伝統・文化教室												
	放課後子ども教室	5	53	10	118	11	228	12	210	12	303		
	合計	41	528	19	154	20	264	21	254	12	303		
玉造地区	土曜日子ども教室	2	54	3	66	3	60	3	52	3	52		
	伝統・文化教室	20	195	17	153	18	126	18	162	1	180		
	放課後子ども教室	7	107	10	139	11	395	12	394	12	411		
	合計	29	356	30	358	32	581	33	608	16	643		

資料:生涯学習課(各年3月31日現在)

(2) 高齢者の状況

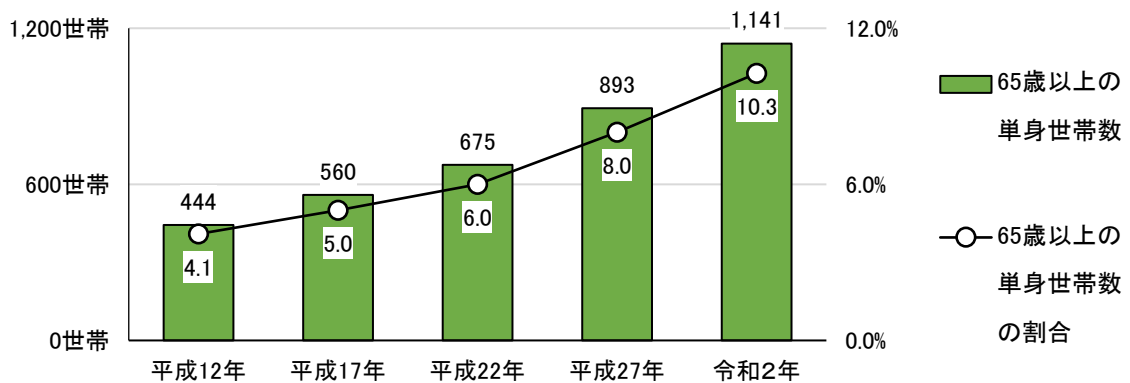
① 高齢単身世帯の推移

65歳以上の単身世帯数は、令和2年現在1,141世帯となっており、平成27年と比べて248世帯の増加となっています。

一般世帯に占める65歳以上の単身世帯数の割合は、令和2年現在10.3%となっており、年々上昇しています。

近隣市等を比較すると、茨城県平均(10.6%)は下回り、近隣市の中では比較的低い水準となっています。

■ 65歳以上の単身世帯数等の推移



資料：国勢調査(各年10月1日現在)

■ 65歳以上の単身世帯数の近隣市等との比較

単位：世帯

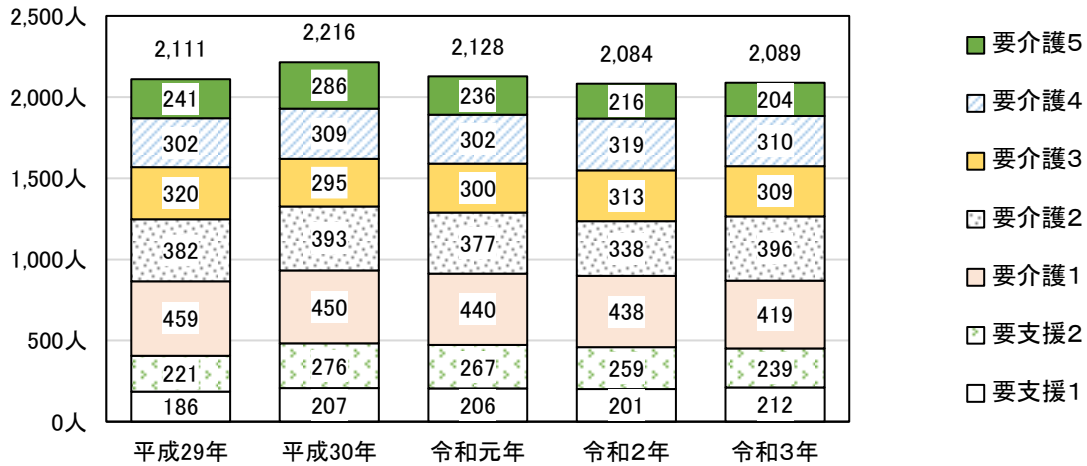
自治体	一般世帯数	65歳以上の単身世帯	65歳以上の単身世帯の割合
茨城県	1,181,598	125,596	10.6%
行方市	11,120	1,141	10.3%
神栖市	40,376	3,509	8.7%
かすみがうら市	15,230	1,565	10.3%
稲敷市	14,495	1,804	12.4%
潮来市	10,764	1,335	12.4%
鹿嶋市	28,268	3,391	12.0%
鉾田市	17,894	2,159	12.1%

資料：国勢調査(令和2年10月1日現在)

②要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、令和3年現在 2,089 人と、近年は横ばいとなっています。
 要介護度別にみると、軽度(要支援1～要介護1)の割合が高くなっています。

■要支援・要介護認定者数の推移



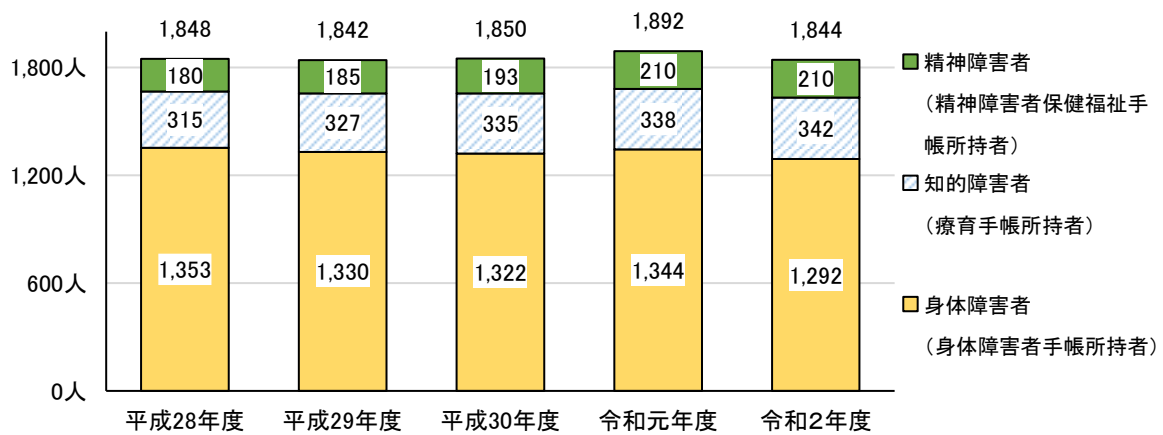
資料:介護保険事業状況報告(各年9月末現在)

(3)障害者手帳所持者数等の推移

各手帳所持者数は、令和2年度末現在、身体障害者手帳所持者1,292人、療育手帳所持者342人、精神障害者保健福祉手帳所持者210人、自立支援医療(精神)受給者428人となっています。

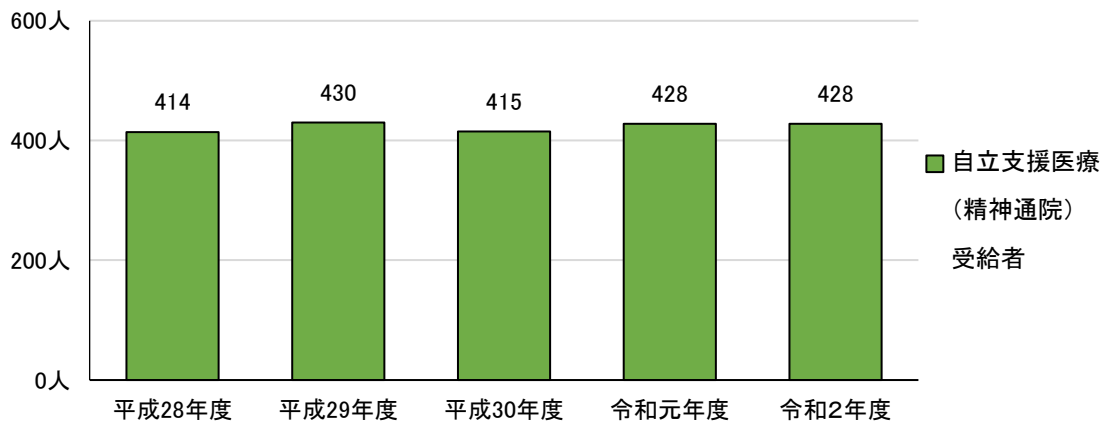
過去5年度は、療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療(精神)受給者がおおむね増加傾向となっています。

■障害者手帳所持者数の推移



資料:社会福祉課(各年3月31日現在)

■自立支援医療(精神通院)受給者数の推移



資料:社会福祉課(各年3月31日現在)

(4)生活保護世帯の推移

生活保護世帯は、令和2年度末現在 212 世帯となっており、うち高齢者世帯が 123 世帯と最も多く、全体の約 6 割(58.0%)を占めています。

生活保護扶助費は、令和2年度末現在 450,422 千円となっており、この 5 年間で約 114,491 千円増加しています。

■生活保護世帯の推移

単位:世帯

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
高齢者世帯	92	109	117	119	123
母子世帯	3	3	3	3	4
障がい者世帯	10	12	16	23	23
傷病者世帯	42	42	35	36	46
その他世帯	13	14	24	24	16
合計	160	180	195	205	212
生活保護扶助費 (千円)	335,931	351,961	385,497	428,485	450,422

資料:社会福祉課(各年 3 月 31 日現在)

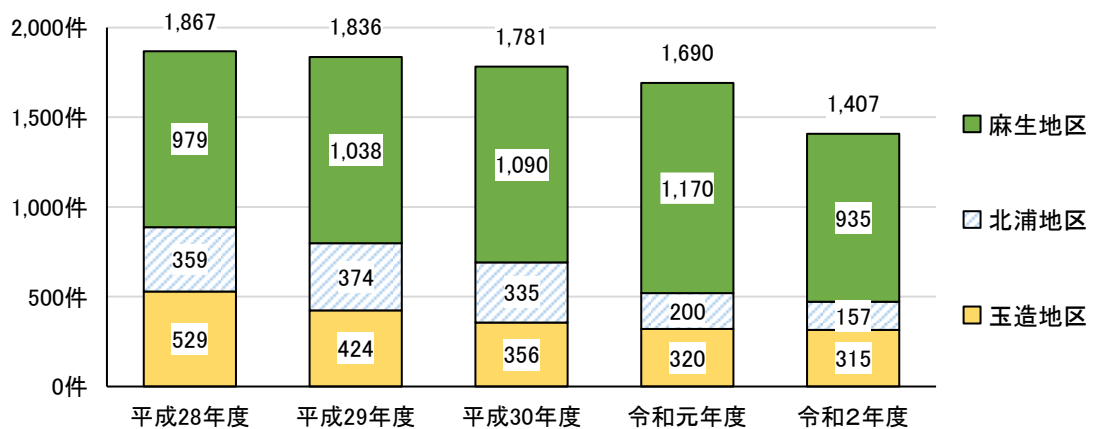
4 地域を支える活動等の状況

(1) 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員は、令和3年現在 91 名(麻生地区 39 名、北浦地区 23 名、玉造地区 29 名)で活動しています。

また、民生委員・児童委員相談支援件数は、令和2年度実績で麻生地区 935 件、北浦地区 157 件、玉造地区 315 件、合計 1,407 件となっています。

■ 民生委員・児童委員相談支援件数



資料:社会福祉課(各年 3 月 31 日現在)

(2) ふれあい・いきいきサロンの設置状況

行方市社会福祉協議会が実施しているふれあい・いきいきサロンについては、令和2年度現在 3か所設置されています。

■ ふれあい・いきいきサロンの設置状況

単位:か所

項目/年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
麻生地区	4	0	0	0	1
北浦地区	3	1	1	1	1
玉造地区	1	1	1	1	1

※平成29年度より、事業形態の変更に伴い、元気で～さ～びす館(介護予防教室)へ移行。

資料:社会福祉協議会(各年 3 月 31 日現在)

(3) ボランティアセンターの活動状況

行方市社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターについては、令和2年度現在、団体登録は31団体が登録されています。

■ ボランティアセンターの活動状況

単位: 団体

項目/年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
団体登録	31	29	28	32	31

資料: 社会福祉協議会(各年3月31日現在)

行方市社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターを通じて、次のようなボランティア支援の取り組みを実施しています。

■ 手話教室

単位: 箇所/回

項目/年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開催場所	3	3	3	3	3
延べ開催回数	102	96	90	78	74

資料: 社会福祉協議会(各年3月31日現在)

■ 子育て支援事業

単位: 件/人

項目/年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
依頼件数	16	13	12	7	6
派遣ボランティア数	148	69	72	70	25

資料: 社会福祉協議会(各年3月31日現在)

■ その他

単位: 件/人

項目/年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
依頼件数	11	19	25	31	15
派遣ボランティア数	42	105	181	194	48

資料: 社会福祉協議会(各年3月31日現在)

■福祉教育

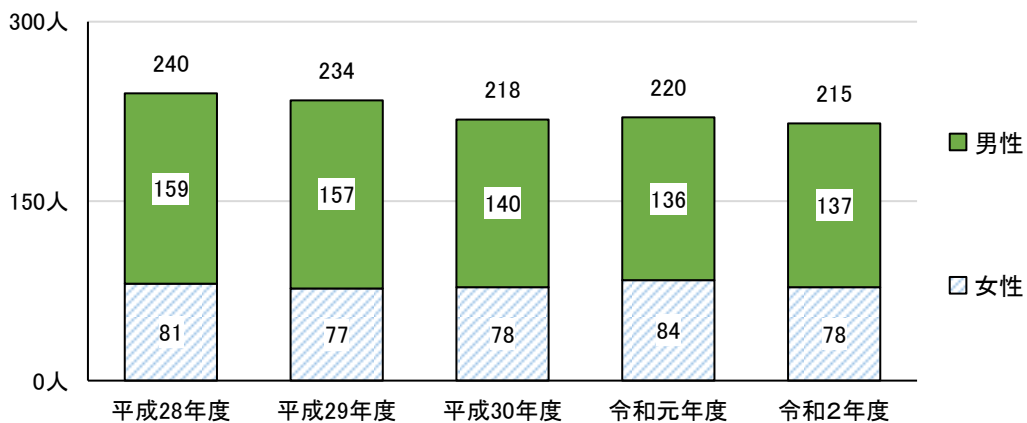
項目／年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
実施内容	点字・手話・車いす・アイマスク・インスタントシニア 3回	点字・手話・車いす・アイマスク 3回	点字・手話・車いす・アイマスク・インスタントシニア 2回	点字・手話・車いす・アイマスク・インスタントシニア 2回	新型コロナウイルス感染症の影響で0回

資料:社会福祉協議会(各年 3 月 31 日現在)

(4)シルバー人材センターの状況

シルバー人材センター会員数は、令和2年度実績で男性 137 人、女性 78 人、合計 215 人となっており、会員数は減少傾向となっています。

■シルバー人材センターの状況



資料:介護福祉課(各年 3 月 31 日現在)

(5)老人クラブの状況

老人クラブは、令和2年度実績でクラブ数 42、加入者数 1,093 人となっており、クラブ数、加入者数ともに、減少傾向となっています。

■老人クラブの状況

単位:クラブ/人

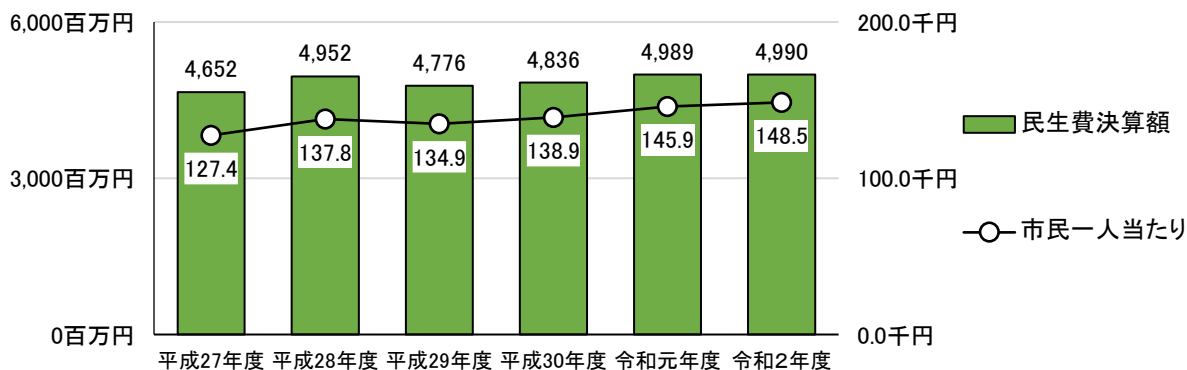
項目／年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
クラブ数	55	55	49	46	42
加入者数	1,686	1,643	1,368	1,204	1,093

資料:介護福祉課(各年 3 月 31 日現在)

(6)福祉に関する財政の推移

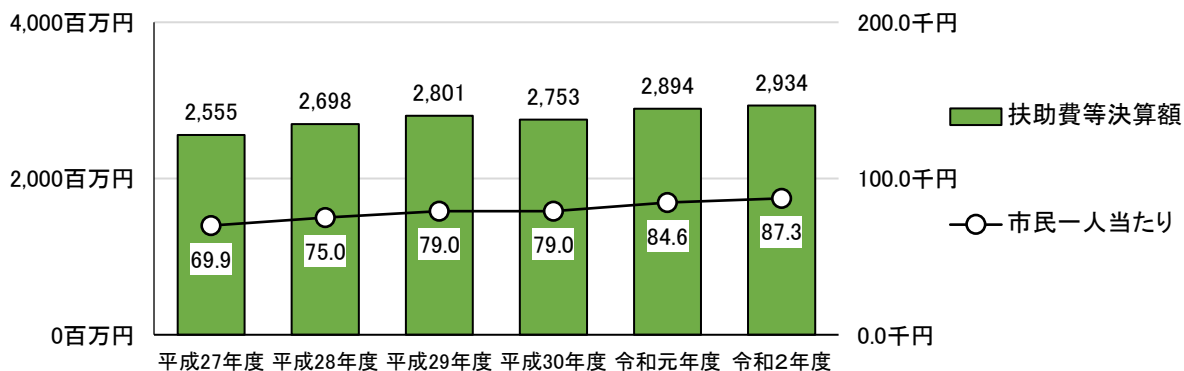
民生費決算額は、令和2年度現在で 4,990 百万円と平成 27 年度の 4,652 百万円に比べて約 1.07 倍、扶助費は、令和2年度現在で 2,934 百万円と平成 27 年度の 2,555 百万円に比べて約 1.15 倍となっており、いずれも増加傾向となっています。

■民生費決算額等の推移



資料:各年度の一般会計決算

■扶助費等の推移



資料:各年度の一般会計決算

5 第2期計画の進捗状況

第2期計画の評価は、市の地域福祉計画、社会福祉協議会の地域福祉活動計画それぞれ、担当者が各事業・取り組みの進捗状況を4段階(かなり進んだ、少し進んだ、ほとんど進んでいない、まったく進んでいない)で評価しました。

【第2期地域福祉計画の事業・取り組みの進捗状況まとめ】

- 第2期計画に掲げた3つの基本目標について、それぞれ3点満点(3.0点:かなり進んだ、2.0点:少し進んだ、1.0点:ほとんど進んでいない、0点:まったく進んでいない)で評価しました。
- 評価の結果としては、『基本目標1. 市民協働参画による福祉コミュニティの形成』が1.9点、『基本目標2. 市民に質の高い福祉サービスの提供』の2.2点、『基本目標3. 快適で安心して暮らすことのできる環境の形成』の2.0点となっています。
- 『基本目標1. 市民協働参画による福祉コミュニティの形成』と『基本目標2. 市民に質の高い福祉サービスの提供』の2つの分野別目標については、一部の事業・取り組みでは1点(ほとんど進んでいない)と評価したのものも見られます。
- 次に、3つの分野別目標の中の10の基本的取り組みの各評価をまとめると、次のとおりです。
- 最も高い評価となったのは、基本目標2の『(3)あらゆる虐待の防止と権利擁護の推進 ①あらゆる虐待の防止対策(3.0点)』、『(2)福祉ニーズへの総合的・専門的な対応とケアマネジメントの仕組みづくり ②総合的、専門的な保健福祉サービスの体系化と充実(2.7点)』であり、相談支援の質の向上とともに、相談窓口と地域や関係機関、事業者との連携強化を図り、利用者のニーズに応じた、総合的・複合的な支援を実施してきました。
- 一方、基本目標1の『(3)市民の福祉意識の高揚 ③福祉に関する生涯学習や市民への意識啓発』については、1点となっており、引き続き、福祉に関する生涯学習の場の充実や、地域で福祉を学び・体験できる場を充実していくことが必要です。
- また、基本目標2の『(1)安心して福祉サービスが利用できる仕組みづくり ③情報バリアフリーの推進』については、1.3点となっており、引き続き、広報等を通じて、福祉サービスや生涯学習等の情報をわかりやすく提供するとともに、アクセシビリティ※への配慮と情報バリアフリーの推進に取り組むことが必要です。

※ アクセシビリティ:年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

■第2期地域福祉計画の評価状況

第2期行方市地域福祉計画		基本的取り組みの評価点
基本的取り組み	具体的取り組み	
1. 市民協働参画による福祉コミュニティの形成		1.9
(1) 地域福祉を担う人材の育成	① ボランティアの育成	1.5
	② 協働による地域福祉の推進	2.7
(2) 地域福祉活動団体との連携	① 地域福祉活動の推進	2.0
	② 民生委員児童委員の活動支援	2.0
	③ 福祉団体への支援	2.0
(3) 市民の福祉意識の高揚	① 地域住民の交流の促進	2.0
	② 学校教育の場での福祉教育の推進	2.3
	③ 福祉に関する生涯学習や市民への意識啓発	1.0
2. 市民に質の高い福祉サービスの提供		2.2
(1) 安心して福祉サービスが利用できる仕組みづくり	① 安定的な福祉サービスの提供と地域に密着した福祉サービスの展開	2.3
	② 市民に分かりやすい福祉情報の提供	2.0
	③ 情報バリアフリーの推進	1.3
(2) 福祉ニーズへの総合的・専門的な対応とケアマネジメントの仕組みづくり	① 市民主体の地域福祉・健康づくりを進めるための環境づくり	2.0
	② 総合的、専門的な保健福祉サービスの体系化と充実	2.7
(3) あらゆる虐待の防止と権利擁護の推進	① あらゆる虐待の防止対策	3.0
	② 権利擁護の推進	2.0
(4) 生活困窮者の自立支援の推進	① 生活困窮者の早期把握	2.0
	② 生活困窮者の自立支援の推進	2.0
(5) 障がいと障がい者への理解を深める取り組みの推進	① 障がいと障がい者への理解を広げる取り組み	2.5
	② 相談及び紛争の防止等のための体制の整備	2.0
3. 快適で安心して暮らすことのできる環境の形成		2.0
(1) すべての市民が安心して外出できる環境づくり	① バリアフリーのまちづくり	2.0
	② 市内交通の利便性の向上	2.0
(2) 市民生活の安全安心の向上	① 避難行動要支援者対策等、防災・減災対策の推進	2.0
	② 地域ぐるみの防犯活動・交通安全 対策の推進	2.0

【第2期地域福祉計画の成果指標の達成状況】

- 第2期計画においては、地域福祉の向上の進捗状況や目標の達成度合いを客観的に把握・評価できるよう、成果指標と目標を設定しました。
- 成果指標については、「③ボランティアセンターの団体登録、個人登録の人数を増やす」、「④ボランティアに参加した人の割合を増やす」、「⑤住まいの地域が安心して暮らしていける地域であることについて、「とてもそう思う」「そう思う」という人の割合」は、前回調査に比べて高くなっています。また、地区別で見ると「玉造地区」で5.4ポイント上昇しています。
- 「①福祉施設や福祉サービスについての情報や知識が「ある」人の割合を増やす」や「②地域の行事や活動に「積極的に参加している」「たまに参加している」人の割合を増やす」については、減少しています。

■第2期計画の成果指標の達成状況

成果指標	第1期・第2期計画の状況			第3期策定時	データ
	第1期策定時	第2期策定時	目標の方向性		
①福祉施設や福祉サービスについての情報や知識が「ある」人の割合を増やす	44.8%	48.8%	上昇	45.0% ↓ -3.8%	地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査
②地域の行事や活動に「積極的に参加している」「たまに参加している」人の割合を増やす	69.4%	62.1%	上昇	61.2% ↓ -0.9%	地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査
③ボランティアセンターの団体登録、個人登録の人数を増やす	860名	871名	増加	880名 ↑ 9名	社会福祉協議会
④ボランティアに参加した人の割合を増やす	33.6%	33.5%	上昇	36.0% ↑ 2.5%	地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査
⑤住まいの地域が安心して暮らしていける地域であることについて、「とてもそう思う」「そう思う」という人の割合		65.1%	上昇	66.5% ↑ 1.4%	地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査
⑤-1 麻生地区		66.7%	上昇	67.5% ↑ 0.8%	地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査
⑤-2 北浦地区		64.7%	上昇	62.0% ↓ -2.7%	地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査
⑤-3 玉造地区		64.9%	上昇	70.3% ↑ 5.4%	地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査


【第2期地域福祉活動計画(社会福祉協議会)の事業・取り組みの進捗状況まとめ】

- 第2期計画に掲げた3つの基本目標について、それぞれ3点満点(3.0点:かなり進んだ、2.0点:少し進んだ、1.0点:ほとんど進んでいない、0点:まったく進んでいない)で評価しました。
- 評価の結果としては、『基本目標1. 市民協働参画による福祉コミュニティの形成』が1.9点、『基本目標2. 市民に質の高い福祉サービスの提供』が2.0点、『基本目標3. 快適で安心して暮らすことのできる環境の形成』が1.0点となっています。

- 次に、3つの分野別目標の中の10の基本的取り組みの各評価をまとめると、次のとおりです。
- 最も高い評価となったのは、基本目標1の『(1)地域福祉を担う人材の育成 ②協働による地域福祉の推進』(3.0点)であり、高齢者が孤立することなく、住み慣れた地域で健康で安心して暮らせるよう、関係者及び地域住民が連携して高齢者を見守ることにより、福祉の推進を図りました。
- 一方、基本目標1の『(2)地域福祉活動団体との連携 ①地域福祉活動の推進』、『(3)市民の福祉意識の高揚 ③福祉に関する生涯学習や市民への意識啓発』については、1点となっており、引き続き、地域福祉団体との連携を図るとともに、講座等を実施し、福祉に対する理解を深めていくことが必要です。
- また、基本目標3の『(1)すべての市民が安心して外出できる環境づくり ②市内交通の利便性の向上』については、1点となっており、引き続き、日常生活の移動に不便を感じる交通弱者の移動手段を確保し、交通不便地域の解消を図ることが必要です。

■第2期地域福祉活動計画(社会福祉協議会)の評価状況

第2期行方市地域福祉活動計画		基本的取り組みの評価点
基本的取り組み	具体的取り組み	
1. 市民協働参画による福祉コミュニティの形成		1.9
(1) 地域福祉を担う人材の育成	① ボランティアの育成	2.0
	② 協働による地域福祉の推進	3.0
(2) 地域福祉活動団体との連携	① 地域福祉活動の推進	1.0
	② 民生委員児童委員の活動支援	
	③ 福祉団体への支援	2.0
(3) 市民の福祉意識の高揚	① 地域住民の交流の促進	2.0
	② 学校教育の場での福祉教育の推進	2.0
	③ 福祉に関する生涯学習や市民への意識啓発	1.0
2. 市民に質の高い福祉サービスの提供		2.0
(1) 安心して福祉サービスが利用できる仕組みづくり	① 安定的な福祉サービスの提供と地域に密着した福祉サービスの展開	2.1
	② 市民に分かりやすい福祉情報の提供	2.0
	③ 情報バリアフリーの推進	2.0
(2) 福祉ニーズへの総合的・専門的な対応とケアマネジメントの仕組みづくり	① 市民主体の地域福祉・健康づくりを進めるための環境づくり	2.0
	② 総合的、専門的な保健福祉サービスの体系化と充実	
(3) あらゆる虐待の防止と権利擁護の推進	① あらゆる虐待の防止対策	2.0
	② 権利擁護の推進	
(4) 生活困窮者の自立支援の推進	① 生活困窮者の早期把握	
	② 生活困窮者の自立支援の推進	2.0
(5) 障がいと障がい者への理解をを広げる取り組みの推進	① 障がいと障がい者への理解を広げる取り組み	
	② 相談及び紛争の防止等のための体制の整備	
3. 快適で安心して暮らすことのできる環境の形成		1.0
(1) すべての市民が安心して外出できる環境づくり	① バリアフリーのまちづくり	
	② 市内交通の利便性の向上	1.0
(2) 市民生活の安全安心の向上	① 避難行動要支援者対策等、防災・減災対策の推進	
	② 地域ぐるみの防犯活動・交通安全 対策の推進	

※  の部分は該当事業ありません。

6 アンケート調査結果

市内の住民のつながりや地域活動の状況、地域福祉行政に関する意見などを把握し、計画づくりの参考資料として活用するために実施しました。

■調査対象・実施方法・実施時期

調査対象	調査方法	実施時期
市内在住の20歳以上の方 2,000人(無作為抽出)	郵送	令和3年8月
民生委員・児童委員	郵送	令和3年9月
関係団体	郵送	令和3年10月

■配布・回収状況

対象	配布数	回収数	回収率
市民	2,000件	744件	37.2%
民生委員・児童委員	91件	72件	79.1%
関係団体	33件	26件	78.8%

■20歳以上市民の年齢別配布・回収数

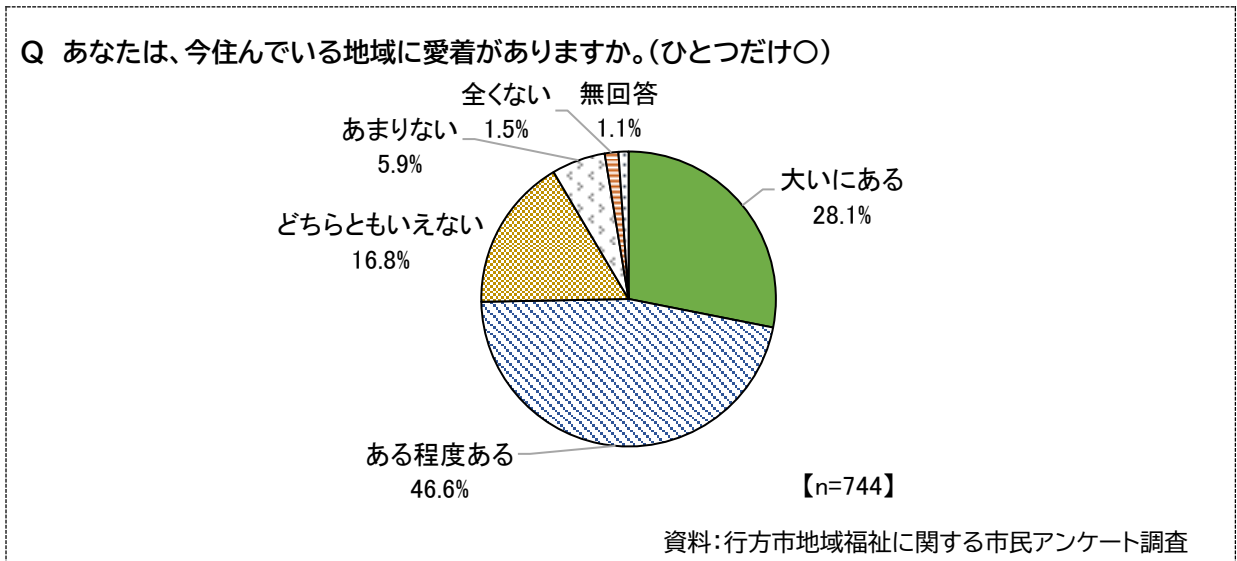
年齢	配布数	回収数	回収率
20代	163件	31件	19.0%
30代	264件	82件	31.1%
40代	350件	122件	34.9%
50代	364件	119件	32.7%
60代	381件	159件	41.7%
70歳以上	478件	227件	47.5%
年齢不詳	—	4件	—

※調査結果について

- 【n=***】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率(%)で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

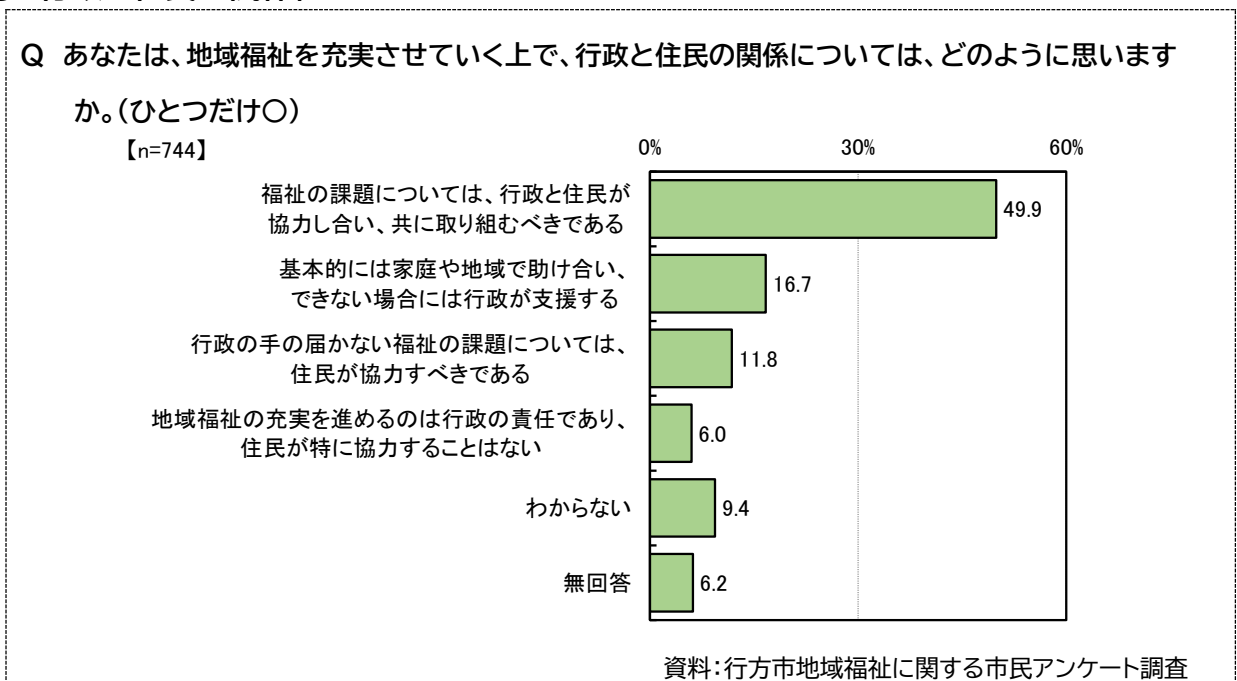
(1)地域の支え合いについて

① 愛着の有無



▶地域への愛着については、愛着がある(「大いにある」と「ある程度ある」の合計)と回答した割合は74.7%となっています。

② 行政と住民の関係性について

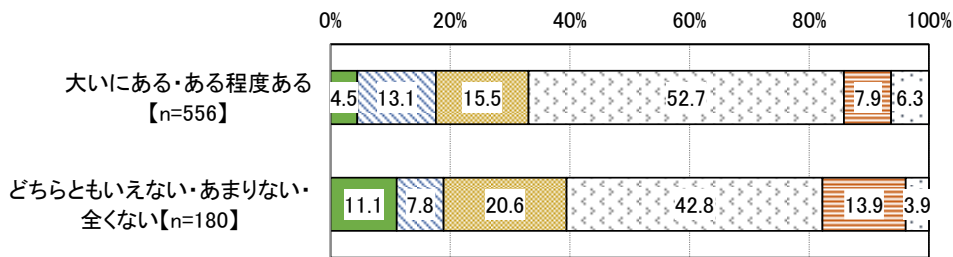


▶行政と住民の関係性については、「福祉の課題については、行政と住民が協力し合い、共に取り組むべきである」が49.9%で最も多く、以下、「基本的には家庭や地域で助け合い、できない場合には行政が支援する」が16.7%、「行政の手の届かない福祉の課題については、住民が協力すべきである」が11.8%などとなっています。

③ 愛着の有無別の「主体性」

Q あなたは、地域福祉を充実させていく上で、行政と住民の関係については、どのように思いますか。(ひとつだけ○)

- 地域福祉の充実を進めるのは行政の責任であり、住民が特に協力することはない
- ▨ 行政の手の届かない福祉の課題については、住民が協力すべきである
- 基本的には家庭や地域で助け合い、できない場合には行政が支援する
- 福祉の課題については、行政と住民が協力し合い、共に取り組むべきである
- わからない
- 無回答



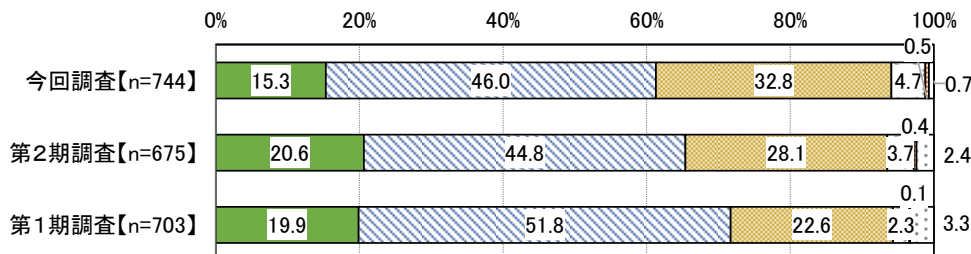
資料：行方市地域福祉に関する市民アンケート調査

▶「福祉の課題については、行政と住民が協力し合い、共に取り組むべきである」、「行政の手の届かない福祉の課題については、住民が協力すべきである」など主体的な回答割合については、『地域に愛着がある人』（「大いにある」「ある程度ある」）の方が、『地域に愛着がない人』（「どちらともいえない」「あまりない」「全くない」）よりも高くなっています。

④ 近所づきあい

Q あなたは、ふだん近所の方々とどの程度のおつきあいをしていますか。(ひとつだけ○)

- お互いの家を行き来する等親しく、つきあっている
- ▨ 顔が合えば立ち話をする程度につきあっている
- あいさつをする程度である
- ほとんどつきあいはない
- 隣近所にどんな人が住んでいるのかわからない
- 無回答

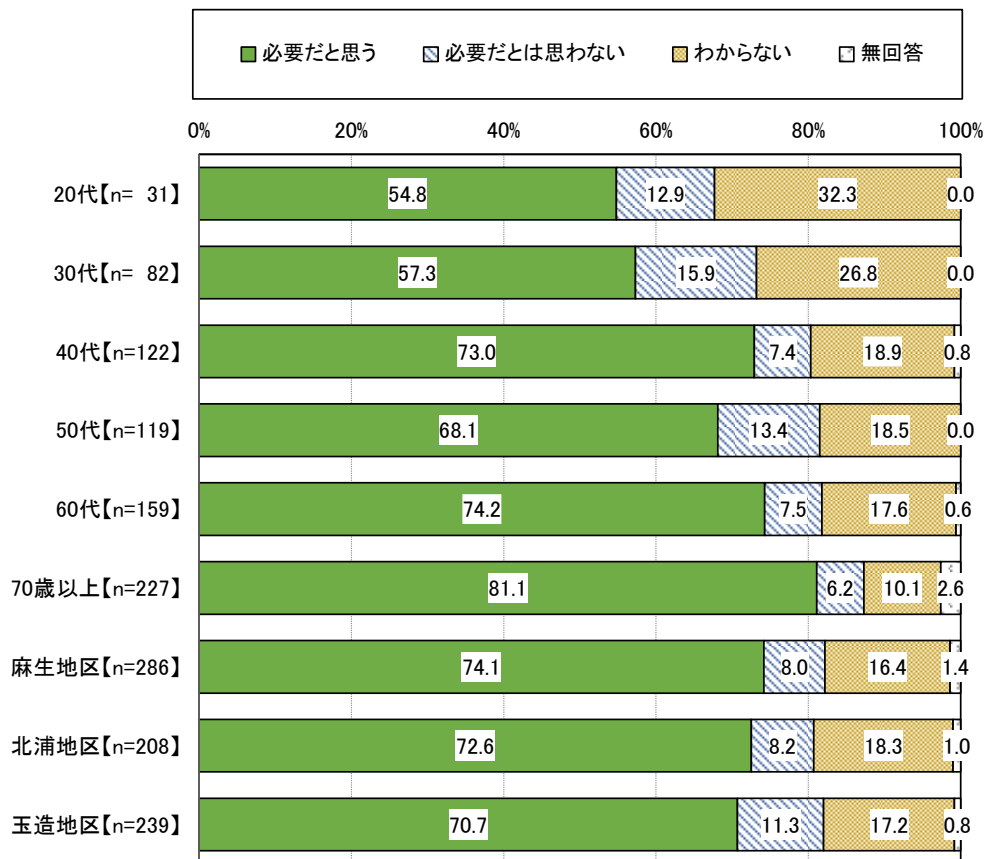


資料：行方市地域福祉に関する市民アンケート調査

- ▶近所とのつきあいの状況では、「顔が合えば立ち話しをする程度につきあっている」が46.0%で最も多く、以下、「あいさつをする程度である」が32.8%、「お互いの家を行き来する等、親しくつきあっている」が15.3%などとなっています。
- ▶経年比較では、第1期、第2期調査時に比べて、「お互いの家を行き来する等、親しくつきあっている」、「顔が合えば立ち話しをする程度につきあっている」と回答する割合が低くなり、近所づきあいの希薄化が進んでいる傾向がうかがえます。

⑤ 住民相互の自主的な支え合いや助け合いの必要性

Q あなたは、お住まいの地域で生じるさまざまな生活課題に対して、住民相互の自主的な支え合いや助け合いが必要だと思いますか。(ひとつだけ〇)



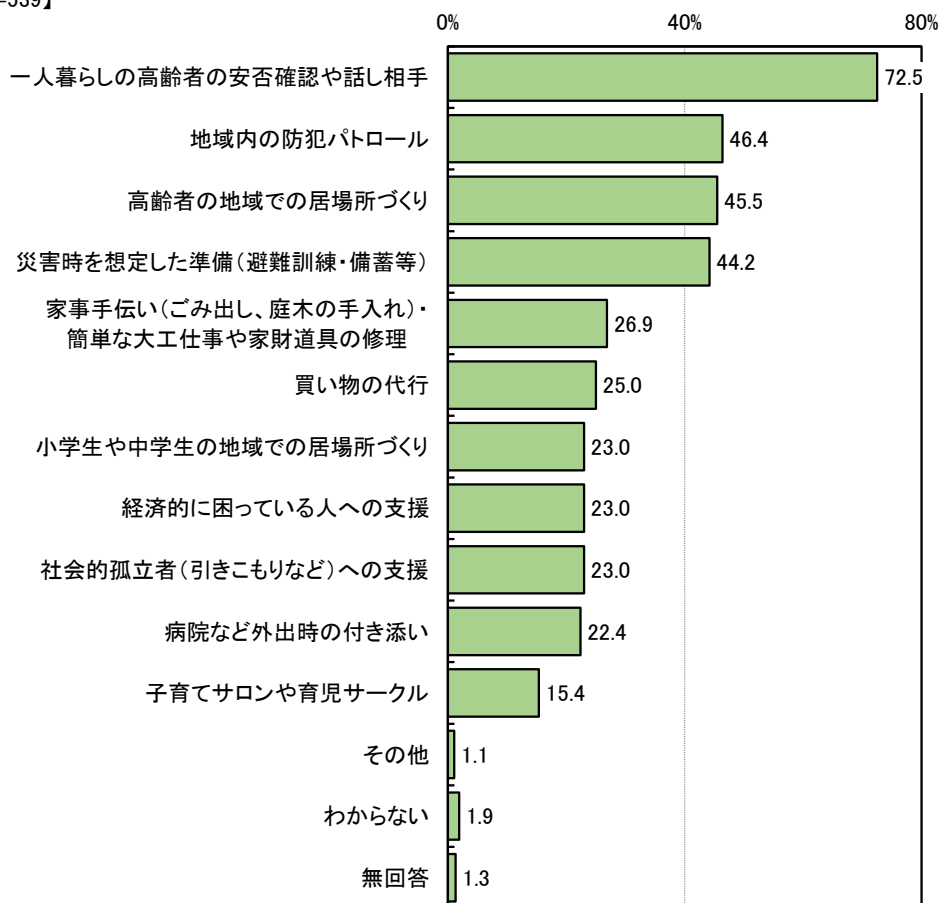
資料：行方市地域福祉に関する市民アンケート調査

- ▶年齢別にみると、住民相互の自主的な支え合いや助け合いは、「必要だと思う」と回答した割合は、いずれの年齢も過半数以上を占めている中で、特に70歳以上では8割と高くなっています。
- ▶地区別にみると住民相互の自主的な支え合いや助け合いは、「必要だと思う」と回答した割合は、「麻生地区」が74.1%で最も高くなっています。

⑥ 充実するべき住民相互の自主的な支え合いや助け合い

Q あなたは、お住まいの地域でどのような住民相互の自主的な支え合いや助け合いの活動を充実するべきであると感じていますか。(あてはまるものすべてに○)

【n=539】



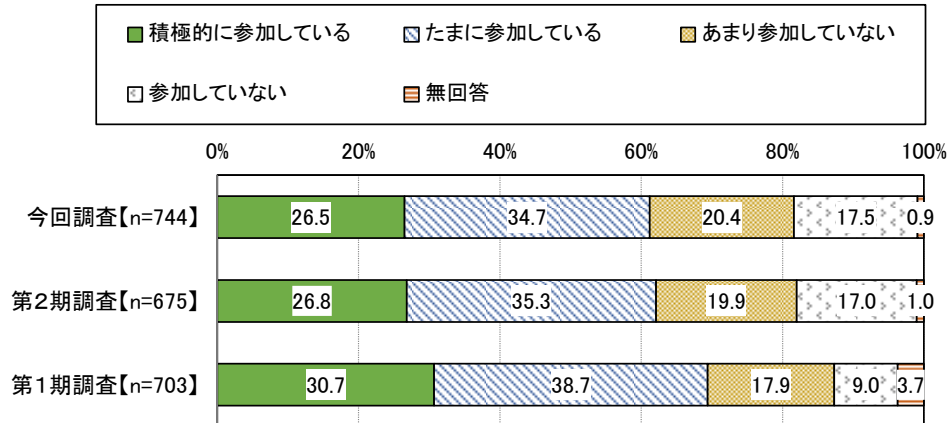
資料:行方市地域福祉に関する市民アンケート調査

▶充実するべき住民相互の自主的な支え合いや助け合いは、「一人暮らしの高齢者の安否確認や話し相手」が72.5%で最も多く、以下、「地域内の防犯パトロール」が46.4%、「高齢者の地域での居場所づくり」が45.5%、「災害時を想定した準備(避難訓練・備蓄等)」が44.2%などとなっています。

(2)地域の行事やボランティア活動の参加状況

① 地域の行事や活動の参加状況

Q あなたは、地域の行事や活動にどの程度参加していますか。(ひとつだけ○)

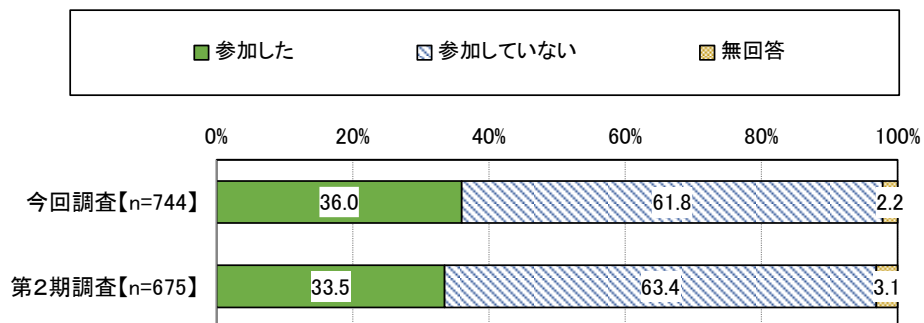


資料：行方市地域福祉に関する市民アンケート調査

- ▶地域の行事や活動の参加状況は、「積極的に参加している」(26.5%)、「たまに参加している」(34.7%)を合計すると61.2%が参加していると回答しています。
- ▶経年比較では、第1期、第2期調査時に比べて、「積極的に参加している」、「たまに参加している」と回答する割合が低くなり、地域の行事や活動に参加する割合が低下している傾向がうかがえます。

② ボランティア活動や地域の活動への参加状況

Q あなたは、この1年間にボランティア活動や地域での活動に参加しましたか。(ひとつだけ○)



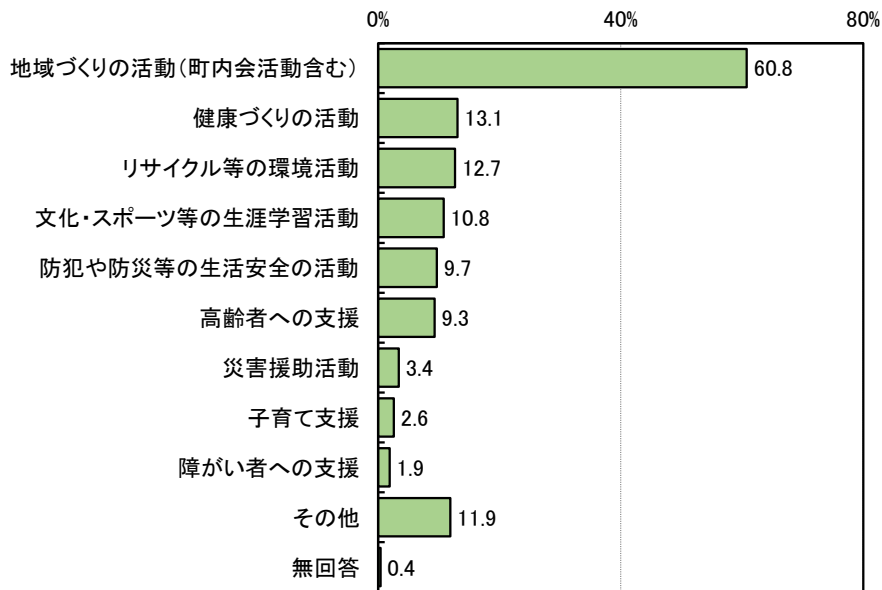
資料：行方市地域福祉に関する市民アンケート調査

- ▶ボランティア活動や地域の活動への参加状況は、「参加した」が36.0%、「参加していない」が61.8%となっています。
- ▶経年比較では、第2期調査時に比べて、「参加した」と回答する割合が2.5ポイント上昇しています。

③ 参加したことがある活動

Q どんな分野の活動団体・グループですか。(あてはまるものすべてに○)

【n=268】



資料:行方市地域福祉に関する市民アンケート調査

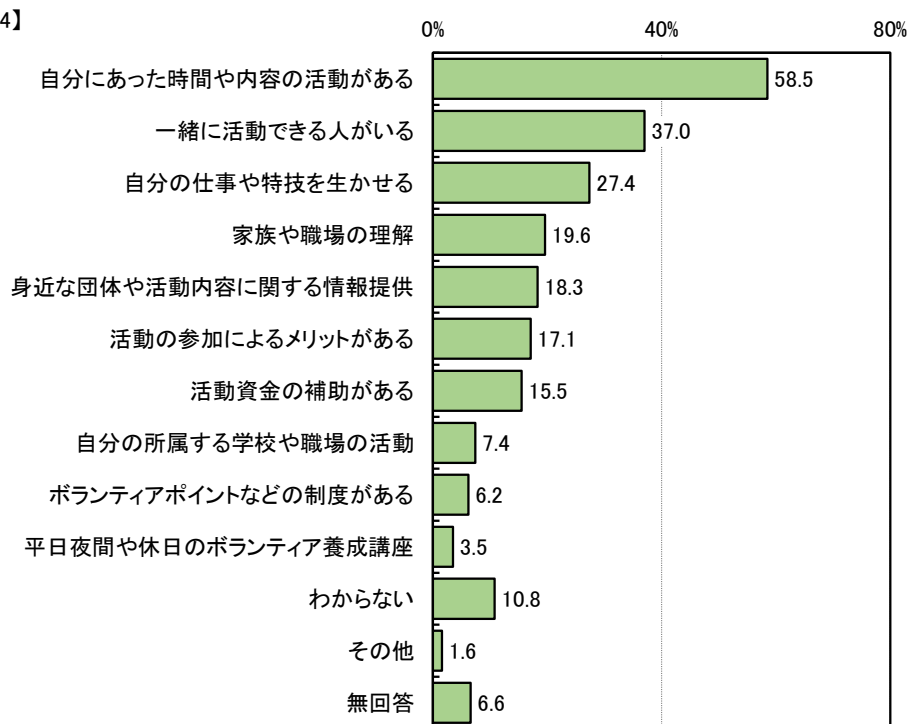
▶参加したことがある活動は、「地域づくりの活動(町内会活動含む)」が60.8%で最も多く、以下、「健康づくりの活動」が13.1%、「リサイクル等の環境活動」が12.7%などとなっています。

④ ボランティア活動により参加しやすくなるための条件

Q どのような条件が整えば、ボランティア活動により参加しやすくなると思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

【n=744】



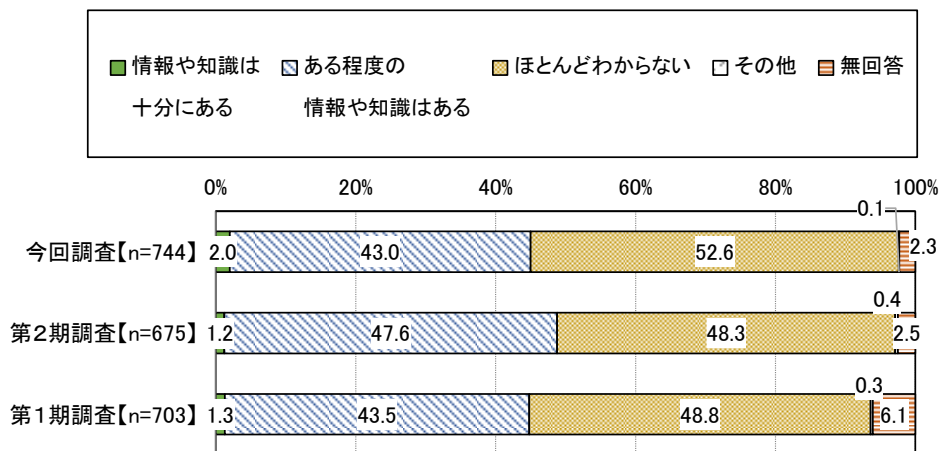
資料:行方市地域福祉に関する市民アンケート調査

- ▶ボランティア活動により参加しやすくなるための条件は、「自分にあった時間や内容の活動がある」が58.5%で最も多く、以下、「一緒に活動できる人がいる」が37.0%、「自分の仕事や特技を生かせる」が27.4%などとなっています。

(3)福祉サービスについて

① 行方市の福祉施設や福祉サービス等の認知度

Q あなたは、行方市の福祉施設や福祉サービス等について、どの程度ご存知ですか。(ひとつだけ○)



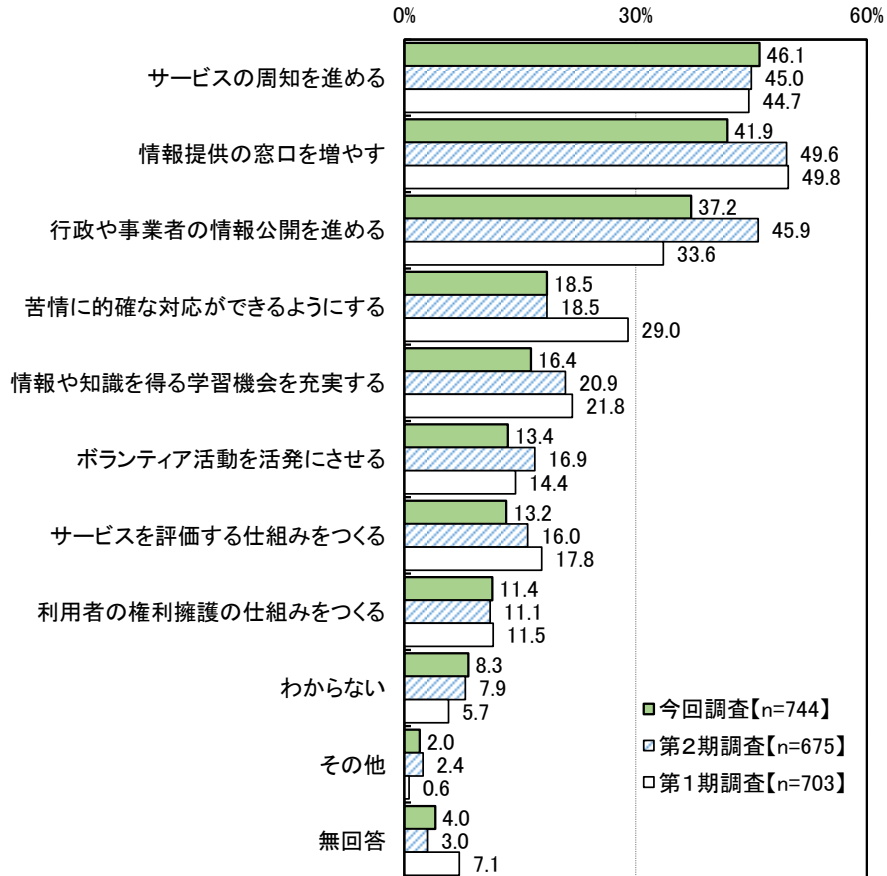
資料：行方市地域福祉に関する市民アンケート調査

- ▶行方市の福祉施設や福祉サービス等の認知度は、「ほとんどわからない」が52.6%で最も多く、以下、「ある程度の情報や知識はある」が43.0%、「情報や知識は十分にある」が2.0%となっています。
- ▶経年比較では、第1期、第2期調査時に比べて、「ほとんどわからない」と回答する割合が高くなっています。

② 福祉サービスを充実させるために必要なこと

Q あなたは、福祉サービスを充実させるために、どのようなことが必要になると思いますか。

(あてはまるもの3つまでに○)

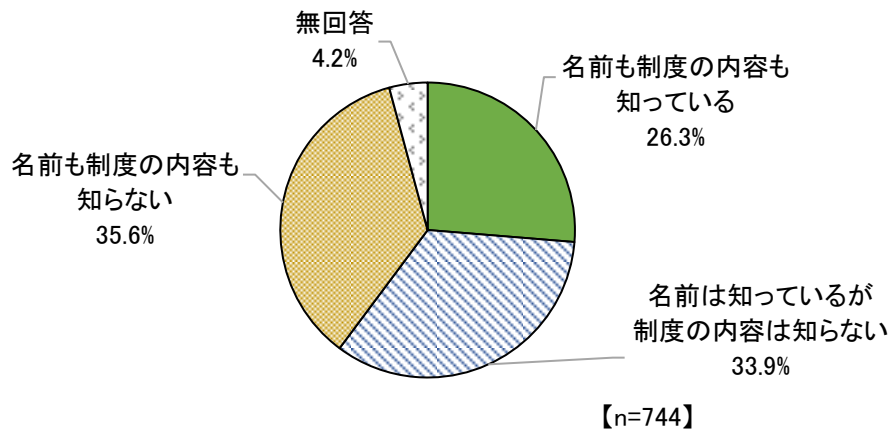


資料：行方市地域福祉に関する市民アンケート調査

- ▶福祉サービスを充実させるために必要なことは、「サービスの周知を進める」が46.1%で最も多く、以下、「情報提供の窓口を増やす」が41.9%、「行政や事業者の情報公開を進める」が37.2%などとなっています。
- ▶経年比較では、第1期、第2期調査時に比べて、「サービスの周知を進める」と回答する割合が高くなり、1位となっています。

③ 成年後見制度[※]の認知度

Q あなたは、「成年後見制度」を知っていますか。(ひとつだけ○)



資料：行方市地域福祉に関する市民アンケート調査

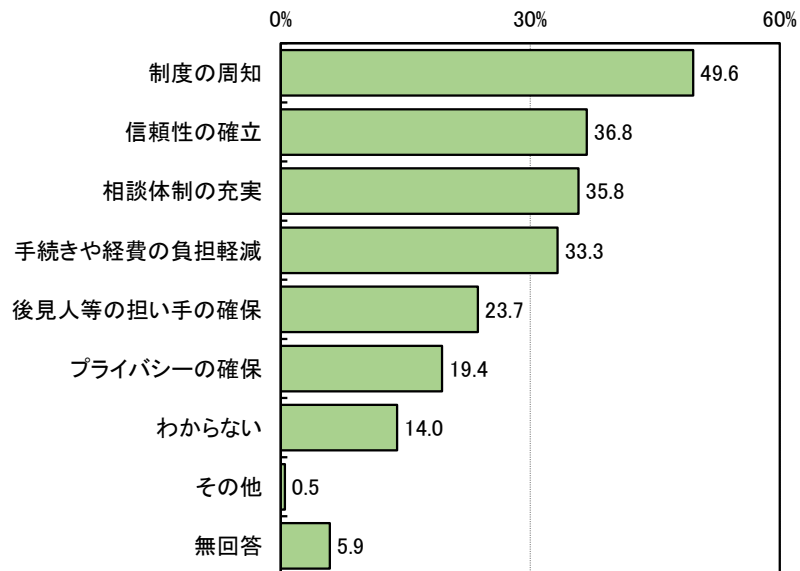
▶成年後見制度の認知度は、「名前も制度の内容も知っている」(26.3%)、「名前は知っているが、制度の内容は知らない」(33.9%)を合計すると、60.2%が何らかの形で成年後見制度を知っていると回答しています。また、「名前も制度の内容も知らない」が35.6%となっています。

④ 成年後見制度を利用しやすくするために必要なこと

Q 成年後見制度を利用しやすくするために、どのようなことが必要だと思いますか。

(あてはまるもの3つまでに○)

【n=744】



資料：行方市地域福祉に関する市民アンケート調査

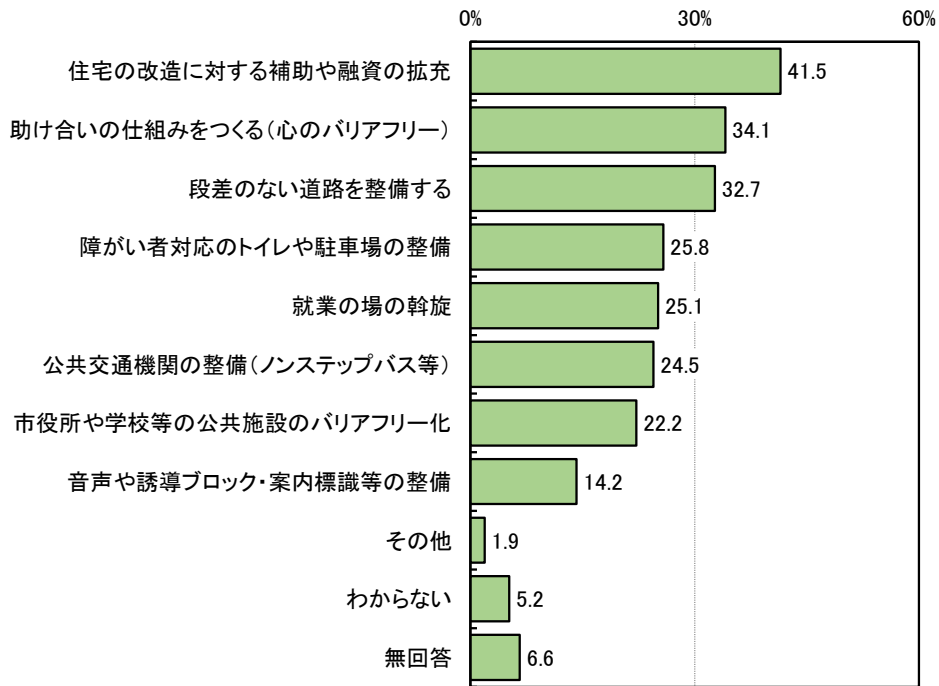
▶成年後見制度を利用しやすくするために必要なことは、「制度の周知」が49.6%で最も多く、以下、「信頼性の確立」が36.8%、「相談体制の充実」が35.8%などとなっています。

※ 成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人を保護し、支援する制度。

(4) バリアフリーのまちづくりを進めるために必要なこと

Q あなたは、高齢者や障がい者が支障なく生活できる環境、いわゆるバリアフリーのまちづくりを進めるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるもの3つまでに○)

【n=744】



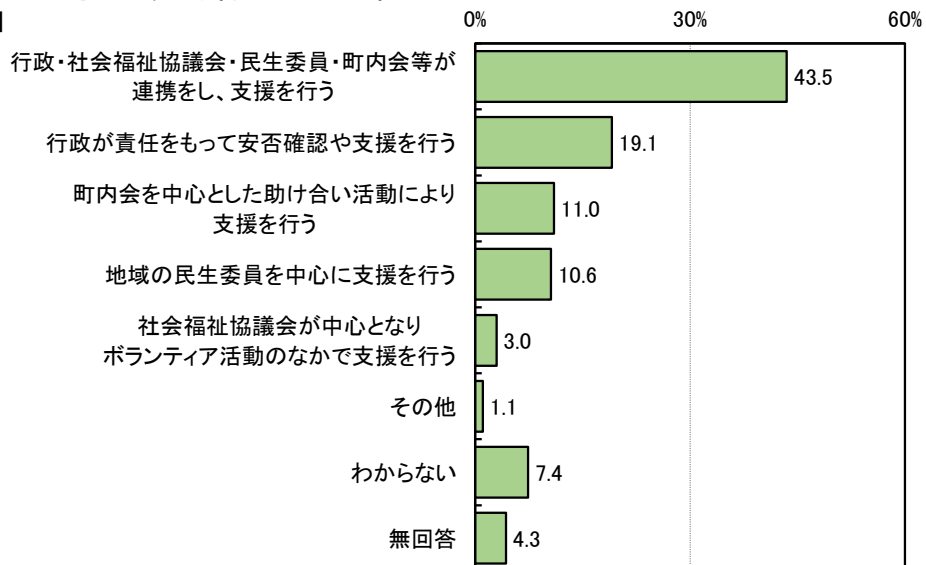
資料:行方市地域福祉に関する市民アンケート調査

▶バリアフリーのまちづくりを進めるために必要なことは、「住宅の改造に対する補助や融資の拡充」が41.5%で最も多く、以下、「助け合いの仕組みをつくる(心のバリアフリー)」が34.1%、「段差のない道路を整備する」が32.7%などとなっています。

(5) 安否確認、支援を行うための体制

Q あなたは、災害時や救急時における障がい者や一人暮らしの高齢者の安否確認、支援を行うための体制をどのように思いますか。(ひとつだけ○)

【n=744】



資料:行方市地域福祉に関する市民アンケート調査

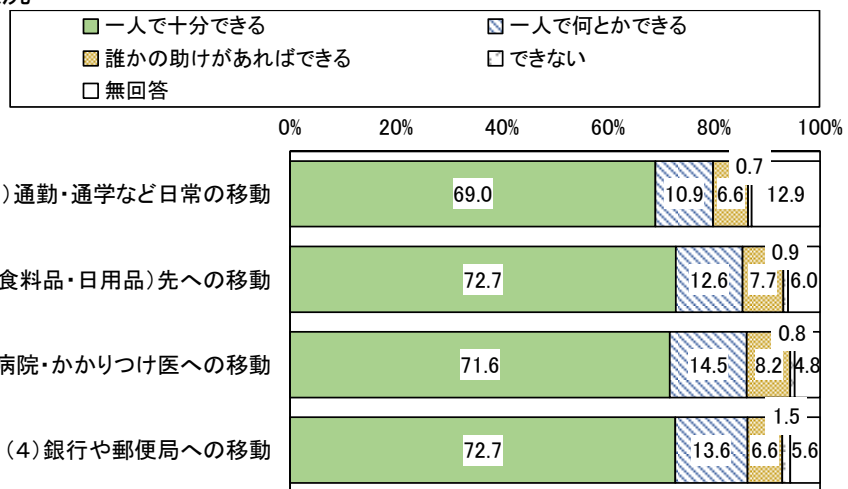
- ▶安否確認、支援を行うための体制は、「行政・社会福祉協議会・民生委員・町内会等が連携をし、支援を行う」が43.5%で最も多く、以下、「行政が責任をもって安否確認や支援を行う」が19.1%、「町内会を中心とした助け合い活動により支援を行う」が11.0%などとなっています。

(6) 地域での移動に対する現在の外出状況及び将来の不安

Q お住まいの地域での移動に対する①現在の外出状況及び②将来の不安について、あなたのお考えに最もあてはまる番号それぞれ1つに○をつけてください。将来(10年後程度)については、現在のお住まいで生活していたと仮定し、家族構成、家族の年齢等を考慮してお答えください。

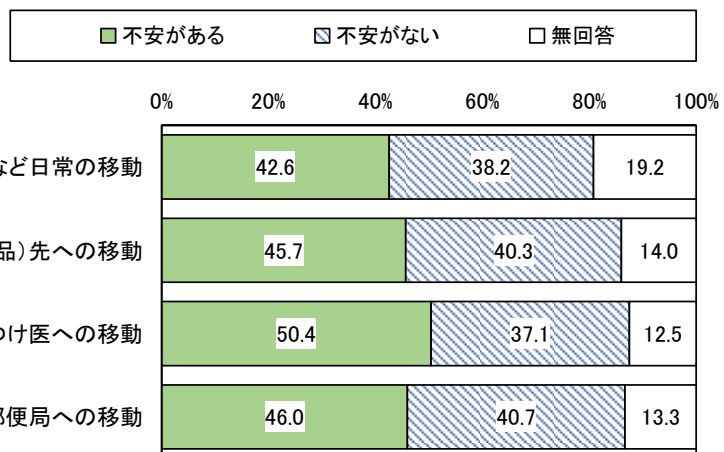
①現在の外出状況

(n=744)



②将来の不安

(n=744)

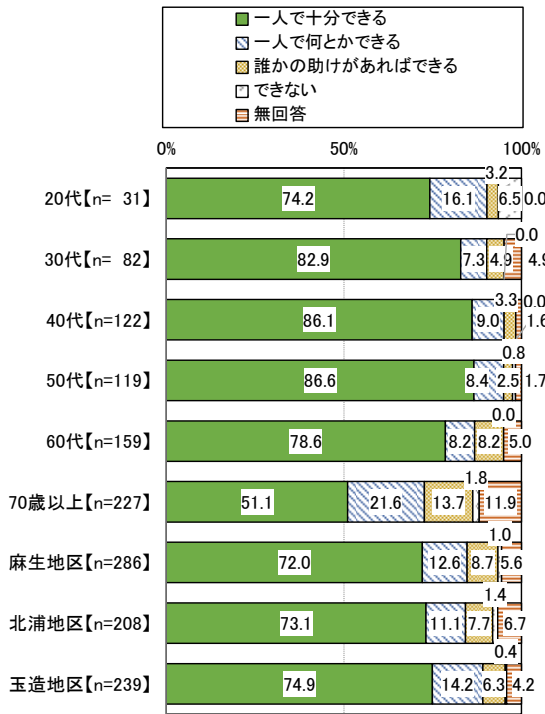


資料：行方市地域福祉に関する市民アンケート調査

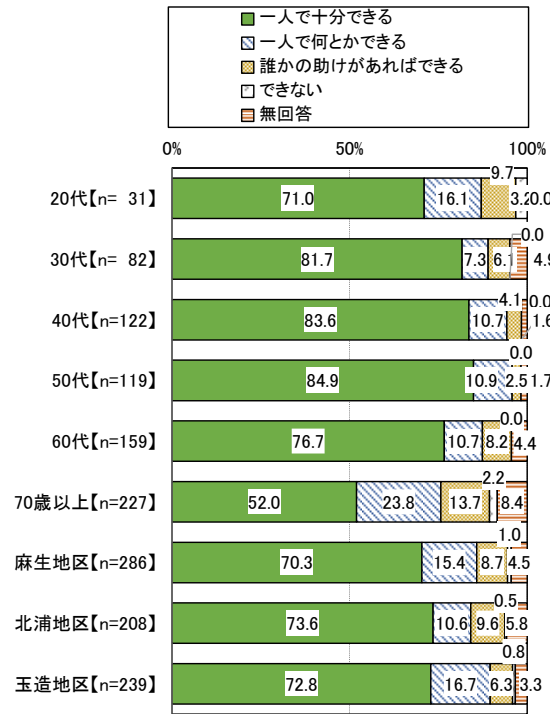
- ▶地域での移動に対する現在の外出状況は、7割が「一人で十分できる」と回答しています。
- ▶一方、将来の移動に対する不安は、約半数が「不安がある」と回答しています。

①現在の外出状況(年齢別クロス)

▶買物(食料品・日用品)先への移動

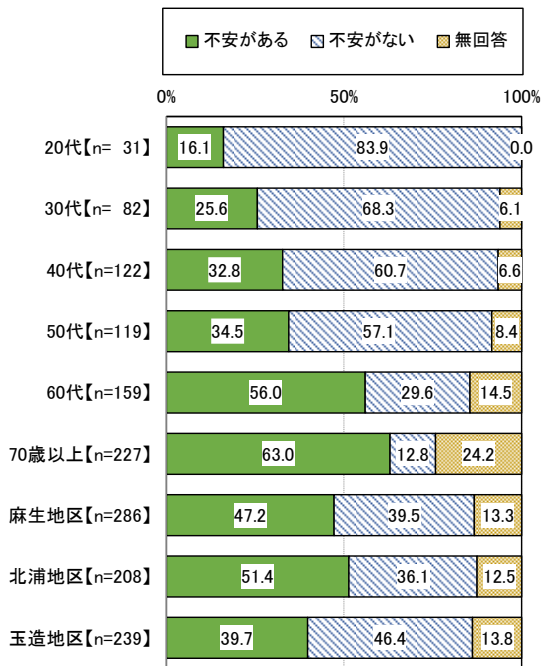


▶病院・かかりつけ医への移動

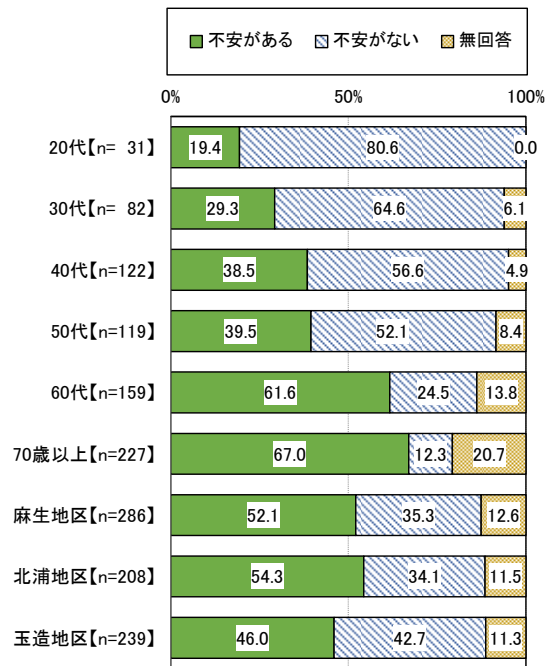


②将来の不安

▶買物(食料品・日用品)先への移動



▶病院・かかりつけ医への移動



資料:行方市地域福祉に関する市民アンケート調査

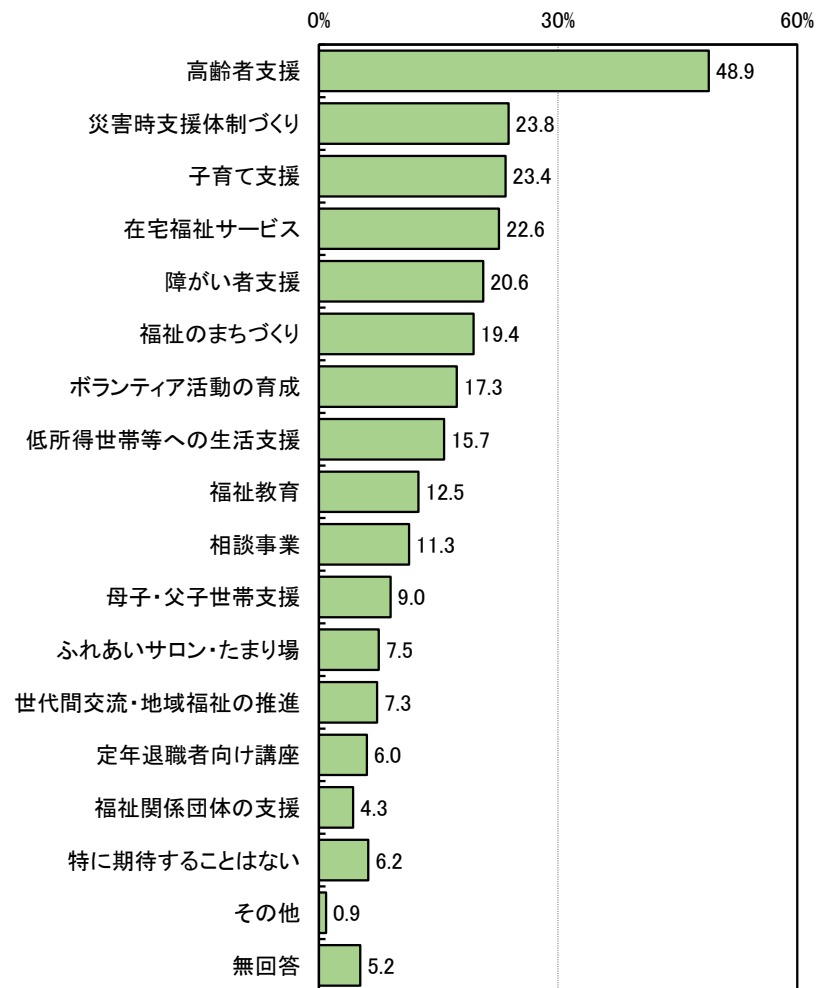
▶買い物や病院などの外出状況を年齢別にみると、70歳以上で「一人で十分できる」と回答する割合が低くなり、その一方で、「誰かの助けがあればできる」が高くなっています。

▶また、将来の買い物や病院などの移動に対する不安は、年齢があがるにつれて「不安がある」割合が高くなっています。

(7) 社会福祉協議会に期待すること

Q 社会福祉協議会に期待することはどんなことですか。(あてはまるもの3つまでに○)

【n=744】



資料：行方市地域福祉に関する市民アンケート調査

▶行方市社会福祉協議会に期待することは、「高齢者支援」が48.9%で最も多く、以下、「災害時支援体制づくり」が23.8%、「子育て支援」が23.4%などとなっています。

▶年齢別・地区別集計

年齢/項目	高齢者支援	災害時支援体制づくり	子育て支援	在宅福祉サービス	障がい者支援	福祉のまちづくり	ボランティア活動の育成	低所得世帯等への生活支援	福祉教育	相談事業	母子・父子世帯支援	ふれあいサロン・たまり場	世代間交流・地域福祉の推進	定年退職者向け講座	福祉関係団体の支援	特に期待することはない	その他	無回答
20代【n= 31】	38.7	29.0	29.0	9.7	22.6	9.7	6.5	19.4	12.9	3.2	9.7	6.5	0.0	6.5	3.2	12.9	3.2	0.0
30代【n= 82】	48.8	26.8	51.2	19.5	31.7	15.9	6.1	12.2	17.1	7.3	20.7	9.8	6.1	2.4	7.3	6.1	0.0	1.2
40代【n=122】	45.9	27.9	37.7	21.3	24.6	19.7	20.5	14.8	14.8	15.6	10.7	6.6	7.4	4.1	7.4	6.6	0.8	2.5
50代【n=119】	44.5	26.1	19.3	25.2	21.0	20.2	17.6	16.8	12.6	16.0	6.7	8.4	9.2	11.8	2.5	7.6	0.0	2.5
60代【n=159】	49.7	22.0	18.2	26.4	20.1	21.4	18.9	14.5	15.1	12.6	7.5	4.4	10.1	10.1	2.5	3.1	1.3	3.8
70歳以上【n=227】	54.2	20.3	11.0	22.5	14.5	19.8	20.3	17.6	7.9	8.4	6.2	9.3	5.7	2.6	4.0	6.6	1.3	10.1
麻生地区【n=286】	49.7	24.8	22.4	21.0	23.1	22.0	16.4	18.2	11.9	8.7	8.7	9.4	5.9	7.0	4.2	7.0	0.7	4.9
北浦地区【n=208】	46.6	26.4	20.7	23.6	23.6	16.3	16.8	14.4	13.9	11.5	11.1	5.8	9.6	5.8	5.3	7.7	0.5	5.3
玉造地区【n=239】	49.4	20.9	27.2	23.4	15.9	19.2	19.2	14.2	11.7	14.6	7.9	7.1	7.1	5.4	3.3	4.2	1.7	4.2

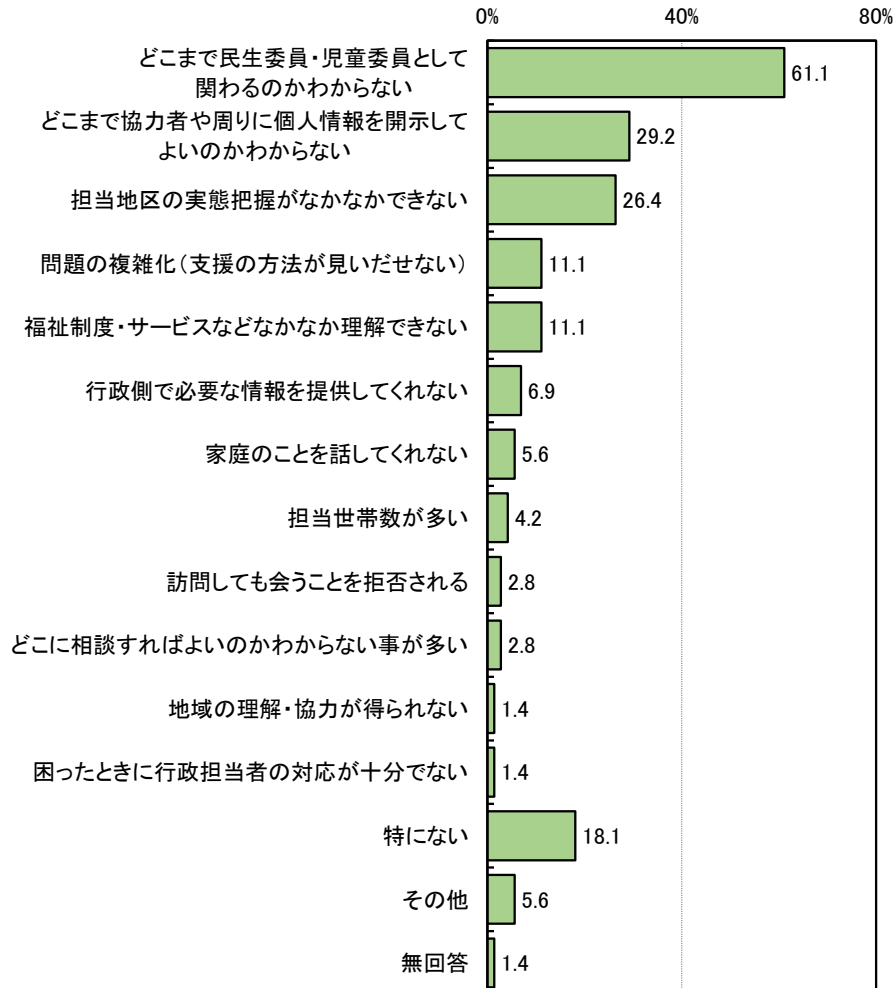
▶年齢別にみると、上位回答の構成はいずれの年齢も共通している中で、30代、40代では「子育て支援」の回答割合が高くなっています。

(8) 民生委員・児童委員、主任児童委員活動で大変と感じること

Q 民生委員・児童委員、主任児童委員活動で大変と感じることは、どんなときですか。

(〇は3つまで)

【n=72】



資料: 民生委員・児童委員調査

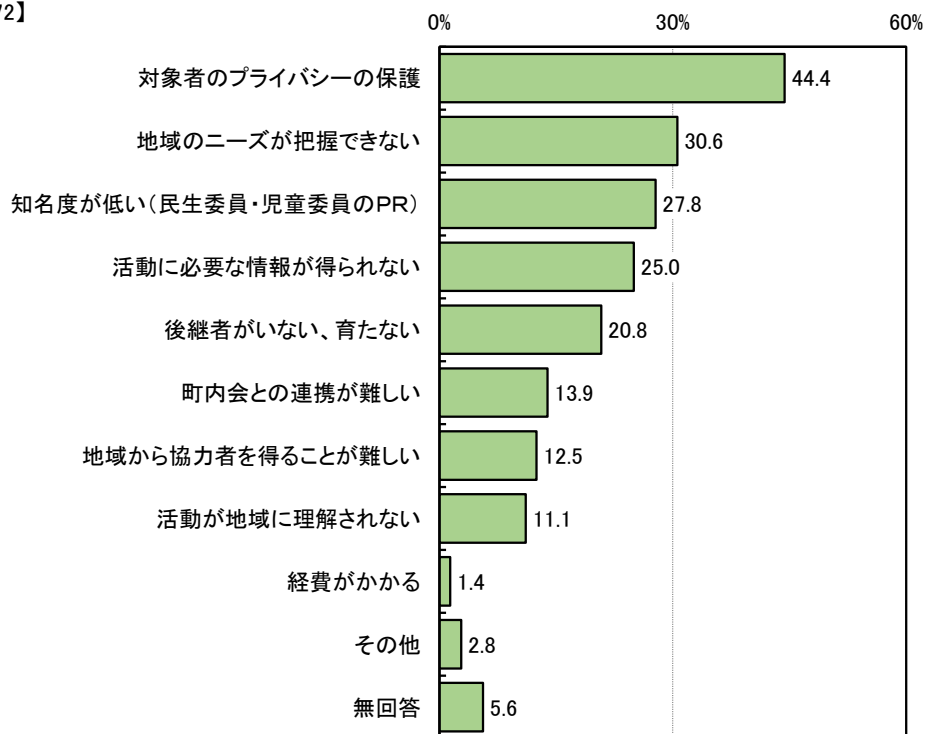
- ▶ 民生委員・児童委員、主任児童委員活動で大変と感じることは、「どこまで民生委員・児童委員として関わるのかわからない」が61.1%で最も多く、以下、「どこまで協力者や周りに個人情報を開示してよいのかわからない」が29.2%、「担当地区の実態把握がなかなかできない」が26.4%などとなっています。

(9) 民生委員・児童委員、主任児童委員活動を行うときの問題点や課題

Q 民生委員・児童委員、主任児童委員活動を行うときの問題点や課題を教えてください。

(〇は3つまで)

【n=72】



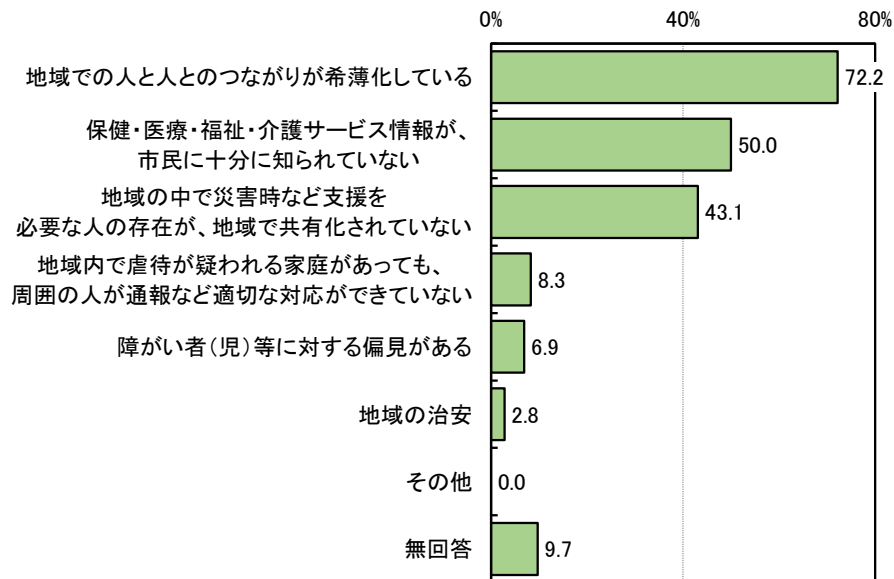
資料: 民生委員・児童委員調査

▶ 民生委員・児童委員、主任児童委員活動を行うときの問題点や課題は、「対象者のプライバシーの保護」が44.4%で最も多く、以下、「地域のニーズが把握できない」が30.6%、「知名度が低い(民生委員・児童委員のPR)」が27.8%などとなっています。

(10) 地域福祉に関して課題と感じていること

Q 民生委員・児童委員、主任児童委員活動をする中で、地域福祉に関して課題と感じていることは何ですか。(〇は3つまで)

【n=72】



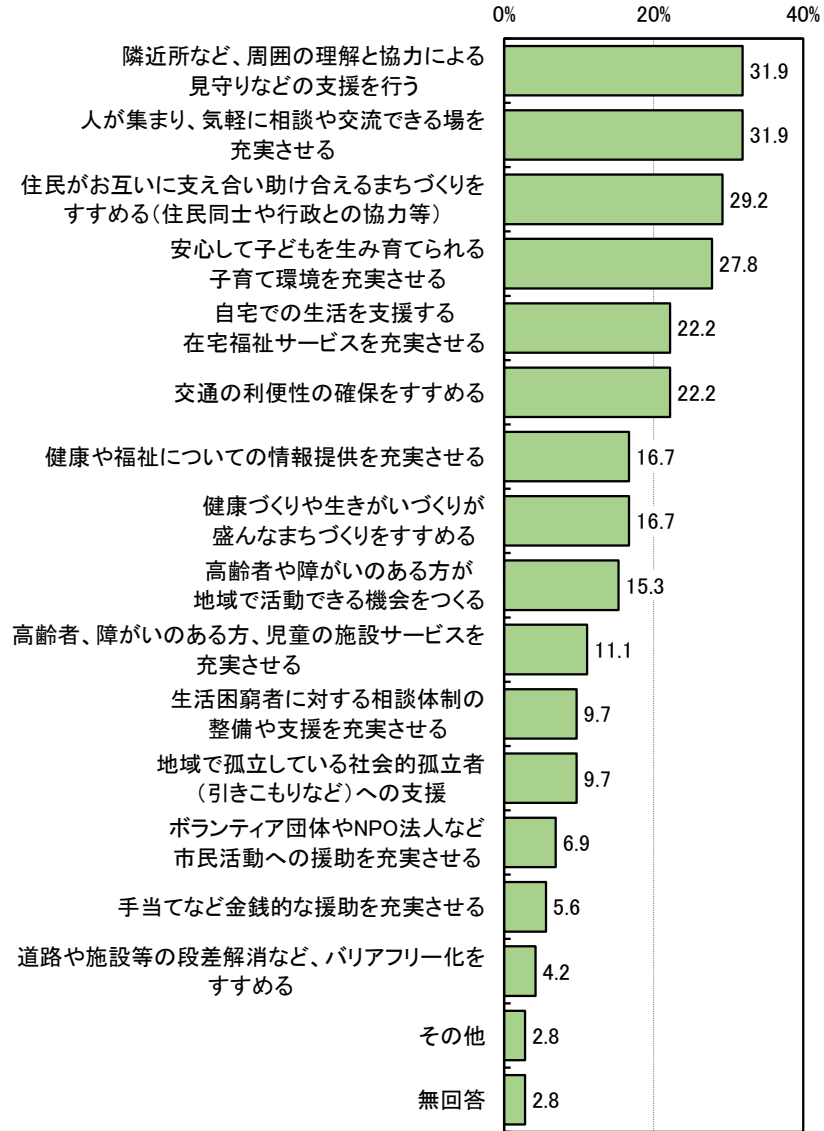
資料：民生委員・児童委員調査

- ▶地域福祉に関して課題と感じていることは、「地域での人と人とのつながりが希薄化している」が72.2%で最も多く、以下、「保健・医療・福祉・介護サービス情報が、市民に十分に知られていない」が50.0%、「地域の中で災害時など支援を必要とする人の存在が、地域で共有化されていない」が43.1%などとなっています。

(11)行方市の福祉施策をより充実させていくために重要な取り組み

Q 行方市の福祉施策をより充実させていくために、あなたが重要と考える取り組みはどれですか。
(3つまで○)

【n=72】



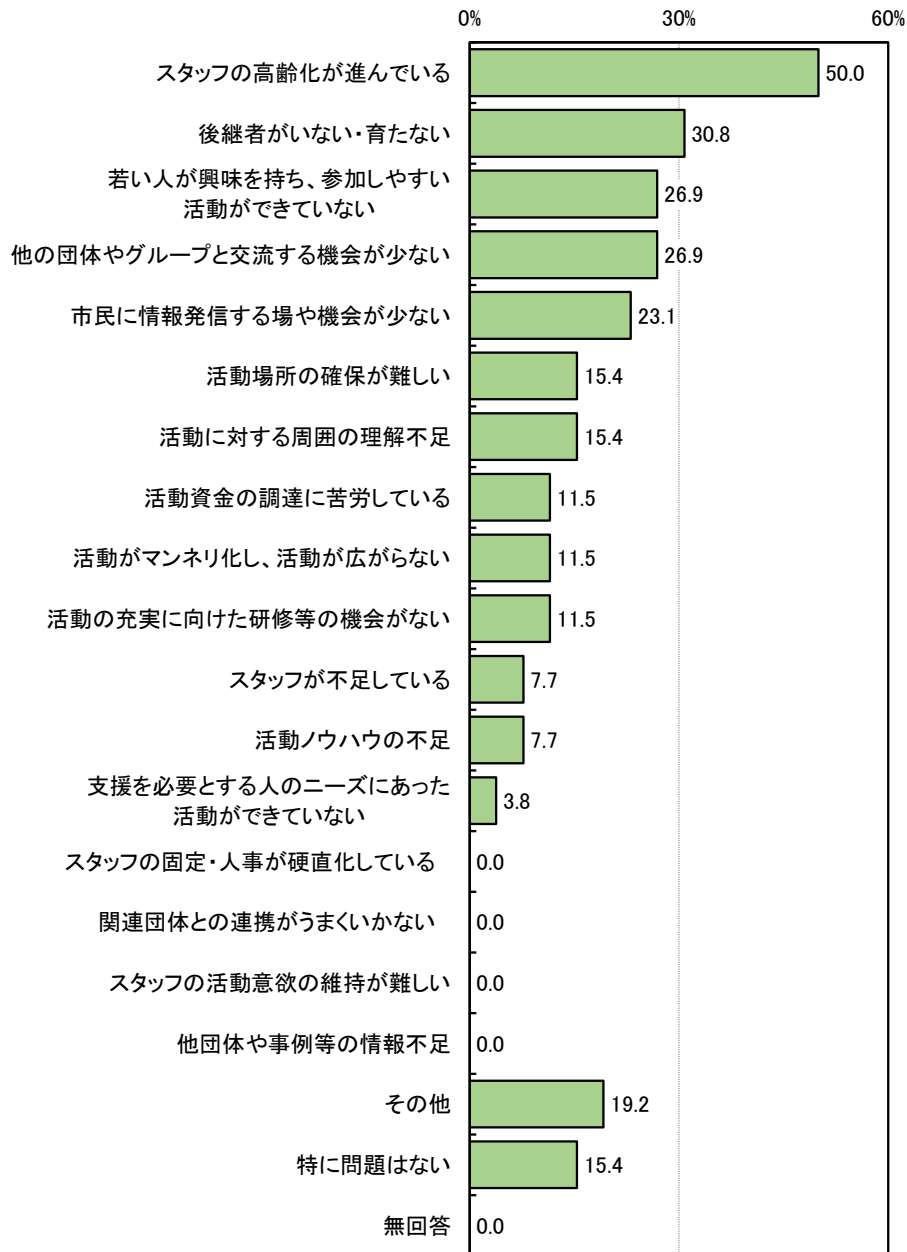
資料：民生委員・児童委員調査

▶行方市の福祉施策をより充実させていくために重要と考える取り組みは、「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」と「人が集まり、気軽に相談や交流できる場を充実させる」が同率の31.9%で最も多く、以下、「住民がお互いに支え合い助け合えるまちづくりをすすめる(住民同士や行政との協力等)」が29.2%、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」が27.8%などとなっています。

(12) 団体が活動を行う上で困っていること

Q 貴団体が活動を行う上で困っていることについてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

【n=26】



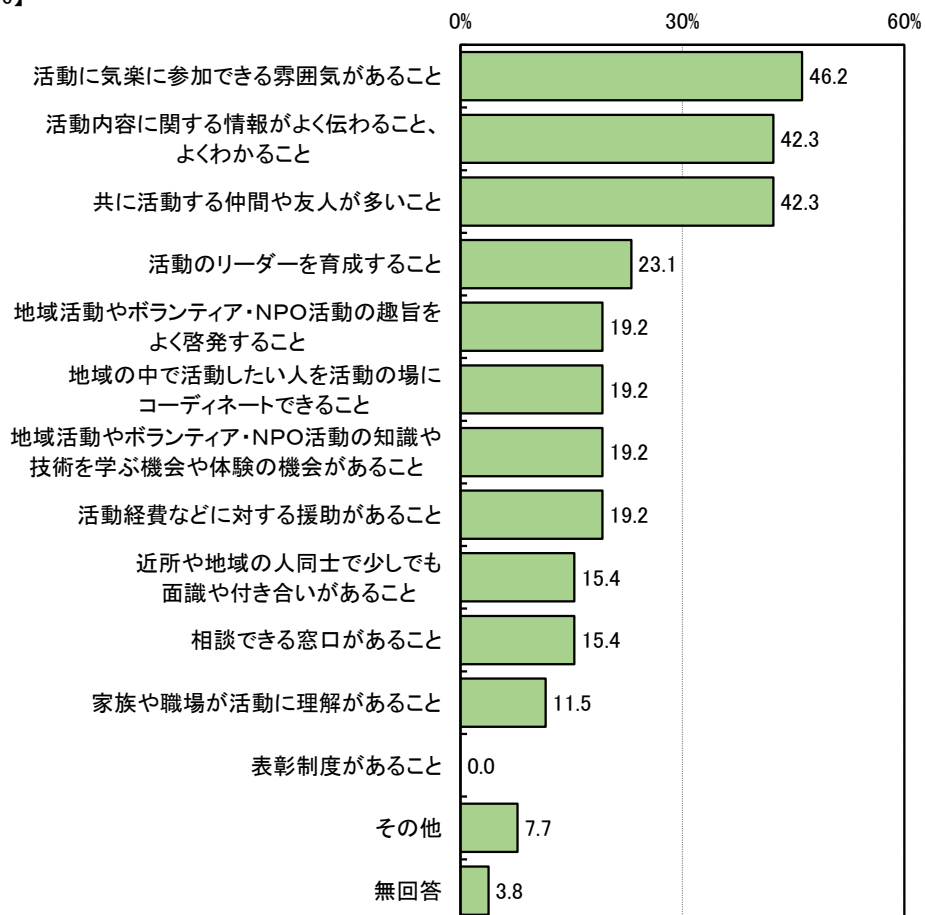
資料：関係団体調査

▶団体が活動を行う上で困っていることは、「スタッフの高齢化が進んでいる」が50.0%で最も多く、以下、「後継者がいない・育たない」が30.8%、「若い人が興味を持ち、参加しやすい活動ができていない」、「他の団体やグループと交流する機会が少ない」が同率で26.9%などとなっています。

(13) 団体の活動を活発化していくために必要なこと

Q 今後、貴団体の活動を活発化していくためには、特にどのようなことが必要だと思えますか。
 (あてはまるものをすべてに○)

【n=26】



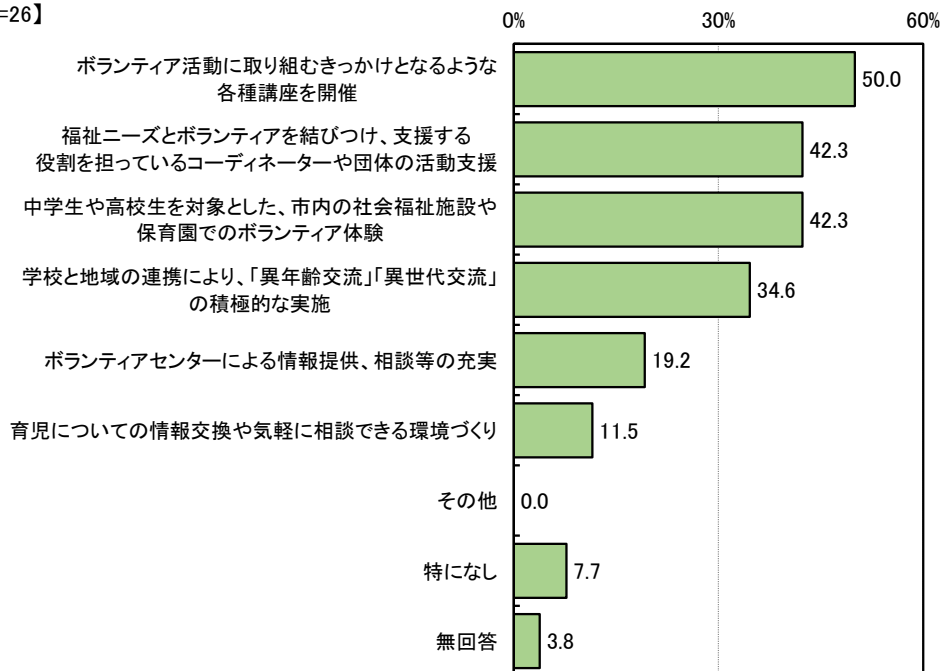
資料:関係団体調査

▶ 団体の活動を活発化していくために必要なことは、「活動に気楽に参加できる雰囲気があること」が46.2%で最も多く、以下、「活動内容に関する情報がよく伝わり、よくわかること」、「共に活動する仲間や友人が多いこと」が同率で42.3%などとなっています。

(14)地域福祉を担う人材の育成に必要なこと

Q 地域福祉を担う人材の育成【特に充実させたい取り組み3つまで】

【n=26】



資料：関係団体調査

- ▶地域福祉を担う人材の育成に必要なことは、「ボランティア活動に取り組むきっかけとなるような各種講座を開催」が50.0%で最も多く、以下、「福祉ニーズとボランティアを結びつけ、支援する役割を担っているコーディネーターや団体の活動支援」、「中学生や高校生を対象とした、市内の社会福祉施設や保育園でのボランティア体験」が同率で42.3%などとなっています。

7 課題の整理

本市のアンケート調査等から、地域福祉に関わる課題をまとめました。

(1) 包括的な相談支援体制の充実

人口構造や社会環境の変化、近隣関係の希薄化などを背景に、抱えている困難や課題が複雑化・複合化する中、国では、包括的な支援体制の整備を促進しています。

関係団体も様々な課題を抱えている人が増えた一方、そうした困難や課題が見えにくくなってきているとの指摘がみられます。また、市民アンケート調査では、福祉サービスを利用しやすくするために必要なことは、「サービスの周知を進める」、「情報提供の窓口を増やす」の割合が高くなっています。

相談窓口・機関の周知や気軽に相談しやすい体制・環境づくりを通じて、一人一人が抱えている困難や課題の実態把握に努めるとともに、多職種が連携し、包括的な支援につなげるための体制強化を図っていくことが必要です。そのためには、多様な機関や団体、企業・事業所が交流し、意見交換や情報共有をしていく場を設けていくことが重要です。

(2) ボランティア活動の活性化

今後ますます高齢化が進み、地域福祉の推進にあたってはその担い手の確保が大きな課題であり、元気な高齢者をはじめ、より多くの市民が「支え手」となっていくことが不可欠です。

市民アンケート調査のボランティア活動への参加状況は、「地域づくりの活動(町内会活動含む)」の割合が最も高く、次いで「健康づくりの活動」、「リサイクル等の環境活動」と続いており、高齢者支援や障がい児・障がい者支援、子育て支援などの福祉関連分野への参加割合は低くなっています。

また、ボランティア活動に参加するための条件は、「自分にあった時間や内容の活動がある」の割合が高くなっていますが、次いで「一緒に活動できる人がいる」、「自分の仕事や特技を生かせる」が続いており、一定割合の人が回答しています。

こうした現状、意向を踏まえつつ、福祉ボランティアに気軽に参加できる環境づくりを推進するとともに、ボランティアを必要としている人の把握に努め、ボランティアをしたい人につなげるためのしくみの構築が必要です。

(3) 地域住民同士の交流機会の充実

市民アンケート調査の近所の人とのつきあいの程度は、第1期、第2期調査時に比べて、「お互いの家を行き来する等、親しくつきあっている」、「顔が合えば立ち話しをする程度につきあっている」と回答する割合が低くなり、近所づきあいの希薄化が進んでいる傾向がうかがえます。

また、民生委員・児童委員調査では地域福祉に関して課題と感じていることとして、「地域での人と人とのつながりが希薄化している」が7割を占めています。

一方で、世代を問わず半数以上の方が、地域の課題に対して、住民同士の自主的な助け合い、支え合いの関係が「必要だと思う」と回答しており、地域での支え合いの重要性は認識されています。

また、充実すべき住民相互の自主的な支え合いや助け合いとして、「一人暮らしの高齢者の安否確認や話し相手」、「地域内の防犯パトロール」、「高齢者の地域での居場所づくり」、「災害時を想定した準備(避難訓練・備蓄等)」となっており、いざというときに支え合うことのできる地域づくりを進めていくことが重要です。

(4) 必要な支援や福祉サービスを利用できる体制の確保

困りごとや生活課題を改善・解消し、地域で安心して暮らしていくことができるためには、必要な支援に適切につなげていくことが重要です。介護保険サービスや障害福祉サービスでは、ケアマネジメントや相談支援が制度化されており、質の向上により適切なサービス提供につなげていく必要があります。また、高齢化や核家族化、女性の就労意向の高まりなどから介護や保育ニーズが高まっており、ニーズに対応した提供体制の確保が求められています。

市民アンケート調査の行方市の福祉施設や福祉サービス等の認知度では、「ほとんどわからない」が半数もいることや福祉サービスを利用しやすくするために必要なことでは、「サービスの周知を進める」が上位に来ており、サービス利用における十分な情報提供や周知が課題といえます。

また、第2期計画の進捗状況において、基本目標2の「(1)安心して福祉サービスが利用できる仕組みづくり ③情報バリアフリーの推進」については、「ほとんど進んでいない」が多くなっています。

必要な支援・サービスにつなげていくためにも、きめ細かな情報提供を図るとともに、支援ニーズの把握に努めつつ、適切な相談対応や、サービスを選ぶ支援ができる体制の一層の充実を図っていく必要があります。

本市においては、地区によって高齢化で小規模化する地区も出始め、コミュニティ機能の低下が懸念されます。買い物や病院などの外出状況を年齢別にみると、70歳以上で「一人で十分できる」と回答する割合が低く、また、将来の買い物や病院などの移動に対する不安は、年齢があがるにつれて「不安がある」割合が高くなっています。

今後、交通弱者に対する交通の手段の確保といった課題についても関係各課との連携が必要です。

(5)成年後見制度の利用促進

超高齢社会を迎え、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活などに支障がある人を社会全体で支え合うための重要な手段であるにも関わらず十分利用されていない状況を鑑み、成年後見制度の利用を促進することを目的として、平成 28 年5月に成年後見制度利用促進法が施行されました。

市民アンケート調査では、6割近くの人が何らかの形で成年後見制度を知っていると回答しています。保健・医療・福祉に加え、司法も含めた連携のもと、権利擁護に支援が必要な人を把握し、早期の段階から相談支援を行うとともに、制度への理解を促進しつつ、必要に応じた支援・制度の利用促進につなげていくことができる体制の構築を図っていく必要があります。

(6)災害時等の安全・安心を確保する体制の強化

東日本大震災をはじめ、度重なる自然災害の経験から、災害時に地域住民の生命を守ることににおけるコミュニティの重要性が再認識されており、地域福祉の視点からも安全・安心の確保に向けた対策の強化が求められています。

市民アンケート調査では、充実すべき住民相互の自主的な支え合いや助け合いにおいては、「災害時を想定した準備(避難訓練・備蓄等)」が上位にあがっています。

引き続き、地域における災害時の助け合い意識の醸成を図るとともに、災害時の避難行動に支援が必要な人を把握しつつ、自身の生命を守ることを最優先としたうえで、具体的な協力体制を構築していく必要があります。

また、新型コロナウイルスの世界的大流行を踏まえ、感染防止対策の徹底をはじめ、安全・安心な避難生活を送ることができる環境づくりに取り組む必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 行方市が目指す地域福祉像

本市では、将来実現すべきまちの姿を示した「行方市総合戦略書」を令和3年11月に改訂版を策定しました。「行方市総合戦略書」では、地域福祉が深く関わる重点プロジェクトとして『健康で文化的なまちプロジェクト』を設定し、プロジェクトの基本目標に『日本一「元気で包容力のある地域」をつくる』を掲げています。今回の第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画においては、人口減少と少子高齢化の進行を踏まえつつ、総合戦略と連動して『日本一「元気で包容力のある地域」をつくる』を行方市が目指す地域福祉像として設定し、『笑顔で住みたいまち 行方』を目指します。

2 基本理念

社会情勢や地域社会の変化により、今まで以上に課題が複雑かつ多様化しており、市民が住みなれた地域で安全・安心に生活し、年齢や性別そして障がいの有無にかかわらず、個人として尊重され、住民同士の支え合いや適切なサービスが受けられるようなまちづくりが求められます。

また、介護、障がい、児童福祉、生活困窮者支援などの制度の枠にとらわれない、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

本市は、これまでも人づくりに力を入れ、地域の主体性を重視し、協働によるまちづくりを推進してきました。今後も引き続きこの方向性を継承するとともに、誰もが地域社会で活躍し、一人一人の暮らしに寄り添い、地域全体で見守り、共に支え合っていくことが重要です。

そこで、本計画における基本理念を「誰もがみんな ふれ合い 支え合い 助け合うまち なめがた」とし、市民、地域団体、企業・事業所、行政など多様な主体が地域福祉に関心をもち、それぞれが持つ強みや機能を発揮しながら、連携・協働することで、包括的に支え合うことができる地域社会を目指します。

～市の将来像(市の最上位計画「行方市総合戦略書」の将来像)～

笑顔で住みたいまち 行方



「行方市総合戦略書」重点プロジェクト

健康で文化的なまち
プロジェクト

日本一「元気で包容力のある地域」をつくる

第3期地域福祉計画・
地域福祉活動計画の
基本理念

誰もがみんな
ふれ合い 支え合い 助け合うまち なめがた

3 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つを基本目標として設定し、さまざまな取り組みの展開を図っていきます。

基本目標1 地域の支え合い・助け合いづくり

誰もが安心して暮らすまちづくりの基本は、地域の中で支え合い、助け合う意識づくりや、支え合いの活動を担う人づくりです。

市民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、学校や地域の中で福祉の心を育む教育や人権を理解する教育を充実し、地域福祉の意識の向上を図ります。

また、地域社会において、市民同士のつながりの変化や高齢化、住民の減少など、地域の機能低下が懸念されています。地域の人々がお互いに支え合い、助け合う社会をつくるためには、身近な地域での福祉活動の活性化が重要となります。

このため、地域の交流活動や交流の場づくり、福祉活動を担う人材の育成を充実し、身近な課題に気づける地域社会を目指すための地域福祉活動を推進します。

基本目標2 包括的な支援体制づくり

多様化した生活課題の解決を図り、誰もが社会参加できる社会環境の実現を目指し、公共サービスのみならず、多様な民間サービスの振興に努めるとともに相互の連携を図り、地域福祉の一層の向上に努めます。

また、関係機関と連携した身近な地域での相談体制を充実するとともに、福祉サービスの充実、情報提供や包括的で専門的な支援につなげる仕組みを構築していきます。また、判断能力が十分でない人の増加が予測されており、必要な援助を受けられることができるよう、権利擁護制度[※]の普及啓発を図り制度の利用につなげます。

基本目標3 安全・安心な地域づくり

地域でいつまでも安全・安心して暮らせるよう、「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、見守りが必要な人が緊急時や災害時に孤立しないため日頃からの見守り体制の充実や、避難行動要支援者名簿の活用等を促進し、的確な支援につなげます。

また、生活に対する支援や、防災訓練等の活動支援、防犯対策の推進など地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

※ 権利擁護制度：認知症や知的障がい、精神障がいなどを持つ高齢者や障がい者が有する人間としての権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。

4 計画の体系

《 基本目標 》	《 具体的な施策・取り組み 》	
<p>基本目標1 地域の支え合い・ 助け合いづくり</p> 	<p>1 市民の福祉意識の高揚</p>	<p>(1)地域住民の交流の促進 (2)学校教育の場での福祉教育の推進 (3)福祉に関する生涯学習や市民への意識啓発</p>
<p>基本目標2 包括的な支援 体制づくり</p> 	<p>1 安心して福祉サービス が利用できる仕組み づくり</p>	<p>(1)安定的な福祉サービスの提供と 地域に密着した福祉サービスの展開 (2)市民に分かりやすい福祉情報の提供 (3)情報バリアフリーの推進</p>
<p>基本目標3 安全・安心な 地域づくり</p> 	<p>1 すべての市民が安心 して外出できる環境 づくり</p>	<p>(1)バリアフリーのまちづくり (2)市内交通の利便性の向上</p>
<p>行方市 成年後見制度 利用促進基本計画 (第5章)</p>	<p>目標1 成年後見制度の周知及び啓発の強化 目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 目標3 相談支援機能及び利用支援体制の強化</p>	

第4章

地域福祉の推進に向けた取り組み

第4章 地域福祉の推進に向けた取り組み

基本目標1 地域の支え合い・助け合いづくり

1 市民の福祉意識の高揚

■現状と課題■

本市では、市内の学校を対象に、関係機関やボランティア団体等との連携・協力のもと、手話、車椅子等の体験学習での交流を通じ、高齢者や障がい者への理解を深め、福祉のこころの醸成に取り組んでいます。

また、地域の中で行う福祉教育として、地域で活動する地域福祉の推進組織、福祉ボランティア団体等に対する啓発活動や広報紙等の発行など、市民の福祉に対する意識の向上を図るための取り組みを行っています。

また、市民アンケート調査では、「福祉の課題については、行政と住民が協力し合い、共に取り組むべきである」、「行政の手の届かない福祉の課題については、住民が協力すべきである」など主体的な回答割合については、『地域に愛着がある人』（「大いにある」「ある程度ある」）の方が、『地域に愛着がない人』（「どちらともいえない」「あまりない」「全くない」）よりも高くなっています。

地域への愛着がないと、行政や他人任せになるとは必ずしも言い切れませんが、地域への愛着がある人のほうが、生活課題の主体的な解決や周りの人に対する手助けに積極的かつ前向きであることから、幅広い年代の住民の地域への愛着の深まりが望まれます。

また、市民アンケート調査で、近所づきあいの現状をみると、第1期、第2期調査時に比べて、「お互いの家を行き来する等、親しくつきあっている」、「顔が合えば立ち話しをする程度につきあっている」と回答する割合が低くなり、近所づきあいの希薄化が進んでいる傾向がうかがえます。

普段からの交流が住民同士の助け合いの基本となるため、今後は若い世代を含め、より多くの人が参加しやすく、また、より地域に密着し、地域の実情に応じた交流機会の創出が必要です。

■基本方針■

地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加・体験を通して、福祉意識の向上を推進します。

また、市民が生涯にわたって、福祉や地域福祉について学ぶ機会が得られるよう、各種講座等を開催します。

(1) 地域住民の交流の促進

市民・地域 の取り組み

- 自分が住む地域の状況に関心を持ちます。
- 若い世代や転入者が地域行事などに参加しやすいよう配慮します。
- 市民は、地域住民同士の交流行事や支援を必要とする家庭等への見守りの取り組みに積極的に参加します。
- 行政区や地域の団体、福祉施設等は、地域住民同士の交流を促す行事等を積極的に開催します。

社協 の取り組み

事業名	事業内容
ひとり親家庭事業	ひとり親家庭等の支援として、新入学祝い品贈呈事業を行います。
ビックリ・発見・夏キャンプ	協同生活を体験し、共に社会で暮らすために必要なセンスと知識を学ぶことをテーマとし、単なる楽しみだけではなく、相互に自立・交流・体験することを大切にし、参加者全員で支え、ともに成長する事業として充実に努めます。

行政 の取り組み

- 近所づきあいや見守り、言葉掛け等が自然に行われる地域の風土づくりを目指し、交流行事やイベントの開催等の取り組みを通じて、市民への意識啓発に努めます。また、介護福祉課、社会福祉協議会や生涯学習課とともに新しい地域コミュニティ団体の設立に向け協議していきます。

【社会福祉課・介護福祉課・事業推進課・商工観光課・生涯学習課】

(2) 学校教育の場での福祉教育の推進

市民・地域 の取り組み

- まずは、「おはよう」「おかえり」など、あいさつを積極的に行います。
- 企業や事業所、福祉施設は、学校等におけるボランティア体験等、福祉教育に積極的に協力します。

社協 の取り組み

事業名	事業内容
福祉体験事業	<p>福祉・ボランティア体験や交流等を通じて学び、福祉に対する理解を深めていくことを目的とした事業です。地域や学校で行われる福祉体験学習を当事者団体やボランティアグループと共にサポートすることにより、地域を支える人づくり＝福祉のまちづくりに取り組みます。</p> <p>また、福祉体験未実施の学校または機関の申込を得るため、福祉体験事業の広報の強化に努めます。</p>

行政 の取り組み

- キャリア教育の形成を目標として、体験学習で学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲を高めたり将来の生き方を考えたりすることができる学びの機会を設定します。
【学校教育課】
- 市内すべての中学校で実施している職場体験学習の継続とともに、特色ある学校づくりとして、今後もボランティア活動を重点的に実施する学校を支援します。また、感染症対策で身体的距離を確保しなければならない中、人との心のつながりを感じ取れるよう、タブレット端末等を利用するなど創意工夫を凝らした多様な取り組みを行います。
【学校教育課】
- 学校の近隣にある福祉施設へ慰問し、高齢者等とのふれあいを行っており、このような取り組みを継続します。また、コロナ禍により、現場での地域福祉活動やボランティア活動は、休止・延期による活動自粛となっており、今後は遠隔・オンラインを利用するなど工夫した取り組みを行っていきます。
【学校教育課】

(3)福祉に関する生涯学習や市民への意識啓発

市民・地域 の取り組み

- 自分たちで住みよい地域にしていこうとする意識を持ちます。
- 市民は、生涯にわたって、地域の課題や地域福祉について学び、得た知識を周囲に紹介したり、自分の活動に活かします。
- 行政区や地域の団体は、地域の課題や地域福祉について学ぶ機会を定期的に設けます。

社協 の取り組み

事業名	事業内容
障害者スポーツ大会事業	障がい者(児)に対し、スポーツする機会を設け、社会福祉の向上に寄与します。障がいのある人もない人も共に障がい者スポーツを楽しむ環境を整備することで、障がい者への理解の促進と共生社会づくりを目指し、大会参加への競技者及び指導者の技術向上を図ります。
福祉講座	聴覚障がい者に対する理解を深め、聴覚障がい者のコミュニケーション手段のひとつである手話を広く普及することを目的として、手話講習会を開催します。今後は、手話講座だけでなく地域住民が参加しやすい講座を計画し、参加者数の増加を目指します。

行政 の取り組み

- 地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、福祉に関する生涯学習の場の充実や、地域で福祉を学び・体験できる場の充実を図ることにより、市民への意識向上を目指します。また、障がいのある人がスポーツを体験する機会や福祉講座など様々な活動への参画を支援します。

【社会福祉課】

2 地域福祉を担う人材の育成

■現状と課題■

少子高齢化が進展する中で、単身世帯、高齢者のみの世帯、ひとり親世帯などの増加により、地域における住民のつながりが希薄になり、孤立する人が生じやすい環境となっています。さらに、少子高齢化が進み、人口減少時代が到来する社会では、支えられる側が、時には支える側になることが求められます。様々な立場の人々が、支える側、支えられる側の関係を超越して、見守り、見守られ、支え合う地域づくりを進めるため、地域における支え合い・助け合いの仕組みづくりは、本計画を通じて市が推し進めていくべき最重要課題です。

本市では、社会福祉協議会への補助金を通じた市内の福祉団体への助成や、登録団体に対する研修会の実施や活動支援のための情報提供、活動や行事に伴うボランティア保険の取扱いなどの支援を行っています。

また、サロン活動など住民主体の活動の運営支援を通じて、地域活動を牽引する人材の育成につなげています。

関係団体調査では、団体が活動を行う上での困っていることは、「スタッフの高齢化が進んでいる」、「後継者がいない・育たない」、「若い人が興味を持ち、参加しやすい活動ができていない」、「他の団体やグループと交流する機会が少ない」などの声があがっています。

また、地域福祉を担う人材の育成に必要なことは、「ボランティア活動に取り組むきっかけとなるような各種講座を開催」、「福祉ニーズとボランティアを結びつけ、支援する役割を担っているコーディネーターや団体の活動支援」、「中学生や高校生を対象とした、市内の社会福祉施設や保育園でのボランティア体験」などが多く挙げられています。

引き続き、ボランティアや地域活動を牽引する人材の育成に取り組むとともに、育成後の活動の場の充実に努めていく必要があります。併せて、関係機関と連携しながら、福祉分野に従事する職員の専門性や資質向上を図っていくことが重要です。

■基本方針■

地域で発生した福祉ニーズとボランティアを結びつけるマッチング機能の向上を図るとともに、支援する役割を担っているコーディネーターや団体の活動支援のための専門研修会を開催し、地域福祉活動の活性化を目指します。

また、ボランティア活動・市民活動に参加しやすい環境をつくるため、中学生や高校生を対象としたボランティア体験をはじめ、各機関と連携し、市民活動のすそ野拡大に資するさまざまな事業を展開します。

(1) ボランティアの育成

市民・地域 の取り組み

- 地域活動やボランティア活動に関心を持ちます。
- 自分のできる範囲で地域活動やボランティア活動に参加します。
- 市民は、人のため、自分のためにシルバーリハビリ体操等のボランティア活動に参加します。
- 市民は、既存のボランティアグループに参加したり、新しいグループを立ち上げて、一人暮らしの高齢者や障がい者、その家族、子育て家庭をサポートします(ボランティア等)。
- 地域の団体や福祉施設は、行事等でボランティアを積極的に活用します。

社協 の取り組み

事業名	事業内容
ボランティアセンター事業	ボランティアセンターは、市民の善意とボランティア活動の啓発・推進を図ることを目的とする機関であり、登録団体・個人からの協力のもとで関連事業の充実を図ります。
ボランティア分野別研修会	登録ボランティア団体の活動内容を高齢、障がい、生活支援、地域福祉の4分野に細分し、より専門性を重視した研修を計画していきます。

行政 の取り組み

- 事業の実施にあたり、ボランティアを積極的に活用するとともに、事業参加後も活動の継続を促すよう、フォローアップを図ります。また、ボランティア育成に関しては、社会福祉協議会と連携を図りながら支援します。 【社会福祉課】
- 地域の福祉活動やボランティア活動のさらなる活性化に向け、活動したいと考える人(担い手)と各種団体や機関を結びつけるコーディネートやマッチングを行います。 【社会福祉課】
- 思いやりや助け合いの心の育成と、社会の一員としての自覚を高めるための職場体験活動、ボランティア活動等に引き続き取り組んでいきます。 【学校教育課】
- 高校生会で実施している「麻生庁舎の花壇整備」をはじめ、子どもたちがボランティア活動にふれるきっかけとなるような取り組みを実施します。 【生涯学習課】

(2)協働による地域福祉の推進

市民・地域 の取り組み

- 市民や地域の団体は、市や社会福祉協議会に対して、地域で必要な取り組みや活動について積極的に提案・提言します。
- 市民や地域の団体は、市や社会福祉協議会からの情報や補助等を積極的に活用し、地域福祉活動を展開します。
- 企業や事業所は、地域の活動に積極的に協力・参加し、ともに地域の福祉向上に取り組めます。

社協 の取り組み

事業名	事業内容
一人暮らし高齢者見守り事業	<p>高齢者が孤立することなく、住み慣れた地域で健康で安心して暮らせるよう、関係者及び地域住民が連携して高齢者を見守ることにより、福祉の推進を図ります。また、給食サービス利用者については、利用料集金時に職員が訪問し、健康状態等の聞き取りや見守りを行っており、今後も継続を図ります。</p> <p>さらに、訪問の難しい時期などには電話等で安否確認を実施し、必要に応じて家族・ケアマネジャー等に連絡し関係機関との連携を取れる体制を整えます。</p>

行政 の取り組み

- 子育て環境の充実のため、それぞれの地域で子どもの居場所づくりとしての地域コミュニティの強化を進めます。【こども福祉課・健康増進課】
- すべての児童生徒が、自分のよさや可能性を認識し、「異文化交流」、「異年齢交流」、「異世代交流」等を通して、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越えられる子どもの育成を目指します。【学校教育課】
- さまざまなニーズを有する在宅の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の生活を支援するため、ニーズを的確に把握するとともに、総合的サービスを提供できるよう、関係機関との連携を深めるよう努めます。【社会福祉課】

3 地域福祉活動団体との連携

■現状と課題■

地域福祉の担い手は、特に高齢者福祉の分野で地域包括ケアシステムの構築を目指す中で、地域住民をはじめ、サービス事業者、ボランティアや民間団体等、多様な主体の参画が求められており、身近な生活の支援にあたり、地域ぐるみによる地域福祉活動の推進を図る必要があります。

また、福祉活動においては、市民の相談役である民生委員・児童委員がその中心を担っており、民生委員・児童委員が地域で円滑に活動するためには、行政・関係機関のサポートが必要不可欠となります。

しかし、その役割と活動内容を理解している人は少なく、仕事の負担増や偏り、周囲の理解・協力不足などから、担い手が不足しています。加えて、活動への実態と評価に隔たりもあり、実態に即した活動を展開するための課題解消に向けた対策が求められます。

また、地域での医療・介護・福祉・保健の連携体制を構築し、誰もが住み慣れた自宅や地域で安心して過ごすことができる仕組みを構築することが求められます。

解決のためには、地域内の様々な分野・職種がつながり、それぞれの強みを活かした支援が必要になります。そうした連携が行えるよう、日頃から顔の見える関係づくりや地域生活課題の情報共有を行うネットワークづくりを進めます。

■基本方針■

地域福祉に取り組む各種団体を支援するとともに、これらとの連携協働により、地域福祉の推進を図ります。

民生委員・児童委員は、地域住民にとって最も身近な相談・支援者として、地域における福祉ニーズを発見し、関係機関と適切に連携を図りながら、課題解決に向けての取り組みを進めます。

(1)地域福祉活動の推進

市民・地域 の取り組み

- 地域活動等に関心を持ちます。
- 市民は、行政区の活動に参加し、地域の問題や課題を理解します。
- 地域住民、行政区、民生委員・児童委員、その他地域の関係者は、連携を密にして、地域の問題や課題と一緒に取り組みます。
- 市民や企業等は、募金や寄附等を通じて、身近な地域福祉活動を支援します。

社協 の取り組み

事業名	事業内容
生活支援体制整備事業(小地域福祉活動モデル地区指定事業)	小地域福祉活動を住民主体で取り組み、継続した活動となるよう、各地域のイベント等の運営に協力し、事業の推進に努めます。
善意銀行事業	地域福祉の増進に寄与することを目的に、市民や企業、団体等から善意の金品の預託を受け、社会福祉事業の活動に払出しします。

行政 の取り組み

- 地域の各種活動組織を中心とした地域防災訓練などの取り組みを支援し、引き続き地域の連携強化に努めます。

【総務課】

(2) 民生委員・児童委員の活動支援

市民・地域 の取り組み

- 市民は、自分の地域の民生委員・児童委員を知って、支援を必要とする人がいれば紹介します。
- 民生委員・児童委員は、市や社会福祉協議会、その他関係機関との連携を密にして、地域住民からの相談対応や課題解決に努めます。

行政 の取り組み

- 民生委員・児童委員の活動を広報紙やホームページ等で周知し、地域への理解促進を図ります。
【社会福祉課】
- 地域福祉の担い手として、ボランティア活動の推進や地域住民と関係機関との「パイプ役」として、民生委員・児童委員の意識の高揚とともに、活動しやすい環境づくりを支援します。
【社会福祉課】

(3)福祉団体への支援

市民・地域 の取り組み

- 市民は、広報やホームページ其他媒体を通じて、地域の福祉団体の活動を理解します。
- 行政区等地域の団体は、福祉団体と協力し、地域での奉仕活動等を実施します。

社協 の取り組み

事業名	事業内容
生活支援体制整備事業	<p>地域の住民や各種団体、企業の関係者など様々な人々が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目標に、「協議体」や「生活支援コーディネーター」の活動により、高齢者を支える地域づくりを進めていきます。</p> <p>第1層協議体を市1か所、第2層協議体を旧小学校区の18か所と計画し整備を進めています。地域住民との話し合いの場づくりとして進めていきます。</p>
福祉団体活動支援	<p>各団体が、独自の活動理念に基づく特性を発揮し、自立的な活動や組織運営ができるよう支援します。</p> <p>なお、団体活動の効率化等を図るため、必要に応じて各団体の統合を支援します。</p>

行政 の取り組み

- 高齢者や障がい者、当事者団体やその家族等で構成する団体に取り組む福祉課題解決のための事業活動に対して、専門職の配置を充実し、相談体制の構築に努めていきます。
【社会福祉課・介護福祉課】
- 福祉当事者団体との連携強化を図るため、定期的な情報交換の場を設けて、協力体制を整えます。
【社会福祉課・介護福祉課】

基本目標2 包括的な支援体制づくり

1 安心して福祉サービスが利用できる仕組みづくり

■現状と課題■

介護保険サービスや障害福祉サービスの利用におけるケアマネジメントの質の向上を図るため、地域包括支援センターの主任介護支援専門員や医療専門職によるプランへの助言や、障がい者に対しては相談支援事業所との連携による総合的・専門的な相談支援を行っています。

また、子育て支援に関する情報提供や関係機関との調整を行い、必要な支援につなぐ利用者支援事業を実施しています。

一人一人の状況に応じた適切な支援・サービスにつなげていくためにも、関係機関などと連携しながら、自立支援に資するケアマネジメントの質の向上を図るとともに、複合的な課題を抱える利用者に対応できるよう、多職種協働によるケアマネジメントを推進していく必要があります。

また、本市や社会福祉協議会では、様々な媒体・機会を通じて各種制度やサービスの周知を図っていますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地域で集まる機会が減少し、周知の機会が減っており、創意工夫が必要です。

また、情報を得ることが困難な人にも必要な情報を届けることができるよう、特性に応じた情報提供を図っていくことが重要です。

■基本方針■

安心して福祉サービスを利用できるよう、地域のニーズに対応し、地域に密着した福祉サービスの充実に努めます。

また、必要なサービスの利用促進や利用者が選択するための情報を提供するため、広報紙やホームページ、SNSやガイドブックなどを活用し、各種制度やサービス、相談窓口の周知を図ります。また、自ら情報を得ることが困難な人が関係者から情報を得ることができるための体制づくりを進めます。

(1) 安定的な福祉サービスの提供と地域に密着した福祉サービスの展開

市民・地域 の取り組み

- 市民は、自身や家族の生活上の問題について、市内の相談窓口を積極的に活用し、その解決に努めます。
- 市民は、自身や家族の自立した生活を営むために必要な福祉サービスを積極的に活用し、必要なサービスがない場合は、市や社会福祉協議会に提案・提言します。
- 市民は、社会福祉協議会の住民参加型在宅福祉サービスの協力会員等、担い手として福祉サービスに積極的に参加します。
- 企業やNPO、ボランティア団体等は、地域に密着した福祉サービスを企画・開発し、事業を展開します。

社協 の取り組み

事業名	事業内容
介護予防フオーアップ事業(各サロン事業)	地域において、介護予防体操やレクリエーション等を行い、市民同士の交流を通して、引きこもり予防及び健康づくりと仲間づくりを図ります。
給食サービス事業	在宅の高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう、配食サービスを提供し、安否確認、健康と福祉の増進及び介護者の身体的な負担の軽減を図ります。また、利用者の増加に比べボランティアの減少が課題となっているため、なめがたエリアテレビやホームページ等を利用し募集を強化します。
のびのびサポート事業	(障がい児)→(令和元年より「市内在住の特別支援学校に通う児童、生徒」及び「特別支援学級を利用する児童、生徒」に変更)本人や家族の支援を目的に、長期休暇中の活動の場を提供します。また、参加者がリラックスして活動できる環境を作ります。
障害者スポーツ大会事業	障がい者(児)に対し、スポーツする機会を設け、社会福祉の向上に寄与します。障がいのある人もない人も共に障がい者スポーツを楽しむ環境を整備することで、障がい者への理解の促進と共生社会づくりを目指し、大会参加への競技者及び指導者の技術向上を図ります。
子育てサポート事業	育児の援助を希望する人及び育児の援助を行う人の会員組織であり、仕事及び育児又は介護を両立できる環境を整備し、子育てを支援します。
ひとり親家庭事業	ひとり親家庭等の支援として、新入学祝い品贈呈事業を行います。
養育支援訪問事業	様々な要因で養育が困難になっている家庭に対して、具体的な育児に関する技術援助や養育者の精神的な支援として育児支援サポーターの派遣や保育サポーターの派遣を行っています。

事業名	事業内容
地域活動支援センター事業	障がい者の相談、コミュニケーションの場として、個人個人の有する能力、適正、ニーズに応じて、生活すること、働くことに必要な能力を身に付け、充実した地域での生活を営めるよう支援します。
就労継続支援(B型)	一般就労に向けて、施設内での作業以外にも、企業側に出向いて、作業に取り組むことで、働く上で必要な能力を身に付けられるようにしていきます。また、実習先、就職先の開拓をしていき、就職後は定着できるように支援をしていきます。
在宅福祉サービスセンター事業	<p>住民参加型在宅福祉サービスとして、地域を支えていく担い手(協力会員)の育成や人材養成を図ります。また、協力会員の情報交換や交流を図り、ケース検討会や研修の機会を設けるほか、協力会員が、市民の多様なニーズに対応ができるよう体制を整えます。</p> <p>さらに、協力会員に対する社会的活動の評価を高めるための取り組みを実施します。</p>
居宅介護支援事業	要介護者が、住み慣れた居宅、地域で安心して暮らせるよう、利用者、家族の意向を尊重し、主治医、サービス提供事業者及び行政と連携を図り、居宅サービス計画を作成します。また、介護予防対象者が住み慣れた地域で、地域市民と共に元気で過ごせ、要介護状態にならないよう、介護予防支援計画及び介護予防ケアマネジメント計画を作成します。
訪問介護事業	<p>要介護者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対し、住み慣れた家で安心して暮らせるよう、心身の状況や家庭環境を踏まえ訪問介護を実施します。また、居宅介護支援事業所・行政・関係機関との連携を図りながら事業を進め、研修等を実施し、質の高いサービスを提供します。感染対策を徹底し、サービスの継続を行っていきます。</p> <p>ヘルパーの高齢化が進み、若い世代の人材が極度に不足している現状ですが、短時間ずつ仕事をするホームヘルパー独特の勤務体系を活かし、「人材」の幅を広めて、年齢や性別、経験等問わず多様な人材確保を図ります。</p>
障害者移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者にホームヘルパーを派遣して外出を支援します。障がい特性を踏まえて、安定したサービスが提供できるように、人材の確保とともに、研修等を実施します。感染対策を徹底し、サービスの継続を行っていきます。
障害福祉サービス事業	<p>障がい者が住み慣れた家で安心して暮らせるよう、心身の状況や家庭環境を踏まえ訪問介護を実施し、在宅での自立生活を支援します。</p> <p>また、障害者相談支援事業所・行政・関係機関との連携を図りながら事業を進めます。さらに、利用者の特性とニーズを踏まえ、質の高いサービスが提供できるように、研修等を実施します。感染対策を徹底し、サービスの継続を行っていきます。ヘルパーの高齢化が進み、若い世代の人材が極度に不足している現状だが、短時間ずつ仕事をするホームヘルパー独特の勤務体系を活かし、「人材」の幅を広めて、年齢や性別、経験等問わず多様な人材確保を図ります。</p>

事業名	事業内容
在宅言語リハビリアドバイス事業	病気や怪我が原因で、飲み込みに不安があったり、言葉が思うように話せない方を対象に、言語聴覚士がアドバイスします。また、病状や生活スタイルに合った活動についての相談・助言を通して、利用者のよりよい暮らしをフォローアップします。新規利用者の受入及び事業内容の拡充に努めます。
福祉機器貸出事業	疾病や怪我、障がい者(児)及び高齢者の社会参加を促進し、福祉の向上を図ります。 また、福祉機器の整備、安全管理に努め、利用者に必要な場面で貸出できる体制づくりを図ります。
福祉車両貸出事業	ボランティア、障がい児(者)及び高齢者の社会参加を促進し、福祉の向上を図ります。 また、福祉車両の整備、安全管理に努め、利用者に必要な場面で貸出できる体制づくりを図ります。
歳末たすけあい運動	市内全域の高齢者世帯・障がい者世帯を対象に、安心して新年を迎えられることができるよう、家事援助サービスを提供しており、多様なサービスの充実に努めます。
地域包括支援センター管理運営事業	地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のため必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

行政 の取り組み

- 高齢者が心身の健康を保ちながら、生きがいをもって生活できるような支援、疾病や介護、認知症予防の充実、さらに介護が必要になった場合でも安心できるサービス供給体制の充実を図ります。 【介護福祉課】
- 障がい者の地域での生活や病院・福祉施設等からの地域移行を支援するため、住まいの確保や日中活動を支援するサービスの充実、就労支援の基盤の確保に努めます。また、障がい児に対する発達支援の基盤の充実に努めます。 【社会福祉課】
- 安心して子どもを産み、心にゆとりを持った育児ができるよう、乳幼児期の教育・保育サービスや子育て支援サービス、学童期の放課後児童クラブ等の充実に努めます。 【こども福祉課・健康増進課】
- 各種相談支援の質の向上とともに、相談窓口と地域や関係機関、事業者との連携強化を図り、利用者のニーズに応じた、総合的・複合的な支援に努めます。 【介護福祉課・社会福祉課・こども福祉課】

(2)市民に分かりやすい福祉情報の提供

市民・地域 の取り組み

- 市民は、回覧板や広報紙などに目を通すようにします。
- 市民は、広報やホームページを通じて、福祉に関する情報を入手し、入手した情報を周囲に積極的に発信します。
- 市民は、社会福祉協議会の広報委員等への参加を通じて、市民の視点でのわかりやすい情報提供に協力します。
- 企業や事業所、福祉施設は、サービス内容や施設の活動等を積極的に情報発信します。

社協 の取り組み

事業名	事業内容
あおぞら(社協だより)の充実	社会福祉に対する市民啓発や福祉事業のPRを目的に、広報紙を発行し、市内全世帯に配布しています。また、広報委員を中心に市民の意見を取り入れた広報紙作成を心がけています。さらに、市内の視覚障がい者で希望される方には、音訳ボランティア作成の「声の広報」を送付しています。今後は、市民が読みたくなるような工夫を広報委員と検討し作成します。
ホームページの充実	市民のニーズに応じた福祉情報や社協活動状況の提供に努めます。今後はホームページに加えて SNS を活用し、さらに幅広く市民への情報提供に努めます。

行政 の取り組み

- 安心して福祉サービスを受けられるように相談体制の充実や、市民一人一人の暮らしにあった福祉サービスの総合的な提供に努めます。 【介護福祉課・社会福祉課・こども福祉課】
- 市ホームページや広報誌、なめがたエリアテレビを活用して、福祉情報の提供を行います。 【介護福祉課・社会福祉課・こども福祉課】
- 高齢者や障がい者、外国籍の人など、情報入手に困難さを抱える人に配慮した情報提供に努めます。 【介護福祉課・社会福祉課】
- 市内全域で視聴可能ななめがたエリアテレビを通じて、日常的に福祉情報の提供に努めます。 【事業推進課】

(3)情報バリアフリーの推進

市民・地域 の取り組み

- 市民は、点字化や手話、要約筆記等、情報取得やコミュニケーションの支援を行うボランティア活動に参加します。
- 行政区や地域の団体、企業、事業所、福祉施設は、行事等を開催する際に、障がい者等が参加できるように、手話等のボランティアやコミュニケーション支援機器の活用に努めます。

社協 の取り組み

事業名	事業内容
あおぞら(社協だより)の充実	社会福祉に対する市民啓発や福祉事業のPRを目的に、広報紙を発行し、市内全世帯に配布しています。また、広報委員を中心に市民の意見を取り入れた広報紙作成を心がけています。さらに、市内の視覚障がい者で希望される方には、音訳ボランティア作成の「声の広報」を送付しています。今後は、市民が読みたくなるような工夫を広報委員と検討し作成します。
ホームページの充実	アクセシビリティに配慮し、誰もが容易に情報を得られるようなホームページの構築を図り、ユーザビリティの向上に努めます。

行政 の取り組み

- 広報等を通じて、福祉サービスや生涯学習等の情報をわかりやすく提供するとともに、メディアの点字化、大文字化、ユニバーサル・デザイン*書体の活用、音声化・多言語化の促進等、アクセシビリティへの配慮と情報のユニバーサル・デザイン化を推進します。
【政策秘書課・社会福祉課】
- インターネット、アプリケーション等を活用し、自ら情報を発信し、社会参加する取り組みに対して、技術的、物理的な支援を図ります。
【政策秘書課・社会福祉課】
- 市民が参加する会議や行事等において、障がい者等が参加できるように、手話等のボランティアやコミュニケーション支援機器の活用、電話リレーサービスの周知に努めます。【社会福祉課】

* ユニバーサル・デザイン:年齢・性別・国籍・個人の能力にかかわらず、当初からできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインするという考え方であり、その対象は、ハード(施設や製品など)からソフト(教育や文化・サービスなど)に至るまで多岐に渡る。

2 福祉ニーズへの総合的・専門的な対応とケアマネジメントの仕組みづくり

■現状と課題■

本市では、市の各担当課の窓口のほか、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センターなどの専門的な相談支援体制の充実を図るとともに、社会福祉協議会、医療機関、介護サービス事業者などとの連携のもと、必要な方に支援やサービスが適宜提供する体制の充実に努めています。

近年、少子高齢化の進行や晩婚化、出産年齢の上昇に伴い、いわゆる「8050 問題(80 代の高齢者が 50 代の社会的に孤立している子どもの生活を支える問題)」や「ダブルケア(同じ世帯で、中学生以下の子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態)」に代表されるような複数の問題を同時に抱える世帯が増加するなど、福祉に関するニーズは複雑化かつ多様化しています。

市民アンケート調査では、福祉サービスを利用しやすくするために必要なことは、「サービスの周知を進める」、「情報提供の窓口を増やす」と回答する割合が高くなっています。

このような問題にも対応するため、介護・障がい・子育てなどの各分野を包括的に支援する体制を整備していくなど、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進していく必要があります。

■基本方針■

身近な地域における生活上のあらゆる相談に対応するとともに、支援が必要な場合には途切れることなく迅速に関係する機関につないでいく支援体制を推進します。

また、支援を必要とするすべての人が地域で安心して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉の分野が相互に連携しながら支援を行うための体制づくりを推進します。

さらに、複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するために、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に行うことができるように体制の整備に努めます。

(1) 包括的な支援体制の構築・強化

市民・地域 の取り組み

- 市民は、交流の場や相談窓口を活用します。
- 企業、事業所、福祉施設、医療機関、その他専門機関は、市や社会福祉協議会と連携し、関係する機関等で情報共有を図りながら、総合的、専門的な保健福祉サービスを展開します。

社協 の取り組み

事業名	事業内容
地域総合相談・生活支援事業	相談支援機関、関係者の連携・協働により、市民の相談を確実に受けとめ、切れ目のない支援を行います。

行政 の取り組み

- 既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な新たな支援体制を構築するために、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業について検討していきます。 【社会福祉課】
- 「行方市地域自立支援協議会」を通じて、関係機関が連携し、今後も障がい者の地域生活を支援する総合的な支援・サービスの提供を図ります。 【社会福祉課】
- 地域の医療・介護等の多職種による「地域ケア会議」において、個別のニーズに応じた総合的、専門的な福祉サービスの提供を図ります。また個別ケースの課題を積み上げて地域課題の検討を行います。 【介護福祉課】
- 介護サービスや地域資源等の活用、関係機関との連絡・調整を図るため、包括的な支援拠点である地域包括支援センターの機能強化を図ります。 【介護福祉課】
- 各種健診事業充実や、関係機関と連携した相談・訪問事業が適宜対応できる体制の充実を図ります。 【健康増進課】

(2)多様な主体による見守り・支え合い体制の充実

市民・地域 の取り組み

- 市民は、市民主体の地域福祉・健康づくりの活動を積極的に展開します。
- 市民は、社会福祉協議会の住民参加型在宅福祉サービスの協力会員等、担い手として福祉サービスに積極的に参加します。

社協 の取り組み

事業名	事業内容
在宅福祉サービスセンター事業	<p>住民参加型在宅福祉サービスとして、地域を支えていく担い手(協力会員)の育成や人材養成を図ります。また、協力会員の情報交換や交流を図り、ケース検討会や研修の機会を設けるほか、協力会員が、市民の多様なニーズに対応ができるよう体制を整えます。</p> <p>さらに、協力会員に対する社会的活動の評価を高めるための取り組みを実施します。</p>

行政 の取り組み

- 各地域における健康課題について住民自らが課題に気付き、自らが健康づくりに積極的に取り組むことができるように、地域健康づくり教室やなめがたエリアテレビ、市報を通し啓発を図ります。 【社会福祉課・健康増進課】
- 栄養に関する正しい知識を身につけ、バランスのとれた食事をこころがけ、生活習慣病等予防の食生活を実践するために、食育普及を図ります。 【健康増進課】
- 高齢者が活躍できる場所、住民主体の通いの場の構築を目指します。 【介護福祉課】

3 複合的な課題を抱えている人への支援の推進

■現状と課題■

本市では、生活困窮者自立相談事業や住居確保給付金の申請支援を実施しています。自立相談支援事業では、相談内容に応じて必要な情報提供や助言を行うとともに、支援が必要な場合、その人に適した支援計画を作成し、自立を促進しています。

今後、新型コロナウイルスの影響による困窮相談をはじめ、新規相談件数や継続支援者が増加し、複合的な課題を抱えている事例も多くなってくることが予測されます。

また、虐待の早期発見に向けた取り組みとして、虐待防止推進協議会を組織し、各分野の関係者が連携して情報共有を図っています。

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた外出自粛の動きは、家庭内での虐待やDVのリスクが高まる一方で、見守り活動が困難になるなど潜在化の懸念も指摘されており、実態を把握するための連携ネットワークの強化が必要です。

また、虐待している側のみならず、虐待されている側もその自覚や認識がない場合も多いため、虐待やDVに対する理解を深め、正しい知識を普及啓発することで、本人からのSOSの発信や周囲による気づきを促すことも重要です。

■基本方針■

生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対して、関係機関と連携し、早期把握に努めるとともに、経済的課題等に関する包括的な相談支援や就労等に関する支援等を行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。

また、高齢者、障がい者、子どもなどの虐待やDVの予防、早期発見、早期対応を図るため、広報・啓発事業や関係機関との連携推進など、体制整備を図ります。

(1)生活困窮者の早期把握

市民・地域 の取り組み

- 市民は、日頃から近所づきあいを深め、身近に相談相手を見つけます。
- 市民は、支援やサービスが必要な人を周囲で把握し、市や社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、関係機関へつないでいきます。
- 市民は、経済的に困窮した場合には、民生委員・児童委員に相談したり、市の相談窓口等を活用します。
- 福祉サービス事業所、福祉施設、医療機関は、生活困窮者を把握した場合には、民生委員・児童委員への相談や市の相談窓口等の活用を促すとともに、対応困難な事例の場合は、地域ケア会議や自立支援協議会等、関係者による情報共有の場を積極的に活用し、問題解決に取り組みます。

社協 の取り組み

事業名	事業内容
地域総合相談・生活支援事業	相談支援機関、関係者の連携・協働により、市民の相談を確実に受けとめ、切れ目のない支援を行います。

行政 の取り組み

- 関係課による連携のほか、さまざまな関係機関・関係者(社会福祉協議会や社会福祉法人、民生委員、見守り活動の団体等)と連携を強化し、対象者の早期把握に努めます。【社会福祉課】
- 専門機関と連携し、地域住民が抱える生活課題やニーズに応じた適切な相談支援や福祉サービスにつなげます。【社会福祉課】

(2)生活困窮者の自立支援の推進

市民・地域 の取り組み

- 市民は、経済的な困窮から自立した生活へと移行するために、市や社会福祉協議会の事業やハローワークによる就労支援等を積極的に活用します。
- 民生委員・児童委員は、訪問活動等を通じて日常的な見守り活動を行います。

社協 の取り組み

事業名	事業内容
生活福祉資金貸付事業	低所得者等に対して、低利子又は無利子での資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立や生活意欲助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、その世帯の安定した生活を確保することを目的とします。また、ホームページや広報紙などで制度の情報発信をします。
生活福祉資金特例貸付(新型コロナウイルス特例)	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業により一時的な生計維持または生活に困窮し日常生活の維持が困難となっている世帯への貸付をします。
生活支援事業(新型コロナウイルス特例・令和2年度実施)	新型コロナウイルスによる小中学校の休業や外出自粛により、心理的・経済的な負担を抱えているひとり親の家庭等に対し、行方市特産品の詰め合わせを配布しました。また、マスクの品切れが続き、また、外出の自粛要請により、ボランティア活動も一時的に自粛傾向にありました。そんな中、今だからこそ「できる人ができることを」を合い言葉に、家でもできるボランティアとして「手作りマスクボランティア」と「ご自宅にあるマスク材料の寄附」を実施しました。

行政 の取り組み

- 生活困窮者自立支援法に基づく支援として、自立相談支援事業と住居確保給付金を実施するほか、一時生活支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業などの支援事業に積極的に取り組み、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度をはじめとする他制度の活用促進、ハローワークとの連携による就労支援とともに、民生委員・児童委員による訪問活動、近隣住民やボランティア等による日常的な見守り活動等も活用しながら、生活困窮者への総合的な自立支援の体制づくりに努めます。

【社会福祉課】

(3)あらゆる虐待の防止対策

市民・地域 の取り組み

- 市民は、子育てや介護等で悩んでいるときは、気軽に関係する相談窓口を利用します。
- 市民や福祉サービスに従事する人は、虐待等をみかけたときは、すぐに苦情相談窓口等に通報・相談します。
- 福祉サービス事業所、福祉施設、医療機関は、職員による虐待防止のための取り組み(研修等)を実施します。

社協 の取り組み

事業名	事業内容
日常生活自立支援事業	日常的な金銭管理の援助により障がい者等が在宅で自立した生活を送ることができるよう支援します。また、相談体制や広報の充実に努めます。迅速な対応、相談を目指し、利用者が望む的確な支援を行います。
法律相談事業	土地問題、相続、離婚、金銭トラブル、事故等について、弁護士による相談を無料で行っています。広報啓発(ホームページや掲示等)の充実に図り、市民の利用を促します。

行政 の取り組み

- 障がい者・児童・高齢者に対する虐待に関し、市が設置している相談・通報窓口等について、市民や各関係機関に周知し、早期発見、早期対応に努めていきます。また、各専門機関とのネットワークを構築し、今後もより一層の連携強化を図ります。
【社会福祉課・こども福祉課・介護福祉課】
- 虐待が起こった場合は、福祉・保健・医療等の関係機関とケアチームを編成し、個別課題にあった対応を模索し、支援します。
【社会福祉課・こども福祉課・介護福祉課】

4 障がいをも理由とする差別の解消の推進

■現状と課題■

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(いわゆる障害者差別解消法)」が施行されました。

障がいの有無にかかわらず、それぞれがかけがえのない個性をもった一人の人として尊重されなければなりません。しかし、障がいや障がいのある人に対する理解不足や誤解から生じる差別や偏見は依然として存在しています。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、すべての住民が各種広報媒体・行事・イベント、さらには身近な地域、学校、職場の活動を通じて障がいや障がい者について理解の促進を図ることが重要です。

■基本方針■

市民等に対して、障害者差別解消法の内容などの周知を図り、障がいと障がい者に対する理解とバリアフリーのまちづくりに対する一層の協力を求める障害者差別解消法に基づく具体的な取り組みについて、関係機関と連携して実施します。

(1)障がいと障がい者への理解を広げる取り組み

市民・地域 の取り組み

- 市民は、市や社会福祉協議会の広報紙やパンフレット等を通じて、障がいと障がい者への理解とともに、障害者差別解消法の趣旨について理解し、一人一人が障がいを理由とする差別の解消に取り組めます。
- 企業、事業所、福祉施設、医療機関、その他専門機関は、障害者差別解消法に関する職員研修等を実施し、差別解消のための取り組み(合理的配慮等)を主体的に行います。

行政 の取り組み

- 市民や事業者等への障害者差別解消法の周知を図ります。 【社会福祉課】
- 「行方市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」により個々の具体的対応に努めます。 【働き方改革課】
- すべての児童生徒が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進します。 【学校教育課】

(2)相談及び紛争の防止等のための体制の整備

市民・地域 の取り組み

- 市民は、障がいを理由とする差別・配慮の問題等が起こった場合は、市の相談窓口を積極的に利用します。
- 企業、事業所、福祉施設、医療機関、その他専門機関は、「行方市地域自立支援協議会」を通じて連携し、情報共有等を行い、差別を解消するための具体的な施策や養護者に対する支援施策等を推進します。

行政 の取り組み

- 障がい者や家族等、関係者からの差別に関する相談に的確に応じる体制の整備を図ります。
【社会福祉課】
- 関係機関と連携し、地域の実情に応じた差別の解消のための取り組みを主体的に行います。
【社会福祉課】

基本目標3 安全・安心な地域づくり

1 すべての市民が安心して外出できる環境づくり

■現状と課題■

本市では、公共施設や公共交通機関などの改修やバリアフリー化を進めていますが、地域からは、通学路の歩道整備を始め、安心して暮らすことができる環境づくりに対する意見が挙がっており、より多くの人々が安全で快適に生活できるよう、バリアフリー及びユニバーサル・デザインの視点による住環境の整備が必要です。

また、日常生活に必要な買い物や通院等の移動手段として、社会福祉協議会では行方ふれあい号乗り合いタクシーなどを運行して地域の公共交通を担っています。

市民アンケート調査では、買い物や病院などの外出状況を年齢別にみると、70歳以上で「一人で十分できる」と回答する割合が低く、また、将来の買い物や病院などの移動に対する不安は、年齢があがるにつれて「不安がある」割合は高くなっています。

高齢化に伴い、車の運転ができなくなるなど、今後さらに移動に不安を感じる人が増加すると考えられるため、今後、交通弱者に対する交通の手段の確保といった課題についても関係各課との連携が必要です。

■基本方針■

令和3年3月に策定した「行方市地域公共交通計画」に基づき、公共交通の利便性向上を図るとともに、誰にとっても利用しやすい「ユニバーサル・デザイン」の考え方にに基づき、高齢者や障がい者、児童等、すべての人が安心して移動・活動できるようなまちづくりを目指します。

施設、道路等のハード面での整備を進めるとともに、バリアフリーに関する情報提供、さまざまなソフト面での施策についても併せて推進を図ります。

(1) バリアフリーのまちづくり

市民・地域 の取り組み

- 市民は、安全面で問題のある箇所等について、市等に知らせます。
- 企業、事業所、交通機関等は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(いわゆるバリアフリー法)」に基づく取り組みに努めます。

行政 の取り組み

- 市民の利用の多い生活道路、通学路等については、利用者の安全性を確保するため、施設ごとに具体的な使用形態を想定しながら、順次改良及び維持補修に努めます。
【都市建設課・道路維持課】
- 市内の生活関連施設(商業施設、文化施設)については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(いわゆるバリアフリー法)」に基づく取り組みを促進します。
【財政課・事業推進課・道路維持課・商工観光課・生涯学習課・社会福祉課・介護福祉課】

(2)市内交通の利便性の向上

市民・地域 の取り組み

- 市民は、外出や移動の際はお互いに協力します。
- 市民は、高齢者や障がい者、まちに暮らす様々な人たちの立場に気づき、理解し、行動につなげます。
- 市民は、公共交通機関を積極的に活用し、市等に利便性の向上を提言します。

社協 の取り組み

事業名	事業内容
新公共交通システム事業	日常生活の移動に不便を感じる交通弱者の移動手段を確保し、交通不便地域の解消を図り、公共福祉の増進と活力に満ちた地域社会の実現を目指します。
行方市福祉バス管理運営事業	業務を実施する上で交通安全と労働安全に十分な配慮を行い委託者が請負契約を締結する運行業者(運転乗務員)と連絡を密に取り合いミスがないよう入念にチェックを行うこと。また、当該業務の関係法令を正しく理解し高い質を確保するよう努めます。

行政 の取り組み

- 高速バス、路線バス、乗合タクシー、民間タクシー、スクールバス等を組み合わせた持続可能な公共交通ネットワークを形成することにより、交流と地域の活力を支える利用しやすい持続可能な公共交通網を構築します。【事業推進課】
- 障がい者への外出支援として実施している福祉タクシー事業については、新規手帳交付者への制度の案内を交付時に行い、制度の周知に努めます。【社会福祉課】

2 市民生活の安全安心の向上

■現状と課題■

本市では、地域において、子どもの見守り活動や自主防災組織の結成などの防犯・防災活動が展開されています。

また、日頃からの見守りにおいて、支援を要する高齢者・障がい者等に対して、見守り支援を行うための避難行動要支援者の名簿を作成し、各地区の実情に応じて見守りを行い、災害時の支援体制の確立に向けた活動にも活用しています。安全・安心に暮らせる地域づくりのためには、実施団体の拡充や市内全域への展開に向けた啓発など、共助の活動をさらに広げていくことが重要です。

市民アンケート調査では、充実すべき住民相互の自主的な支え合いや助け合いは、「災害時を想定した準備(避難訓練・備蓄等)」が上位にあがっています。

今後は、避難行動要支援者の登録者数の増大が見込まれるとともに支援者側の負担が増大することが懸念されるため、地域における支援団体の拡充及び支援体制のさらなる構築が求められます。また、新型コロナウイルスの世界的大流行を踏まえ、感染防止対策の徹底をはじめ、安全・安心な避難生活を送ることができる環境づくりに取り組む必要があります。

■基本方針■

行方市地域防災計画に基づき、地域における防災対策及び災害時支援体制の充実を図ります。

地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉サービス事業所などとの連携のもと、高齢者や障がい者など災害時に配慮が必要な人の安否確認と避難行動の支援ができる体制の充実を図ります。

また、防犯ボランティアの組織の強化、育成を図り、地域住民との協力体制を確立するなど、安全で安心なまちづくりを推進します。

(1)避難行動要支援者対策等、防災・減災対策の推進

市民・地域 の取り組み

- 市民は、日頃から防災意識を高め、避難場所や避難経路を確認します。
- 市民は、地域の防災訓練に積極的に参加したり、避難行動要支援者の支援者等となって、災害時に備えます。
- 行政区や福祉施設、医療機関等は、避難行動要支援者の避難を想定した防災訓練を実施します。
- 企業、事業所、福祉施設、医療機関、その他専門機関は、災害時を想定した職員や利用者のための備えを行います。

社協 の取り組み

事業名	事業内容
生活支援体制整備事業(地域防災・防犯ネットワーク推進事業)	自助、共助という防災の基本理念に基づき、地域防災力の向上に資することを目的とします。その実施にあたっては、行政、防災関係機関、市民、事業所、行政区等の様々な主体者と、一体となって取り組むこととします。

行政 の取り組み

- 避難行動要支援者登録制度や福祉避難所の周知を図るとともに、個別計画の推進を図り、避難支援等関係者に日頃の見守り活動への活用を促進します。【社会福祉課】
- 災害発生直後の初動期における被害を軽減するため、区長と民生委員と消防団が緊密に連携し活発な自主防災活動を行います。【総務課・社会福祉課】
- 大規模災害時でも住民サービスの提供の継続や円滑な業務の再開ができるよう関係機関との情報共有、連携体制を構築します。【総務課】
- 災害時の情報伝達手段の複合化・正確性の向上を図り、なめがたエリアテレビを通じて速やかに情報提供をします。また、平常時には日常の防災・減災情報の提供にも取り組みます。【事業推進課】

(2)地域ぐるみの防犯活動・交通安全対策の推進

市民・地域 の取り組み

- 市民は、自分たちで住みよい・安全な地域にしていこうとする意識を持ちます。
- 市民は、防犯活動や交通安全教室に積極的に参加します。
- 市民は、市の情報メールー斉配信サービス(メールマガジン)等を利用し、防犯に関する情報入手に努めます。
- 行政区や地域の団体等は、特殊詐欺(二セ電話詐欺等)をはじめ、犯罪に対する注意喚起に協力します。

行政 の取り組み

- 市民会議や青少年相談員並びに地域の協力により、防犯活動の推進に努めます。各小学校の「見守り隊」の活動を継続し、子どもの安全対策の強化を図ります。【生涯学習課】
- 警察、交通安全協会、交通安全母の会等との連携により、高齢者や子どもに対する交通安全対策の強化を図ります。【総務課】
- 市内の主要交差点に防犯カメラを設置し、地域の防犯力の強化を図ります。【総務課】
- 防犯灯、道路照明、カーブミラー、ガードレール等の防犯施設、交通安全施設の整備と適切な管理に努めます。【総務課・都市建設課・道路維持課】
- 市の広報やホームページ、メールマガジン、SNS、防災行政無線、なめがたエリアテレビ等を通じて、特殊詐欺(二セ電話詐欺等)に対する警戒情報を発信するとともに、警察や行方市消費生活センター等と連携し、老人クラブ等での講座開催等、さまざまな機会を通じた注意喚起を図ります。【総務課・政策秘書課・事業推進課・商工観光課】

第5章

行方市成年後見制度利用促進基本計画

第5章 行方市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方に代わって、家庭裁判所から選任された支援者(成年後見人等)が本人の預貯金の管理等(財産管理)や日常生活での様々な契約等(身上保護)を行っていく制度です。この制度を十分に普及させていくために、国は、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行しました。

この法律で、市町村は国の「成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月策定)」を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めるとともに、中核となる機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

これを受け、本市は、社会福祉課を中心に、関係各課、関係機関とともに「行方市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、制度の利用促進に向けて、取り組むものとします。

【成年後見制度とは…】

認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な方の財産や権利を守るための制度です。家庭裁判所に選任された「成年後見人等」が、本人に代わり生活全般にかかる必要な意思決定を支援し、本人が不利益を受けないようにします。

成年後見制度は大きく分けて2つ、法定後見制度と任意後見制度があります。

○法定後見制度

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な状態となった人の権利を守るため、申立てにより家庭裁判所が選任した支援者がつく制度です。「後見(判断能力が全くない方)」、「保佐(判断能力が著しく不十分な方)」、「補助(判断能力が不十分な方)」という3つのタイプがあり、本人の判断能力の程度に応じて家庭裁判所がタイプを決定します。家庭裁判所が必要に応じて鑑定を行うことがあります。

○任意後見制度

自分の判断能力が低下した時に備えて、あらかじめ支援者を誰にするか、将来の財産管理や身の回りのことについて何を支援してもらうか、自分で決めておくことができる制度です。

(2)計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項において、各市町村が成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとされていることに基づき、「第8期行方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「行方市第6期障害福祉計画、行方市第2期障害児福祉計画」等との整合、連携を図り基本的な計画を策定するものです。

(3)計画の期間

本計画の期間は、行方市地域福祉計画・行方市社会福祉協議会地域福祉活動計画に準ずるものとしします。

今後、本計画の見直しに際しては、「行方市地域福祉計画・行方市社会福祉協議会地域福祉活動計画」、「第8期行方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「行方市第6期障害福祉計画、行方市第2期障害児福祉計画」等との整合性を図り改訂します。

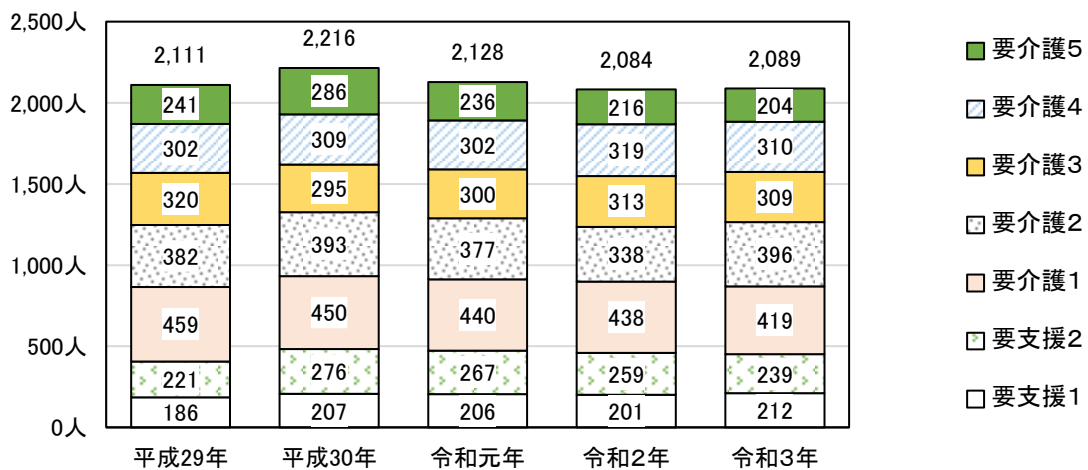
2 本市の現状

(1) 高齢者、障がいのある人の状況

① 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、令和3年現在 2,089 人と、近年は横ばいとなっています。
要介護度別にみると、軽度(要支援1～要介護1)の割合が高くなっています。

■ 要支援・要介護認定者数の推移



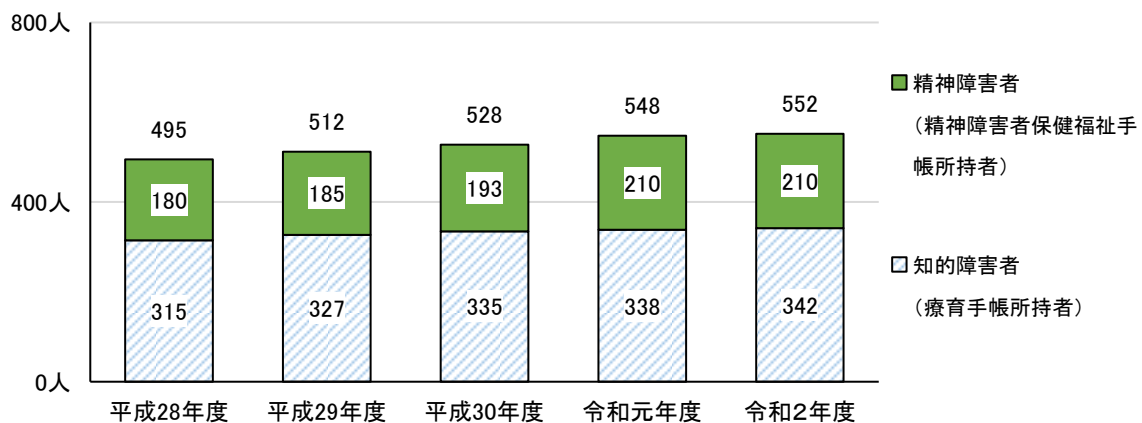
資料:介護保険事業状況報告(各年9月末現在)

② 障害者手帳所持者数の推移

各手帳所持者数等は、令和2年度末現在、療育手帳 342 人、精神障害者保健福祉手帳 210 人、自立支援医療(精神)受給者数 428 人となっています。

過去5年度は、療育手帳所持者数や精神障害者保健福祉手帳所持者数、自立支援医療(精神)受給者数がおおむね増加傾向となっています。

■ 障害者手帳所持者数の推移



資料:社会福祉課(各年3月31日現在)

(2)市長による審判の申立て

親族等による後見開始の審判の申立てが期待できない高齢者や障がい者については、老人福祉法や知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律などにより市長が申立てを行うことができます。市は「行方市成年後見制度利用支援事業実施要綱」により、市長が申立てを行う場合の手続き等を定め、成年後見制度の利用支援に取り組んでいます。

■成年後見制度利用支援事業(市長申立件数)の実績

単位:件

項目/年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
高齢者	1	2	2	1	0	1
障がい者	0	0	0	0	0	1
合計	1	2	2	1	0	2

資料:介護福祉課、社会福祉課(各年3月 31 日現在) 令和3年度は見込み

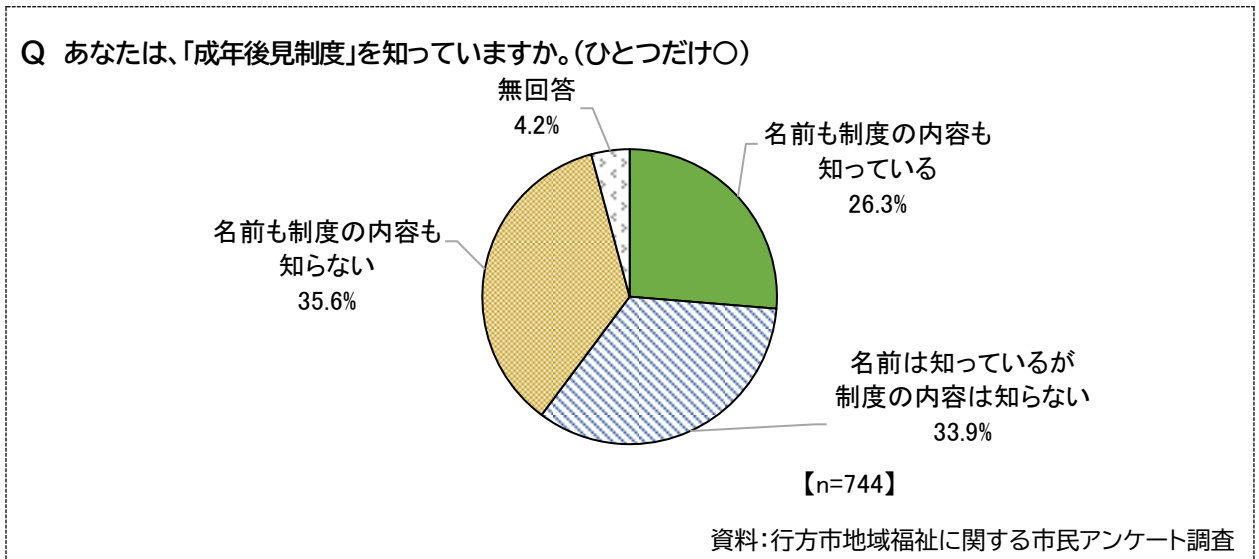
■本市の成年後見制度の利用状況

後見	保佐	補助	任意後見	合計
22	1	1	0	24

資料:水戸家庭裁判所(令和3年10月1日時点)

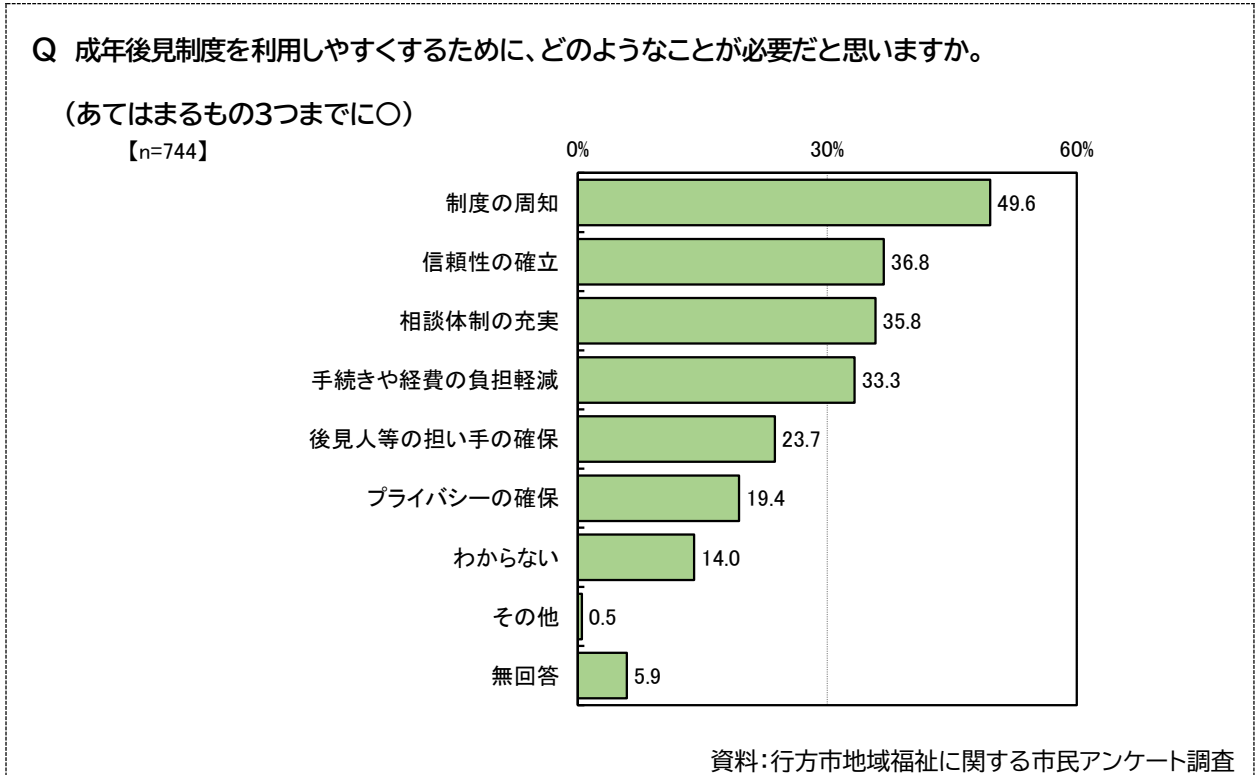
(3) アンケート調査結果

① 成年後見制度の認知度



▶成年後見制度の認知度は、「名前も制度の内容も知っている」(26.3%)、「名前は知っているが、制度の内容は知らない」(33.9%)を合計すると60.2%が何らかの形で成年後見制度を知っていると回答しています。また、「名前も制度の内容も知らない」が35.6%となっています。

② 成年後見制度を利用しやすくするために必要なこと



▶成年後見制度を利用しやすくするために必要なことは、「制度の周知」が49.6%で最も多く、以下、「信頼性の確立」が36.8%、「相談体制の充実」が35.8%などとなっています。

3 成年後見制度利用促進のための具体的な取り組み

本市の高齢者、障がい者の状況や成年後見制度に関する国の動向などを踏まえ、本市においても、成年後見制度を必要とする人が利用できるよう、国の成年後見制度利用促進基本計画を考慮して、地域連携ネットワークと中核機関の整備を進めます。

【目標1】成年後見制度の周知及び啓発の強化

認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な方の財産や権利を守り、安心して成年後見制度を利用していただけるよう、広く周知を行います。

(1) 制度の広報・普及

市民への広報・ホームページへの掲載やパンフレットの配布に加え、出前講座や講演会等を開催し、制度について正しく周知をします。

また、高齢者や障がい者に携わる関係機関を対象とした研修会を開催し、成年後見制度に関する理解を深め、職種間の連携を強化します。

【目標2】権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な方や将来の判断能力の低下に不安を抱く方のために、本人の親族や司法・医療・福祉などの専門職団体、地域の関係機関などが連携するネットワークを構築するための中心として中核機関を設置し、本人及び後見人等を支援する体制を整備します。

(1) 中核機関の設置

中核機関とは、地域連携ネットワークの運営の中心となり、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能を有し、成年後見制度の総合相談窓口となる機関です。国の成年後見利用促進基本計画では、令和3年度末までに市町村又は市町村の委託などにより設置することが努力義務となっています。本市でも、関係機関と調整を進め、権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能を強化するため、その中心的な役割を担う中核機関の設置をします。

これに合わせて本市は、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職に対し、地域連携ネットワークの中心的な担い手として、中核機関の円滑な業務運営に積極的な協力を依頼します。

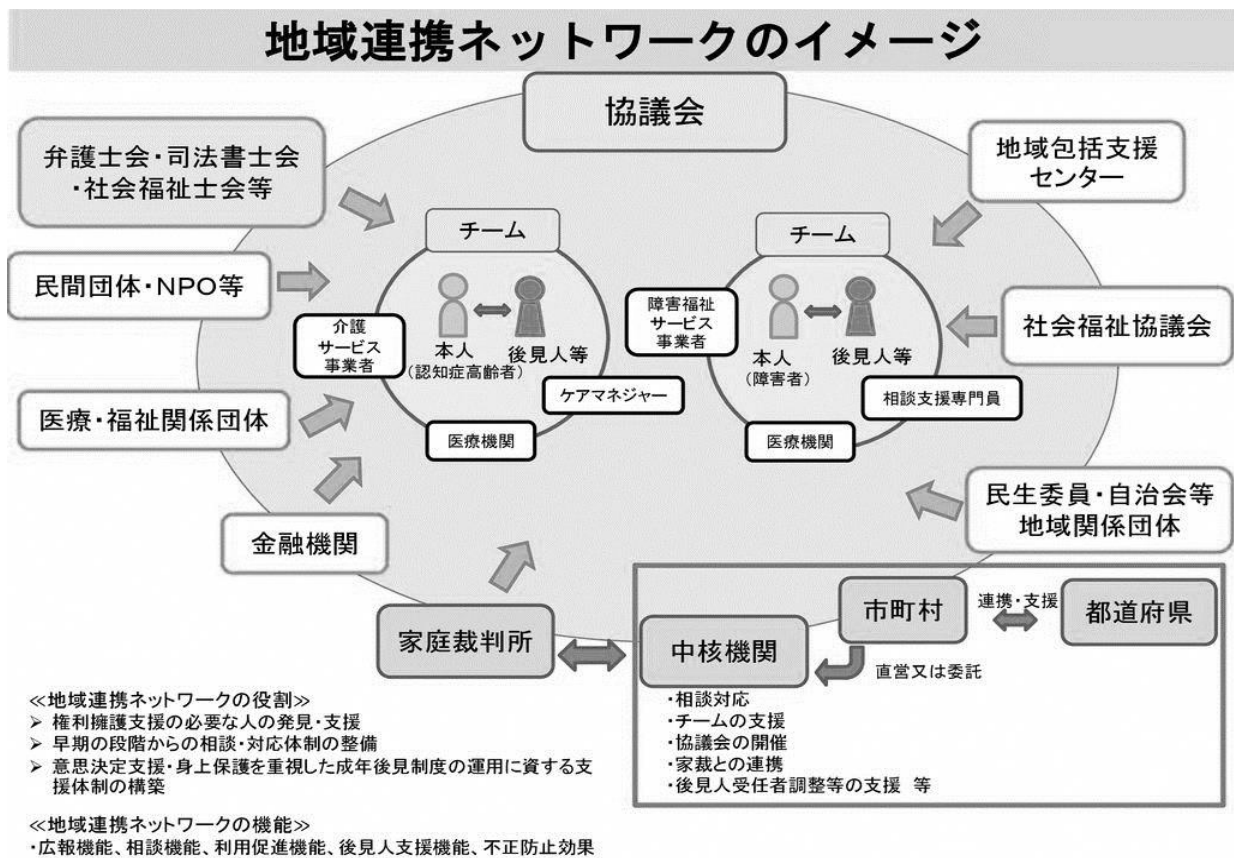
また、家庭裁判所や関係機関と連携をしながら、制度の広報、相談、利用促進、後見人等の支援等に関する各事業を推進していきます。

(2)地域連携ネットワークの構築

地域において権利擁護が必要な人を把握し、相談に応じ、成年後見制度の利用に結び付けるために、地域における医療・福祉・地域の関係者や法律の専門家・行政などが連携して対応する必要があります。

そのためには、関連部署や関係機関が連携した体制づくりに取り組むとともに、情報交換や情報の共有化を図る機会を設け、ネットワークの構築を進めます。

また、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に対応できるよう、法律・福祉の専門職団体や関係機関が支援できる体制を整えていきます。



出典:内閣府「地域連携ネットワークのイメージ」より

【目標3】相談支援機能及び利用支援体制の強化

本人や親族が安心して成年後見制度を利用できる仕組みとして、相談支援機能の強化を図るとともに、制度の利用が必要にも関わらず、本人及び親族による申立てが見込めない場合、市長申立てにつなげる等、早期発見・早期対応に努めます。

(1)相談支援機能の強化

市民からの一般的な成年後見制度・仕組みに関する相談や申立て手続き等については、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所、地域包括支援センターなどの相談支援機関を通じ、本市と行方市社会福祉協議会が中心となり対応します。

成年後見制度の利用に関する相談ができる体制づくりに取り組み、既存の支援機関や協議会、地域ケア会議等の機能を活用しながら早期の段階からの相談・支援体制を整えます。

第6章

計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 地域住民、関係機関・団体等との連携

市民一人一人が福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員となり、地域の支え合い、助け合いの担い手の一員であることの自覚を持つことが大切です。

今後は地域福祉の担い手として、地域で起こる問題を「我が事」として捉えながら地域の中で解決するためには何ができるかを考え、実際の行動に移していくことが期待されています。

また、計画の策定に参加した関係機関・団体をはじめ、企業、そして市と社会福祉協議会は、地域住民による主体的な活動をさまざまな面で支援する必要があります。

計画の推進にあたっては、地域住民や関係機関・団体、企業、社会福祉協議会、市等それぞれが、具体的にできることは何かをまずは話し合い、できることから着実に実践します。

(2) 市の関係課の連携、市と社会福祉協議会の連携

今後の地域福祉の推進にあたっては、本市は『地域包括ケア』の視点で、保健・医療・介護・福祉を担当する関係課相互の連携・協力とともに、教育やまちづくり、防災・防犯等を担当する関係課と、積極的に連携・協力しながら事業を展開します。

また、市と社会福祉協議会が協働して、地域住民が福祉活動に参加するための支援を行い、関係団体等が身近な地域での支え合い活動を推進します。

(3) 社会福祉協議会の組織体制の強化

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置づけられており、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、普及、助成など、地域に密着しながら、地域福祉を推進するためのさまざまな事業を行っています。

この計画に基づく事業について、効率的かつ実効性のある展開をしていくため、次のとおり組織体制の強化を図るとともに、職員の知識や能力の向上、事務事業等の効率化を図ります。

■組織体制の強化■

事業名	事業内容
広報委員会	広報紙やパンフレットの発行にあたり、市民・関係者の助言・協力のもとで、さらなる紙面の充実を図ります。
理事会・評議員会	地域福祉を推進する中核的な専門機関としての使命を達成するために、理事会・評議員会を開催し、法人運営及び事業の円滑な実施を図ります。

■財政基盤の強化■

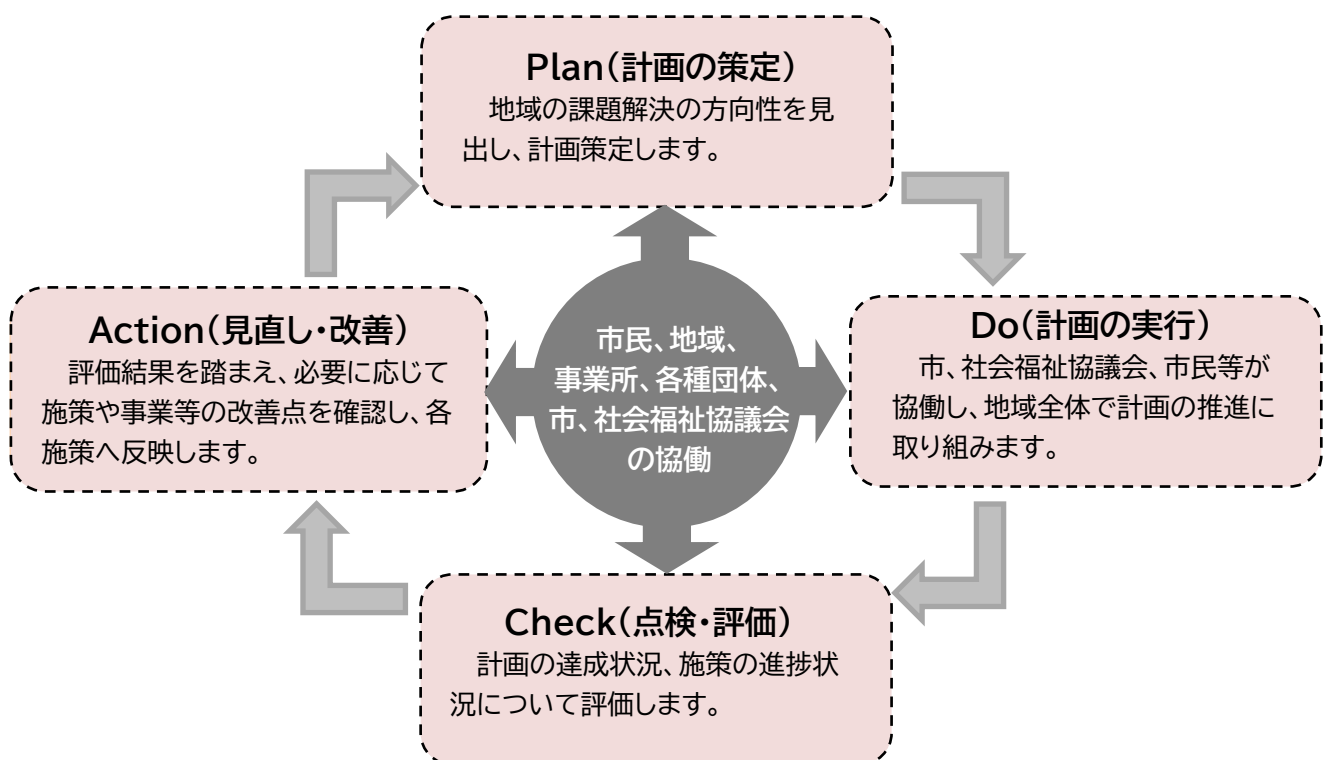
事業名	事業内容
共同募金配分金事業	住民の善意によるボランティア活動や住民の自発的意志に基づく社会的活動及び小中学校における福祉教育の啓発、推進を図り、活動の質を高めることを目指し、地域福祉活動事業を行います。 また、募金運動により、地域課題に対し効果的に配分金事業を実施できるよう事業の充実を図ります。
会員募集	広報紙、ホームページ、SNSなどの広報媒体を積極的に活用し、市民、企業等に社会福祉協議会で実施している各種事業の理解促進を図り、自主財源の確保につなげます。 また、会費以外の新たな自主財源の確保に向けて検討を進めていきます。

2 進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て(Plan)、実行(Do)、その進捗状況を定期的に点検・評価した上で(Check)、その後の取り組みを改善する(Action)、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

本計画に定める成果目標及び施策の進捗状況については、定期的にその実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら分析・評価をし、改善・見直しを行います。また、計画の進捗状況の評価は、関係各課の連絡会議を毎年度開催し、評価を実施します。

さらに、中間年度においては、有識者等による会議を実施し、施策の評価・見直しを実施します。



3 目標値の設定

計画全体の成果指標については、次のとおり設定し、この計画の改定時期にアンケート調査等を実施し、達成状況を把握します。

成果指標	第3期策定時	目標値	データ
①福祉施設や福祉サービスについての情報や知識が「ある」人の割合を増やす	45.0%	49.0%	地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査 ※第2期策定時の実績値(48.8%)まで戻すことを目標とする
②地域の行事や活動に「積極的に参加している」「たまに参加している」人の割合を増やす	61.2%	69.5%	地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査 ※第1期策定時の実績値(69.4%)まで戻すことを目標とする
③ボランティアセンターの団体登録数を増やす	31 (令和2年度実績)	33	社会福祉協議会実績 ※過去の実績を考慮し設定
④ボランティアに参加した人の割合を増やす	36.0%	38.5%	地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査 ※第3期策定時の上り幅(2.5%)で設定
⑤住まいの地域が安心して暮らしていける地域であることについて、「とてもそう思う」「そう思う」という人の割合	66.5%	70.0%	地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査 ※地区の上り幅との整合性を図った数値設定
⑤-1 麻生地区	67.5%	68.5%	地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査 ※第3期策定時の上り幅(1.4%)で設定
⑤-2 北浦地区	62.0%	65.0%	地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査 ※第2期策定時の実績値(64.7%)まで戻すことを目標とする
⑤-3 玉造地区	70.3%	76.0%	地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査 ※第3期策定時の上り幅(5.4%)で設定
⑥成年後見制度の認知度「名前も制度の内容も知っている」、「名前は知っているが、制度の内容は知らない」人の割合を増やす	60.2%	65.0%	地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査 ※行方市成年後見制度利用促進計画のもとづき、周知啓発をしていくため、高い目標設定とした。

資料編

資料編

1 行方市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 22 年 11 月 22 日
告示第 82 号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条に規定する地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、行方市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画に関する事項について協議及び検討を行い、計画案を策定し、これを市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1)市民

(2)保健・医療関係者

(3)福祉関係事業者

(4)各種関係団体の代表者

(5)行政機関の職員

(6)その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定終了時までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第6条 委員会は、計画案の策定に至るまでの調査、研究、調整及び素案の立案を行うため、関係者によるワーキングチームを設置することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(令 2 告示 24・一部改正)

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り別に定める。

附則

この告示は、公表の日から施行する。

附則(令和2年告示第 24 号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

2 行方市社会福祉協議会第3期行方市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人行方市社会福祉協議会(以下「本会」という。)における地域 福祉推進のための活動・行動計画を策定するために「行方市社会福祉協議会第3期行方市地域福祉活動計画策定委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事業)

第2条 委員会は、地域福祉活動計画に関する必要な事項について調査研究及び協議し、計画案の策定を行う。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから本会会長が委嘱する。

- (1)市民を代表する者
- (2)社会福祉関係団体を代表する者
- (3)保健・医療関係者を代表する者
- (4)社会福祉事業者を代表する者
- (5)行政機関・関係団体を代表する者
- (6)その他会長が必要と認めたる者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定終了時までとする。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。

3 委員会の会議の議事は、委員総数の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審議結果)

第7条 審議結果については、適宜会長に報告するものとする。

(情報公開)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の会議への出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(ワーキングチーム)

第9条 計画案の策定にあたり、地域福祉活動計画の策定に関する情報の収集、調査・研究を行うためワーキングチームを設置することができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、地域福祉係において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

3 行方市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

No.	区分	氏名	所属名	役職名
1	市民代表	松金 孝之	行方市区長会	副委員長
2	市民代表	辻田 研一	行方市PTA連絡協議会	
3	市民代表	三枝 卓爾	行方市老人クラブ連合会	
4	保健・医療関係者	根本 公夫	水郷医師会	
5	福祉関係事業者	田口 慶子	障害者就労支援事業所フリーダム	
6	福祉関係事業者	山根 豪禅	行方市民間保育園連絡協議会	
7	福祉関係事業者	松岡 正和	特別養護老人ホームあそこの郷	
8	福祉関係事業者	飯田 真由美	介護老人保健施設リヒトハウス北浦	
9	関係団体	鈴木 裕	行方市議会	委員長
10	関係団体	羽生 成一郎	行方市民生委員児童委員協議会	
11	関係団体	大原 孝	行方市ボランティア連絡協議会	
12	関係団体	濱田 拓也	行方市社会福祉協議会	
13	行政機関	高須 敏美	行方市企画部	
14	行政機関	井川 美佐子	行方市市民福祉部	
15	市長が必要と認めた委員	石田 誠	司法書士	

行方市地域福祉計画・行方市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第3期計画）

令和4年3月

発 行	行方市・社会福祉法人行方市社会福祉協議会	
企画・編集	行方市市民福祉部社会福祉課 〒311-3512 茨城県行方市玉造甲 404 行方市役所玉造庁舎 T E L (0299)55-0111 F A X (0299)36-2610 http://www.city.namegata.ibaraki.jp/	社会福祉法人行方市社会福祉協議会 〒311-3512 茨城県行方市玉造甲玉造甲 478-1 地域包括支援センター内 T E L (0299)36-2020 F A X (0299)55-4545 http://www.yokattanet.jp/